

城陽市高齢者保健福祉計画・第9期城陽市介護保険事業計画（原案）
について

標記の件について、別紙のとおり報告します。

別紙

1. 城陽市高齢者保健福祉計画・第9期城陽市介護保険事業計画（原案）
2. 地域包括支援センターについて

城陽市高齢者保健福祉計画・
第9期城陽市介護保険事業計画
(原案)

令和5年(2023年)12月

城 陽 市

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ等	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画策定体制	2
(3) 計画期間	3
(4) 関連計画との整合	3
第2章 高齢者保健福祉の現状と課題	5
1 高齢者の現状	6
(1) 人口構造	6
(2) 高齢者のいる世帯の状況	7
2 介護保険事業の現状	8
(1) 第1号被保険者の状況	8
(2) 要支援・要介護認定者の状況	8
(3) 介護（介護予防）サービスの利用状況	11
(4) 市町村特別給付の状況	17
(5) 地域支援事業の状況	17
(6) 介護（介護予防）サービスの基盤整備状況	18
(7) 城陽市高齢者保健福祉計画・第8期城陽市介護保険事業計画の進捗状況	20
3 日常生活圏域の設定と現状	22
(1) 日常生活圏域の設定	22
(2) 日常生活圏域ごとの現状	23
4 高齢者保健福祉事業の現状	24
(1) 健康増進等事業の現状	24
(2) 高齢者福祉事業の現状	27
5 高齢者保健福祉に関する市民ニーズ	28
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	28
(2) 在宅介護実態調査	42
6 国・府における動き	53
(1) 国が示す介護保険制度の方向性	53
(2) 京都府における政策目標と重点課題	54
7 高齢者人口の中長期的な見通し	55
8 高齢者保健福祉の課題	56

第3章 基本目標等	59
1 基本的な目標と理念	60
2 施策の体系	61
第4章 分野別計画	67
1 安心できる介護サービスの提供	68
(1) 安心して暮らせる居宅サービスの充実	69
(2) 地域密着型サービスの充実	76
(3) 施設サービスの充実と重度者への重点化	80
(4) 医療と介護の連携の強化	83
(5) 介護サービスの安定的な提供と質の向上	85
2 総合的な介護予防の推進	88
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	89
(2) 重度化防止のための予防給付の充実	94
(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	98
3 地域包括ケアシステムの推進	100
(1) 日常生活圏域の設定	101
(2) 地域包括支援センターの活動強化	102
(3) 相談体制の確立	106
(4) 地域で支えあうための連携強化	107
(5) 認知症高齢者施策等の推進	110
4 介護保険事業の円滑な運営	115
(1) 制度の周知と情報提供	116
(2) 適正な介護認定の推進	117
(3) 保険者機能の強化と介護給付適正化の推進	119
(4) 相談への対応	121
(5) 低所得者対策	122
5 健康づくりの推進	123
(1) 第2次健康づくり計画（健康じょうよう21）の推進	124
(2) 健康増進等事業の充実	125
6 自立を支える福祉サービスの提供	132
(1) 生活支援サービスの充実	133
(2) ひとり暮らし高齢者等の見守りセーフティ対策の展開	136
(3) 介護者支援サービスの充実	138
7 社会参加と交流の促進	141
(1) 生きがい施策・施設の充実	142
(2) 世代間交流等の機会の充実	144
(3) 各種団体・グループの育成	145

第5章 介護保険等事業量の見込み	147
1 令和6年度～令和8年度の被保険者の推計	149
2 要支援・要介護認定者数の推計	149
3 施設・居住系サービス利用者数の推計	150
(1) 施設サービス利用者数見込みの設定	150
(2) 居住系サービス利用者数見込みの設定	150
4 居宅サービス利用者数の推計・地域密着型サービスの整備見込み	151
(1) 居宅サービス利用者数見込みの設定	151
(2) 地域密着型サービスの整備見込み	152
5 保険給付費等の推計	153
(1) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み	153
(2) 介護保険財政の財源構成	154
(3) 第1号保険料の算定方法	155
資料編	157
SDGsとの関連	158

第 1 章

はじめに

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成 12 年（2000 年）4 月の施行以来 23 年余りを経過しました。本市では、平成 12 年度（2000 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 8 期にわたる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実行し、制度の充実に努めてきました。

本市においては、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢者の「自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざし、早期からの健康増進の推進、総合的な介護予防の推進、在宅重視の介護サービスの充実に取り組んできたところです。

このような経緯から、高齢者人口がピークを迎えるとされる令和 22 年（2040 年）に介護が必要な高齢者が増加することを見据え、これまでの「認知症支援策の充実」、「医療との連携」、「生活支援サービスの充実」等の取組を推進し地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るため、「城陽市高齢者保健福祉計画・第 9 期城陽市介護保険事業計画」を策定するものです。

本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標である SDGs の理念と合致するものであることから、本計画の取組は、SDGs の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。

2 計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、市町村は介護サービスの見込量や地域包括ケアシステム構築のために重点的に取り組むべき事項、介護保険料などを定めた「市町村介護保険事業計画」を定めることとされています。

また、老人福祉法第 20 条の 8 においても、市町村は高齢者に対する福祉事業に関する事項などを定める「市町村老人福祉計画」を定めることとされており、これらを一体として策定するものです。

（2）計画策定体制

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による計画策定体制とするため、学識経験者、保健医療関係者、福祉施設関係者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などの地域福祉関係者、市民代表、高齢者クラブ等の生きがい・社会参加に関する団体、産業界等の関係者からなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行います。

本計画の円滑な策定に向け、庁内関係部門の代表者からなる「城陽市地域福祉推進委員会」、関係部門の担当者による「第 9 期介護保険事業計画等策定検討チーム」を設置し、計画内容の検討を行います。

本計画に市民の声を反映させるため、高齢者等に対して実施した実態調査に加え、策定期間

中、ホームページ等を活用してパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めます。

(3) 計画期間

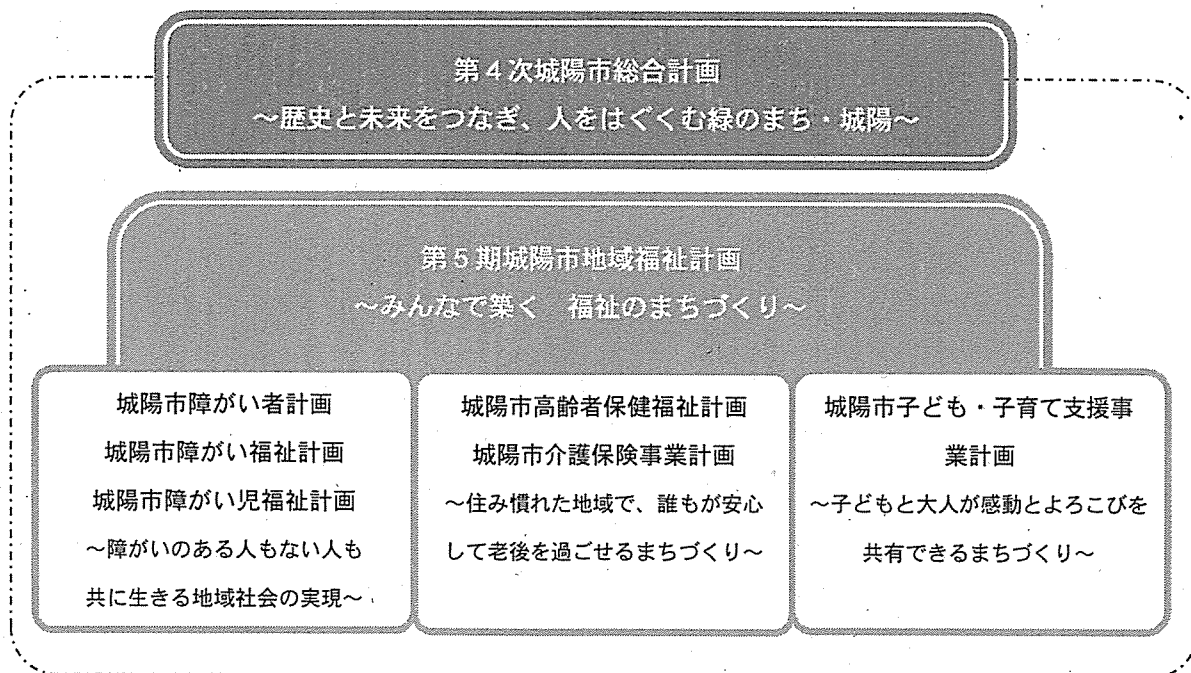
第9期介護保険事業計画は、令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）の3箇年を計画期間として定めます。

図 本計画及び上位計画の対象期間

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
第4次城陽市総合計画									第5次城陽市総合計画			
第4期城陽市地域福祉計画						第5期城陽市地域福祉計画					次期 計画	
第7期城陽市介護 保険事業計画			第8期城陽市介護 保険事業計画			第9期城陽市介護 保険事業計画			第10期城陽市介護 保険事業計画			

(4) 関連計画との整合

本計画は、「城陽市地域福祉計画」と整合を図りながら推進する高齢者保健福祉施策・介護保険事業の具体的な展開方向を示すものです。



第2章

高齢者保健福祉の現状と課題

1 高齢者の現状

(1) 人口構造

本市の人口推移をみると、平成 7 年の 85,398 人をピークに減少に転じ、令和 2 年には 74,607 人となっています。

年少人口（0 歳～14 歳）が減少に向かう少子化傾向がみられるとともに、65 歳以上の高齢者は継続的に増加傾向にあります。また、令和 2 年には 65 歳～69 歳の高齢者が減少に転じる一方、75 歳以上人口が高齢者全体を占める割合が 5 割を超えるなど、後期高齢者の増加が顕著となっています。

年齢区分別人口の推移

	単位	平成 7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	令和 2 年		
							計	男	女
総人口	人	85,398	84,346	81,636	80,037	76,869	74,607	35,864	38,743
年少人口 0 歳～14 歳	人	12,893	11,193	10,473	10,113	9,311	8,530	4,431	4,099
	%	15.1	13.3	12.8	12.6	12.1	11.4	12.4	10.6
生産年齢人口 15 歳～64 歳	人	63,276	61,446	56,349	50,350	43,399	40,018	19,704	20,314
	%	74.1	72.8	69.0	62.9	56.5	53.6	54.9	52.4
老年人口 65 歳以上	人	9,209	11,656	14,785	19,352	23,922	25,105	11,153	13,952
	%	10.8	13.8	18.1	24.2	31.1	33.6	31.1	36.0
うち 65 歳～69 歳	人	3,414	4,099	5,024	6,931	7,850	5,183	2,304	2,879
	%	4.0	4.9	6.2	8.7	10.2	6.9	6.4	7.4
うち 70 歳～74 歳	人	2,284	3,153	3,803	4,757	6,515	7,325	3,357	3,968
	%	2.7	3.7	4.7	5.9	8.5	9.8	9.4	10.2
うち 75 歳～79 歳	人	1,646	2,031	2,792	3,356	4,260	5,822	2,749	3,073
	%	1.9	2.4	3.4	4.2	5.5	7.8	7.7	7.9
うち 80 歳以上	人	1,865	2,373	3,166	4,308	5,297	6,775	2,743	4,032
	%	2.2	2.8	3.9	5.4	6.9	9.1	7.6	10.4
40 歳以上人口	人	42,450	43,896	44,943	46,745	48,580	48,795	22,759	26,036
	%	49.7	52.0	55.1	58.4	63.2	65.4	63.5	67.2
75 歳以上人口	人	3,511	4,404	5,958	7,664	9,557	12,597	5,492	7,105
	%	4.1	5.2	7.3	9.6	12.4	16.9	15.3	18.3
高齢者全体に占める割合	%	38.1	37.8	40.3	39.6	40.0	50.2	49.2	50.9

※資料：国勢調査

※総人口には「年齢不詳」を含む

※年齢区分ごとの下段は総人口を 100 とした割合 (%)

(2) 高齢者のいる世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる世帯の割合は、年々増加傾向を示し、令和 2 年の国勢調査結果では総世帯数の51.5%となっています。そのうち、ひとり暮らし高齢者の割合は25.2%となっています。

高齢者のいる世帯の推移

(単位:世帯)

	平成 7 年		12 年		17 年		22 年		27 年		令和 2 年	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
総世帯数	26,932	100.0	28,270	100.0	29,051	100.0	29,972	100.0	29,884	100.0	30,438	100.0
65 歳以上の高齢者のいる世帯	6,579	24.4	8,060	28.5	9,951	34.3	12,547	41.9	15,082	50.5	15,690	51.5
		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
ひとり暮らし 高齢者	918	3.4	1,345	4.8	1,845	6.4	2,478	8.3	3,360	11.2	3,947	13.0
		14.0		16.7		18.5		19.7		22.3		25.2
高齢夫婦世帯	1,504	5.6	2,213	7.8	3,155	10.9	4,408	14.7	5,424	18.2	5,658	18.6
		22.9		27.5		31.7		35.1		36.0		36.1
夫婦とも 65 歳以上	1,040	3.9	1,628	5.8	2,329	8.0	3,486	11.6	4,687	15.7	5,196	17.1
		15.8		20.2		23.4		27.8		31.1		33.1

※資料:国勢調査

※構成比の上段は総世帯数を 100 とした割合、下段は 65 歳以上の高齢者のいる世帯を 100 とした割合(%)

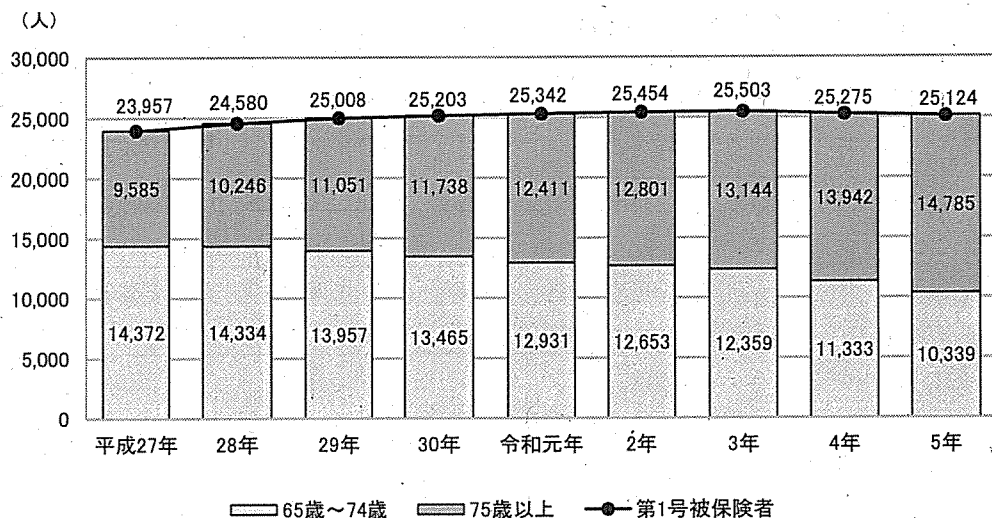
※高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯をいう

2 介護保険事業の現状

(1) 第1号被保険者の状況

第1号被保険者は令和3年をピークに減少に転じ、令和5年で25,124人となっています。

第1号被保険者数の推移

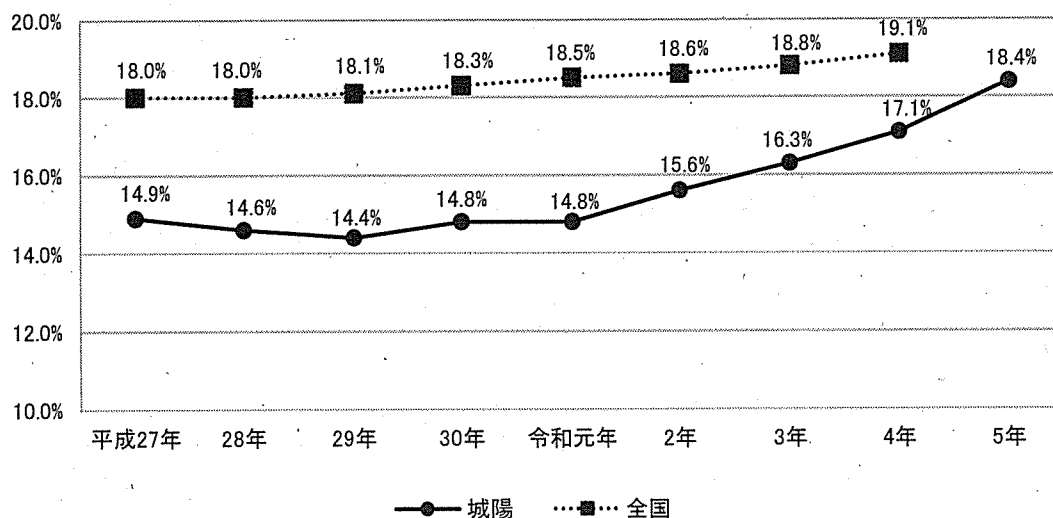


(各年9月末日現在)

(2) 要支援・要介護認定者の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合は、平成27年の14.9%より数年間減少傾向にありましたが、令和2年度より大きく増加し令和5年度には18.4%となっています。本市の第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合は、全国より低い水準となっています。

認定率の推移



(各年9月末日現在)

被保険者数と認定者数の推移

(単位:人)

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
第1号被保険者	被保険者数 (A)	25,203	25,342	25,454	25,503	25,275	25,124
	65歳～74歳	13,465	12,931	12,653	12,359	11,333	10,339
	75歳以上	11,738	12,411	12,801	13,144	13,942	14,785
	認定者数 (B)	3,741	3,755	3,968	4,159	4,324	4,622
	認定率 (B)/(A)	14.8%	14.8%	15.6%	16.3%	17.1%	18.4%
第2号被保険者 認定者数 (C)		82	79	72	73	83	90
認定者数 計 (B)+(C)		3,823	3,834	4,040	4,232	4,407	4,712

※各年9月末日現在

第1号被保険者数の計画見込量と実績の比較

(単位:人)

	令和3年			4年			5年		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
総人口 (A)	75,301	75,333	100.0%	74,704	74,729	100.0%	74,082	74,049	100.0%
第1号被保険者数 (B)	25,440	25,503	100.2%	25,305	25,275	99.9%	25,128	25,124	100.0%
65歳～74歳	12,615	12,359	98.0%	11,927	11,333	95.0%	10,837	10,339	95.4%
75歳以上	12,825	13,144	102.5%	13,378	13,942	104.2%	14,291	14,785	103.5%
総人口に占める第1号被保険者の割合 (B)/(A)	33.8%	33.9%	100.3%	33.9%	33.8%	99.7%	33.9%	33.9%	100.0%

※総人口は、10月1日現在(その他は、9月末日現在)

要支援・要介護認定者数の計画見込量と実績の比較

(単位:人)

	令和3年			4年			5年		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
第1号被保険者数 (B)	25,440	25,503	100.2%	25,305	25,275	99.9%	25,128	25,124	100.0%
認定者計 (C)	4,174	4,232	101.4%	4,312	4,407	102.2%	4,455	4,712	105.8%
要支援1	797	798	100.1%	804	824	102.5%	811	819	101.0%
要支援2	992	1,014	102.2%	1,004	1,059	105.5%	1,016	1,223	120.4%
要介護1	416	477	114.7%	438	538	122.8%	459	552	120.3%
要介護2	661	669	101.2%	694	677	97.6%	728	721	99.0%
要介護3	584	567	97.1%	613	585	95.4%	643	624	97.0%
要介護4	428	449	104.9%	449	441	98.2%	472	481	101.9%
要介護5	296	258	87.2%	310	283	91.3%	326	292	89.6%
認定率 (C)/(B)	16.4%	16.6%	101.2%	17.0%	17.4%	102.4%	17.7%	18.8%	106.2%

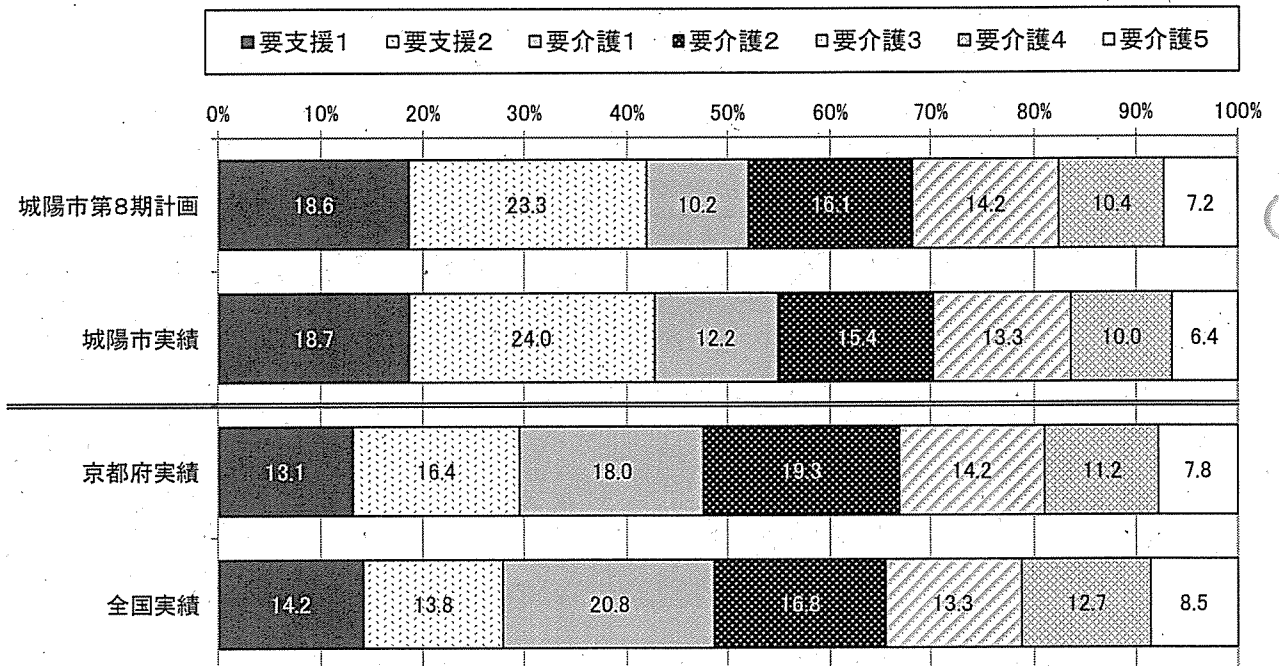
※各年度9月末日現在

要支援・要介護認定者の要介護度別内訳(令和4年9月末日現在)

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城陽市第8期計画	804	1,004	438	694	613	449	310	4,312
城陽市実績	824	1,059	538	677	585	441	283	4,407
京都府実績	21,826	27,238	29,891	32,020	23,533	18,627	12,866	166,001
全国実績	987,012	960,450	1,447,057	1,169,451	925,263	887,799	595,023	6,972,055

要支援・要介護度別割合(令和4年9月末日現在)



(3) 介護（介護予防）サービスの利用状況

①居宅及び地域密着型サービスの利用状況

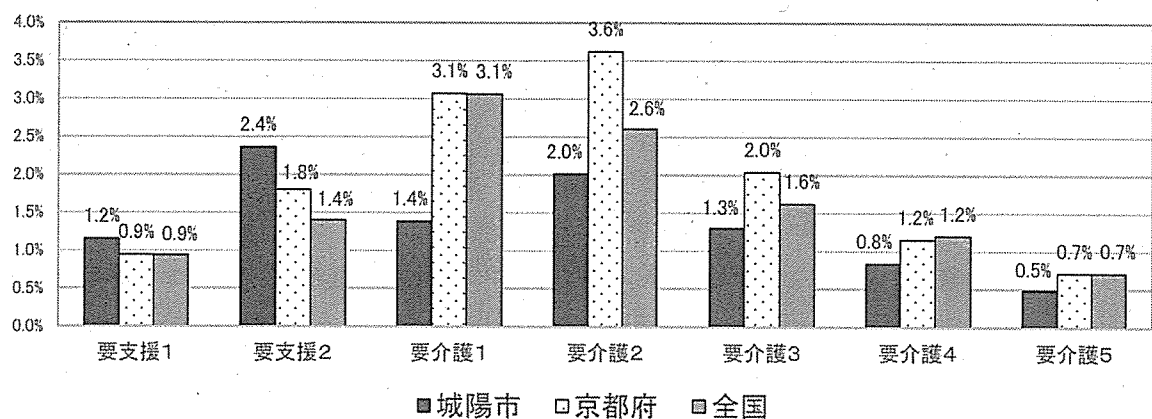
居宅サービスの利用状況は、京都府や全国と比べると、要支援者のサービス利用は多いものの、要介護者のサービス利用は少ない状況となっています。また、地域密着型サービスについても、同様の傾向となっています。

居宅サービス利用者数(令和4年10月審査分)

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城陽市	292	597	350	508	329	211	124	2,411
京都府	6,966	13,306	22,641	26,722	15,016	8,488	5,251	98,390
全国	338,125	503,961	1,099,638	934,775	581,949	430,050	255,873	4,144,371

第1号被保険者数に占める居宅サービス利用者数の割合

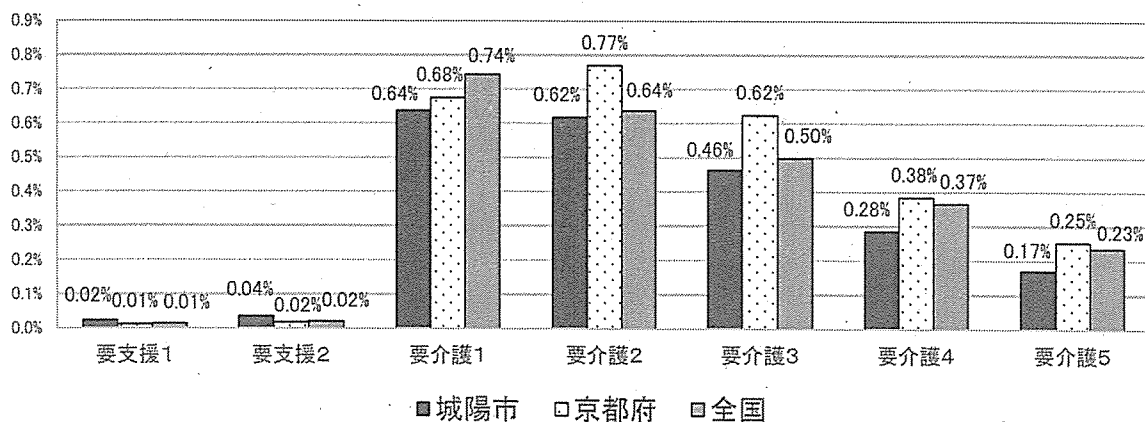


地域密着型サービス利用者数(令和4年10月審査分)

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
城陽市	6	9	161	156	117	72	43	564
京都府	89	133	4,979	5,680	4,601	2,837	1,870	20,189
全国	5,242	7,607	266,638	228,597	178,657	131,112	84,306	902,159

第1号被保険者数に占める地域密着型サービス利用者数の割合

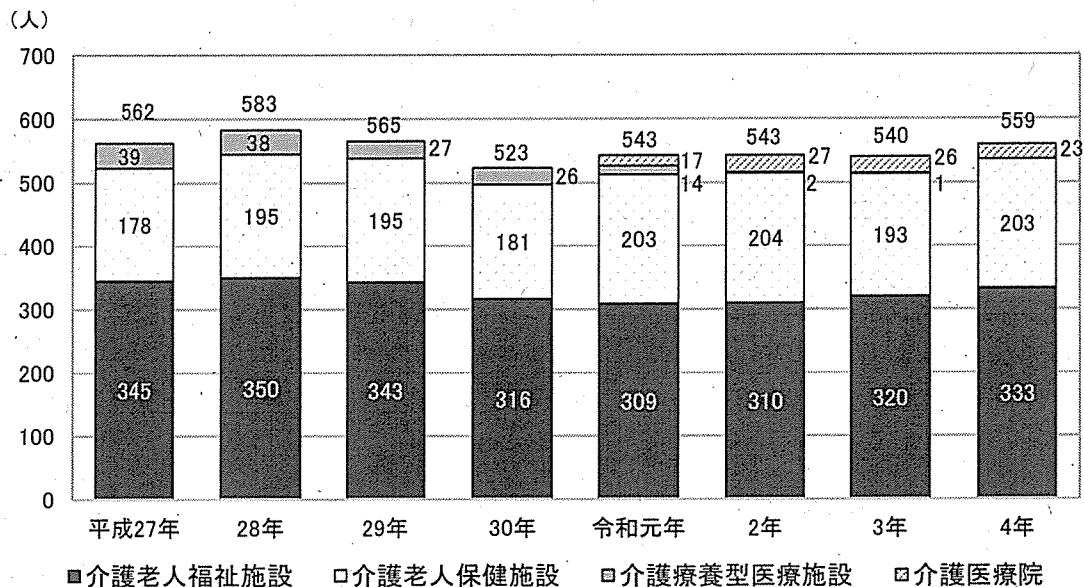


②施設サービスの利用状況

施設サービス利用者は、令和4年で559人となっています。令和3年と比較すると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の利用者数はともに増加しています。

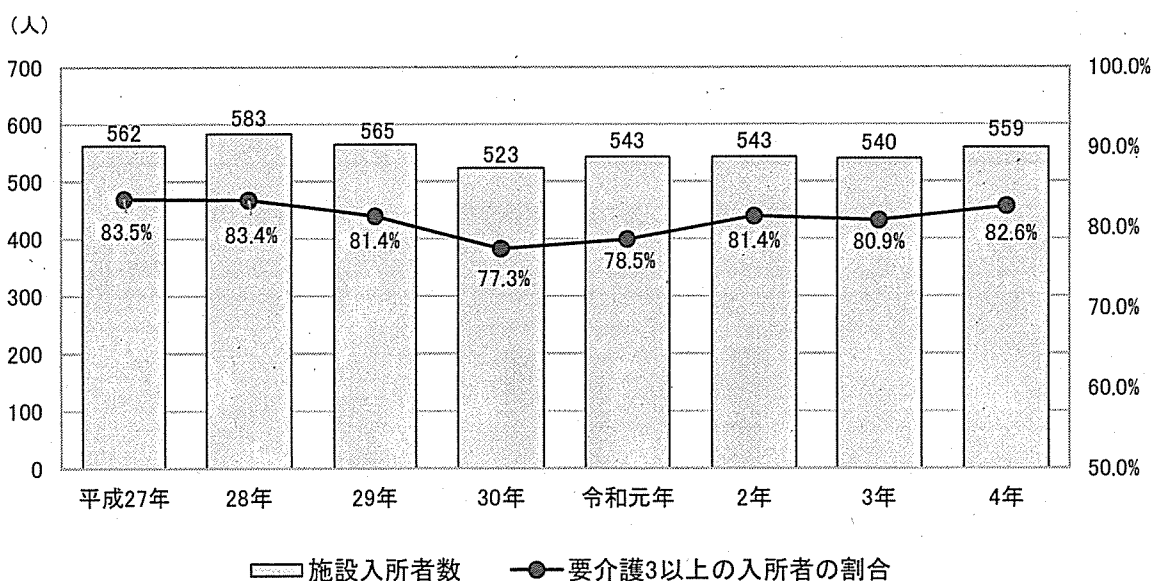
また、令和元年以降介護医療院の利用者があり、令和4年で23人となっています。令和5年度末に廃止となる介護療養型医療施設については、令和4年時点で利用はありません。

施設サービス利用者数の推移(各年10月審査分)



施設サービス利用者のうち要介護3以上の重度者の割合について、本市では令和4年で82.6%となっています。

施設サービス利用者に占める要介護3以上の入所者の割合(各年10月審査分)



③居宅及び地域密着型サービス給付の状況

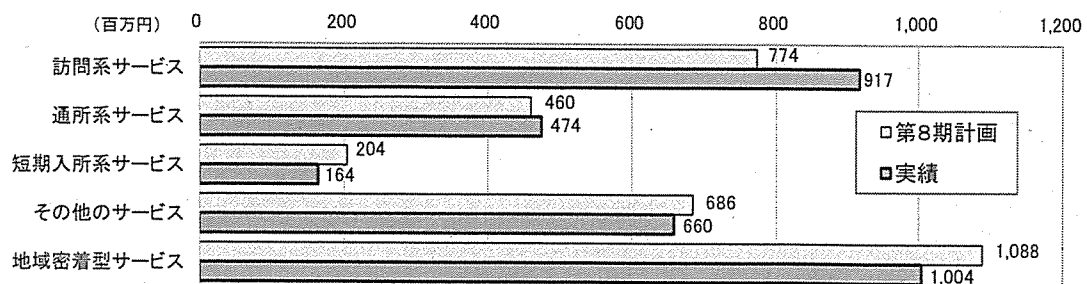
居宅サービス及び地域密着型サービスの給付費は、訪問リハビリテーションを除く訪問系サービスや通所系サービスのほか、福祉用具貸与、住宅改修、居宅介護支援が第8期計画の見込みを上回っています。

居宅/地域密着型サービス給付費の状況

(単位:百万円)

	第8期計画			実績		計画に対する実績の比率	
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度
訪問系サービス	732	774	824	817	917	112%	118%
訪問介護	479	504	534	528	597	110%	118%
訪問入浴介護	26	27	30	33	35	127%	130%
訪問看護	148	160	172	161	183	109%	114%
訪問リハビリテーション	38	40	43	39	37	103%	93%
居宅療養管理指導	41	43	45	56	65	137%	151%
通所系サービス	444	460	487	465	474	105%	103%
通所介護	260	275	291	274	279	105%	101%
通所リハビリテーション	184	185	196	191	195	104%	105%
短期入所系サービス	196	204	214	176	164	90%	80%
短期入所生活介護	163	169	177	140	134	86%	79%
短期入所療養介護	33	35	37	36	30	109%	86%
その他のサービス	614	686	715	606	660	99%	96%
福祉用具貸与	174	183	196	181	188	104%	103%
福祉用具購入	7	8	8	7	6	100%	75%
住宅改修	14	15	15	17	18	121%	120%
特定施設入居者生活介護	220	270	270	186	222	85%	82%
居宅介護支援	199	210	226	215	226	108%	108%
地域密着型サービス	1,067	1,088	1,107	1,005	1,004	94%	92%
地域密着型通所介護	134	141	151	133	125	99%	89%
認知症対応型通所介護	148	155	164	134	137	91%	88%
小規模多機能型居宅介護	408	408	408	380	370	93%	91%
認知症対応型共同生活介護	266	273	273	250	269	94%	99%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	111	111	111	108	103	97%	93%
計	3,053	3,212	3,347	3,069	3,219	101%	100%

居宅/地域密着型サービス給付費の状況(令和4年度)



④介護予防及び地域密着型介護予防サービス給付の状況

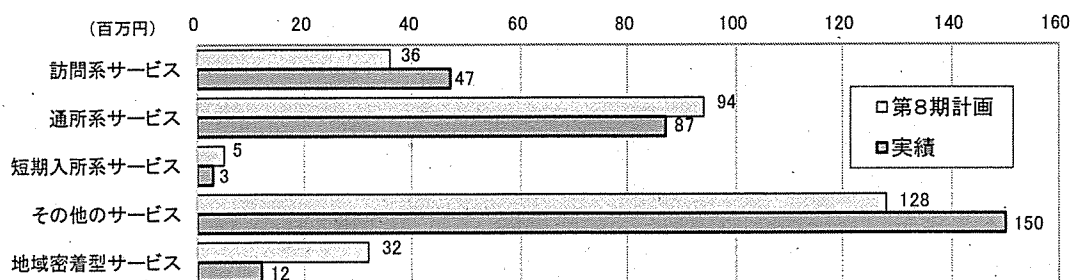
介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの給付費は、介護予防訪問看護やその他のサービスが第8期計画の見込みを上回っています。

介護予防/地域密着型介護予防サービス給付費の状況

(単位:百万円)

	第8期計画			実績		計画に対する実績の比率	
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度
訪問系サービス	35	36	37	44	47	126%	131%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	1	1	-	-
介護予防訪問看護	20	20	20	28	32	140%	160%
介護予防訪問リハビリテーション	7	8	8	9	8	129%	100%
介護予防居宅療養管理指導	8	8	9	6	6	75%	75%
通所系サービス	90	94	107	87	87	97%	93%
介護予防通所リハビリテーション	90	94	107	87	87	97%	93%
短期入所系サービス	5	5	5	5	3	100%	60%
介護予防短期入所生活介護	4	4	4	4	3	100%	75%
介護予防短期入所療養介護	1	1	1	1	0	100%	0%
その他のサービス	124	128	131	131	150	106%	117%
介護予防福祉用具貸与	43	44	46	48	56	112%	127%
介護予防福祉用具購入	4	4	4	4	5	100%	125%
住宅改修	21	23	23	23	25	110%	109%
介護予防特定施設入居者生活介護	16	16	16	14	18	88%	113%
介護予防支援	40	41	42	42	46	105%	112%
地域密着型サービス	30	32	32	14	12	47%	38%
介護予防認知症対応型通所介護	8	10	10	5	2	63%	20%
介護予防小規模多機能型居宅介護	22	22	22	9	10	41%	45%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	-	-
計	284	295	312	281	299	99%	101%

介護予防/地域密着型介護予防サービス給付費の状況(令和4年度)



⑤介護予防・日常生活支援総合事業の給付の状況

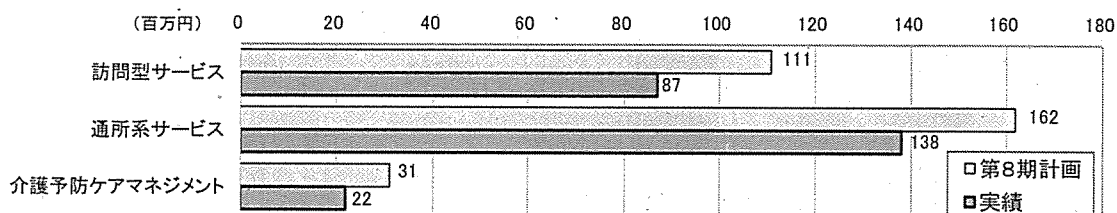
介護予防・日常生活支援総合事業の給付費は、第8期計画に対し全体的に下回っています。

介護予防・日常生活支援総合事業の状況

(単位:百万円)

	第8期計画			実績		計画に対する実績の比率	
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度
訪問型サービス	110	111	113	91	87	83%	78%
通所型サービス	160	162	164	141	138	88%	85%
介護予防ケアマネジメント	31	31	31	24	22	77%	71%
計	301	304	308	256	247	85%	81%

介護予防・日常生活支援総合事業の状況(令和4年度)



⑥施設サービス給付の状況

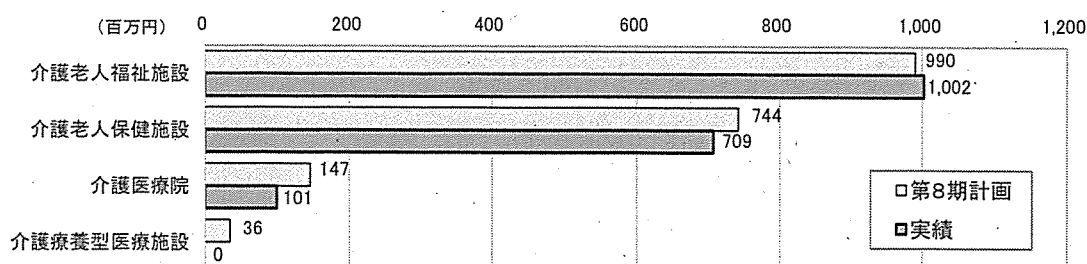
施設サービス給付費は、介護老人福祉施設を除いて第8期計画の見込みを下回っています。

施設サービス給付費の状況

(単位:百万円)

	第8期計画			実績		計画に対する実績の比率	
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度
介護老人福祉施設	980	990	999	970	1,002	99%	101%
介護老人保健施設	726	744	762	707	709	97%	95%
介護医療院	142	147	176	108	101	76%	69%
介護療養型医療施設	36	36	17	5	0	14%	0%
計	1,884	1,917	1,954	1,790	1,812	95%	95%

施設サービス給付費の状況(令和4年度)

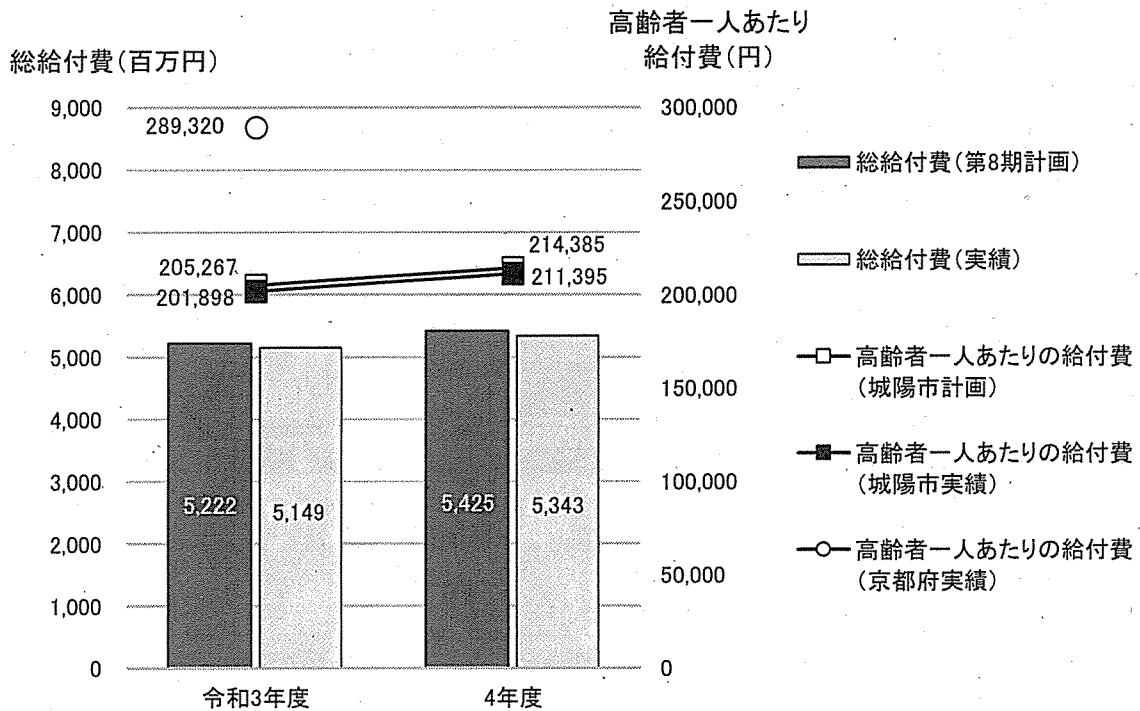


⑦総給付費の状況

総給付費は、第8期計画に対し実績は下回っています。

高齢者一人あたり給付費は、京都府実績に対し城陽市実績は下回っています。(京都府の令和4年度実績は12月頃公表予定)

総給付費と高齢者一人あたり給付費の状況



(4) 市町村特別給付の状況

市町村特別給付の実施状況は次のとおりです。

事業内容		単位	令和3年度	4年度
紙おむつ購入費支給事業	給付券方式	人	32	29
	償還払方式	人	365	385

(5) 地域支援事業の状況

地域支援事業の実施状況は次のとおりです。

介護予防・日常生活支援総合事業

事業区分	事業内容	単位	令和3年度	4年度
一般介護予防事業	介護予防教室	回	9	10
	介護予防教室(ゴリゴリ元気体操)	回	23	15
	ゴリゴリ元気体操自主活動団体	団体	11	14

包括的支援事業

事業内容	単位	令和3年度	4年度
総合相談・支援事業	件	2,641	2,935
権利擁護事業	件	25	42
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	件	23	54

任意事業

事業区分	事業内容	単位	令和3年度	4年度
家族介護支援事業	家族介護教室	回	14	6
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	人	9	10
	介護者リフレッシュ事業	回	-	-
	家族介護慰労金支給事業	人	1	0
その他事業	成年後見制度利用支援事業	人	2	7
	住宅改修支援事業(訪問助言)	件	15	4
	介護相談員派遣等事業	回	-	-

※表中「-」としている箇所については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止

(6) 介護（介護予防）サービスの基盤整備状況

介護（介護予防）サービスの基盤整備状況は次のとおりです。

居宅サービス(事業所数)

サービスの種類	単位	令和3年度	4年度	5年度
訪問介護	箇所	12(11)	12(11)	12(11)
訪問入浴介護	箇所	0	0	0
訪問看護	箇所	8	8	8
訪問リハビリテーション	箇所	2	2	3
居宅療養管理指導	箇所	80	76	75
通所介護	箇所	5(6)	5(6)	5(6)
通所リハビリテーション	箇所	5	5	5
短期入所生活介護	箇所	5	5	5
短期入所療養介護	箇所	2	2	2
特定施設入居者生活介護	箇所	0	1	1
福祉用具貸与・販売	箇所	0	0	0
居宅介護支援(介護予防支援)	箇所	16(3)	17(3)	19(3)

※各年度末現在。令和5年度のみ10月末日現在。

※()内の数字は介護予防サービス。()がないサービスは介護と介護予防の事業所数が同じ。

地域密着型サービス（事業所数）

サービスの種類	区分	単位	令和3年度	4年度	5年度
地域密着型通所介護	事業所数	箇所	6	6	6
	定員	人/日	116	116	116
認知症対応型通所介護	事業所数	箇所	3	3	3
	定員	人/日	48	48	48
小規模多機能型居宅介護	事業所数	箇所	7	7	7
	登録定員	人	178	178	178
認知症対応型共同生活介護	事業所数	箇所	7	7	7
	定員	人	79	88	88
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	箇所	1	1	1
	定員	人	ユニット型 14 従来型 26	ユニット型 14 従来型 26	ユニット型 14 従来型 26

※各年度末現在。令和5年度のみ10月末日現在。

施設サービス（事業所数）

サービスの種類	区分	単位	令和3年度	4年度	5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	事業所数	箇所	3	3	3
	定員	床	460	460	460
介護老人保健施設 (老人保健施設)	事業所数	箇所	2	2	2
	定員	床	200	200	200
介護療養型医療施設	事業所数	箇所	0	0	0
	定員	床	0	0	0
介護医療院	事業所数	箇所	0	0	0
	定員	床	0	0	0

※各年度末現在。令和5年度のみ10月末日現在。

(7) 城陽市高齢者保健福祉計画・第8期城陽市介護保険事業計画の進捗状況

①安心できる介護サービスの提供

- 居宅系サービスの充実に向け、令和3年度(2021年度)に城陽中圏域に特定施設入居者生活介護(52床)を整備しました。
- 地域密着型サービスの充実に向け、令和3年度(2021年度)に東城陽中圏域に認知症対応型共同生活介護(9床)を整備しました。
- このほか、安心できる介護サービスの提供に向けて、介護支援専門員連絡会や地域密着型サービス事業所連絡会議を支援しました。

②総合的な介護予防の推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援しています。
- 介護予防に効果のある「ゴリゴリ元気体操」を介護予防教室で実施し、地域での継続した活動となるよう取組を進めています。
- 高齢者元気サポーター応援事業(介護支援ボランティア制度)については、令和5年(2023年)4月時点で36箇所の受入可能機関があり、サポーター登録者数は69人となっています。

③地域包括ケアシステムの推進

- 包括的・継続的ケアマネジメント実現のため、介護支援専門員(ケアマネジャー)を個々に支援するとともに、地域包括支援センターが中心となって、地域における多種多様な関係者が構成員となり、地域の高齢者の具体的な事例を検討する「地域ケア会議」を開催しています。事例検討の中で出された地域での課題を把握するとともに、解決方法を一緒に検討することを目的にしています。
- 認知症が疑われる人や、認知症でありながら医療・介護のサービスを受けられていない人などへの支援を最長6箇月行う、認知症初期集中支援チームを設置し、誰もが住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援しています。
- 「城陽市認知症高齢者等SOSネットワーク事業」を運用し、市に事前登録した認知症高齢者等が行方不明になった場合、市や警察などが連携し、地域の協力事業者等の支援を得て、早期発見、早期保護に努めています。
- 認知症の人が他人にケガをさせたり、他人の財物を壊す等の日常生活の偶然な事故によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険に市が契

約者となって加入する「認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業」を実施し、認知症の人とその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境の整備に努めています。

④介護保険事業の円滑な運営

- 居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者については、適正なサービスの提供が行われるよう計画的に集団指導や運営指導を行いました。
- 介護認定審査会については、合議体の審査判定の迅速化・平準化を図っています。
- このほか、介護保険事業の円滑な運営に向けて、保険料多段階制の実施など必要な施策に取り組んでいるところです。

⑤健康づくりの推進

- 第2次健康づくり計画（健康じょうよう21）に基づき、がん検診等の各種健（検）診の実施や、保健指導、健康相談を行い、健康づくりの推進を図っています。
- このほか、健康づくりの推進に向けて、城陽市食生活改善推進員協議会の活動支援など必要な施策に取り組んでいるところです。

⑥自立を支える福祉サービスの提供

- 緊急通報装置の設置及び使用料に対する補助や、緊急連絡カード・安心カードの配布などを実施し、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安否確認と安全確保を図っています。
- このほか、自立を支える福祉サービスの提供に向けて、介護予防安心住まい推進事業など必要な施策に取り組んでいるところです。

⑦社会参加と交流の促進

- 市内に4箇所ある老人福祉センターやシルバー農園の運営等を通じ、仲間づくりや社会活動への参加機会が得られるよう環境づくりに努めています。
- このほか、社会参加と交流の促進に向けて、シルバー人材センターの活用など必要な施策について取り組んでいるところです。

3 日常生活圏域の設定と現状

(1) 日常生活圏域の設定

住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、身近なところでのサービス提供をめざして、城陽市では中学校区を単位として5地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。

これは、城陽市における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための基盤整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるもので、主に次のような考え方に基づくものです。

○校区社会福祉協議会活動など市民レベルの福祉活動が小学校区単位で行われていることから、小学校区単位を最小単位とし、日常生活圏域はこれを複数の集合とすること。

○公共施設の整備を、中学校区を念頭に進めてきたこと。

○通所介護等介護給付等対象サービスを提供するための基盤整備を中学校区単位で実施してきていること。

○従来の在宅介護支援センターを中学校区ごとに整備してきたことにより、担当区域の中学校区が定着してきていること。

以上のことから、本市の日常生活圏域は次のとおり中学校区を単位としています。

日常生活圏域	小学校区	
北 城 陽 中 圏 域	久津川校区	古川校区
東 城 陽 中 圏 域	久世校区	深谷校区
城 陽 中 圏 域	寺田校区	寺田南校区
西 城 陽 中 圏 域	寺田西校区	今池校区
南 城 陽 中 圏 域	富野校区	青谷校区

(2) 日常生活圏域ごとの現状

①日常生活圏域ごとの高齢者の状況

日常生活圏域ごとの高齢者の状況については次のとおりです。

日常生活圏域ごとの高齢者の状況(令和5年4月1日現在)

日常生活圏域	①総人口 (人)	②65歳以上人口(人)	高齢化率 (②/①)	ひとり暮らし 高齢者世帯 (世帯)★	高齢者 世帯 (世帯)★	寝たきり 高齢者 (人)★
北城陽中圏域	12,986	4,598	35.4%	542	768	11
東城陽中圏域	16,075	5,494	34.2%	374	600	32
城陽中圏域	15,519	4,568	29.4%	281	343	5
西城陽中圏域	15,385	5,638	36.6%	669	708	22
南城陽中圏域	14,404	4,860	33.7%	371	282	19
計	74,369	25,158	33.8%	2,237	2,701	89

※★の数字には、介護老人福祉施設等施設入所者は含まれていません。

※「高齢者世帯」は、「ひとり暮らし高齢者世帯」を除いた世帯数を表示しています。

②日常生活圏域ごとの主な居宅サービス基盤の状況

日常生活圏域ごとの主な居宅サービス基盤の整備状況については、次のとおりです。ただし、居宅介護支援については現在休止中の事業所も含んでいます。

日常生活圏域ごとの主な居宅サービス等基盤整備の状況

(単位:箇所)

日常生活圏域	訪問介護		通所介護 (密着型含む)		短期入所		居宅介護 支援		認知症 対応型 通所介護		小規模 多機能型 居宅介護		認知症 対応型共 同生活介護		在宅 介護支援 センター	
	第7期	第8期	第7期	第8期	第7期	第8期	第7期	第8期	第7期	第8期	第7期	第8期	第7期	第8期	第7期	第8期
北城陽中圏域	3	3	2	2	2	2	3	2	0	0	1	1	1	1	0	0
東城陽中圏域	3	3	1	1	0	0	0	2	1	1	2	2	1	1	1	1
城陽中圏域	2	2	2	2	1	1	7	7	1	1	1	1	1	1	0	0
西城陽中圏域	3	3	4	4	0	0	4	5	0	0	1	1	1	1	0	0
南城陽中圏域	1	1	3	3	3	3	2	3	1	1	2	2	3	3	1	1
計	12	12	12	12	6	6	16	19	3	3	7	7	7	7	2	2

※第7期は令和2年10月末日現在。第8期は令和5年10月末日現在。

4 高齢者保健福祉事業の現状

(1) 健康増進等事業の現状

健康増進等事業の実績は次のとおりです。

事業	区分		単位	令和3年度	4年度
健康手帳の交付	75歳以上の者		人	39	67
	40歳～74歳の希望者		人	41	22
	計		人	80	89
健康教育	集団健康教育	回数	回	6	8
		参加者数	人	76	130
健康相談	総合健康相談	回数	回	0	2
		参加者数	人	0	3
	重点健康相談	回数	回	14	27
		参加者数	人	15	27
訪問指導	実人員		人	149	313
	延人員		人	149	318
健康診査	対象者数		人	13,151	13,892
	受診者数		人	4,970	5,491
	受診率		%	37.8	39.5
肝炎ウイルス検診	節目受診者数		人	1	0
	節目外受診者数		人	273	268
	総受診者数		人	274	268
	判定結果	C型可能性低い	人	274	268
		C型可能性高い	人	0	0
		B型陰性	人	273	267
		B型陽性	人	1	1
成人歯科健診	対象者数		人	4,123	4,021
	受診者数		人	117	101
	受診率		%	2.8	2.5
	判定結果	異常なし	人	4	4
		要指導	人	9	24
		要治療	人	104	73
後期高齢者歯科健診	対象者数		人	935	1,286
	受診者数		人	6	14
	受診率		%	0.6	1.1
	判定結果	異常なし	人	1	2
		要指導	人	1	0
		要治療	人	4	12

事業	区分		単位	令和3年度	4年度
胃がん検診	対象者数		人	49,723	49,652
	受診者数		人	647	554
	受診率		%	1.3	1.1
	異常認めず		人	624	535
	要精密検査数		人	23	19
	精検結果	受診者数	人	22	19
		がんの疑い	人	0	0
		がんであった	人	0	0
肺がん検診	対象者数		人	49,723	49,652
	受診者数		人	1,289	1,160
	受診率		%	2.6	2.3
	異常認めず		人	1,240	1,111
	要精密検査数		人	49	49
	精検結果	受診者数	人	48	46
		がんの疑い	人	4	3
		がんであった	人	0	0
大腸がん検診	対象者数		人	49,723	49,652
	受診者数		人	6,060	6,163
	受診率		%	12.2	12.4
	異常認めず		人	5,575	5,736
	要精密検査数		人	485	427
	精検結果	受診者数	人	354	313
		がんの疑い	人	1	0
		がんであった	人	27	21

事業	区分		単位	令和3年度	4年度
子宮頸がん検診	対象者数		人	32,861	33,100
	受診者数		人	1,493	1,497
	受診率 ★		%	8.7	8.9
	異常認めず		人	1,460	1,476
	要精密検査数		人	33	21
	精検結果	受診者数	人	30	18
		異形成	人	12	9
		がんであった	人	1	0
乳がん検診	対象者数		人	26,343	26,346
	受診者数		人	1,484	1,369
	受診率 ★		%	10.5	10.7
	異常認めず		人	1,444	1,282
	要精密検査数		人	40	87
	精検結果	受診者数	人	40	87
		がんの疑い	人	1	0
		がんであった	人	4	6
前立腺がん検診	対象者数		人	8,919	8,984
	受診者数		人	1,346	1,438
	受診率		%	15.1	16.0
	異常認めず		人	1,194	1,324
	要精密検査数		人	152	114
	精検結果	受診者数	人	84	63
		がんの疑い	人	13	7
		がんであった	人	24	21

※★印の「子宮頸がん検診」及び「乳がん検診」の受診率は、(前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続の受診者数)／(当該年度の対象者数)×100で算出

(2) 高齢者福祉事業の現状

高齢者福祉事業の実績は次のとおりです。

生活支援サービス

事業	区分	単位	令和3年度	4年度
はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業	助成証明書交付件数	件	1,860	1,839
	施術費助成件数	件	9,831	9,358
寝具洗濯乾燥 サービス事業	対象者	人	18	16
	延利用回数	回	26	23
訪問理美容 サービス事業	申請者数	人	23	28
	延利用回数	回	40	39
高齢者住宅改良 助成事業	相談件数	件	14	12
	助成件数	件	4	7
介護予防安心住まい 推進事業	相談件数	件	8	7
	助成件数	件	5	6

ひとり暮らし高齢者等の見守り対策

事業	区分	単位	令和3年度	4年度
緊急通報装置設置 及び使用料補助事業	新規	台	33	46
	廃止	台	27	24
	累計	台	199	221
福祉電話の設置 及び基本料補助事業	新規	台	3	2
	廃止	台	1	3
	累計	台	8	7
日常生活用具給付事業	火災警報器	件	4	3
	電磁調理器	件	2	0

高齢者福祉施設

事業	区分	単位	令和3年度	4年度
養護老人ホーム	利用人数	人	4	4
軽費老人ホーム(A型)	設置数	箇所	1	1
	利用人数	人	50	50
ケアハウス	設置数	箇所	1	1
	利用人数	人	50	50
老人福祉センター	設置数	箇所	4	4
	延利用人数	人	39,453	73,322
在宅介護支援センター	設置数	箇所	2	2

5 高齢者保健福祉に関する市民ニーズ

令和3年度に策定した「城陽市高齢者保健福祉計画・第8期城陽市介護保険事業計画」の見直しに際して、高齢者の皆様の生活状況や心身の状況、支援のニーズなどについて把握するために全国で行われている調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護（要支援）を受けている方及びその介護者を対象に、現在の介護の状況、介護者の就労状況をお聞きする調査「在宅介護実態調査」を実施し、基礎資料として活用を図りました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

○調査の概要

調査対象	市内在住の65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者 ※一般高齢者…要介護（要支援）認定を受けていない高齢者
対象者数	5つの日常生活圏域（中学校区）ごとに800人 合計4,000人（無作為抽出）
調査期間	配布開始：令和4年（2022年）11月28日（月） 回収終了：令和4年（2022年）12月28日（水）
有効回収数	2,695件
有効回収率	67.4%
調査方法	郵送配布・郵送回収

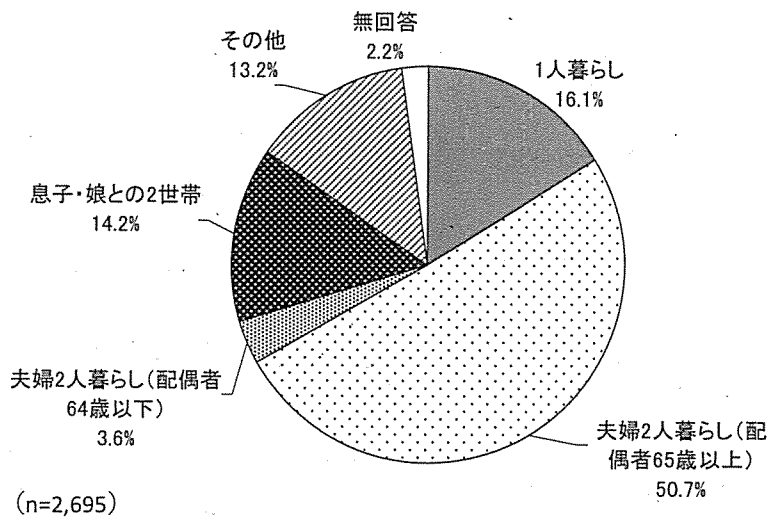
○報告書の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- ・図表中の「n（number of case の略）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

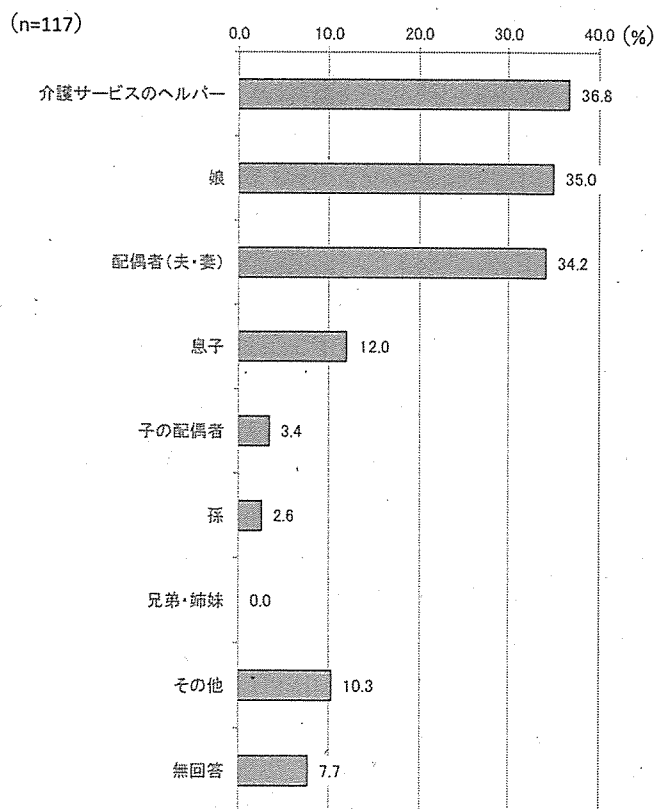
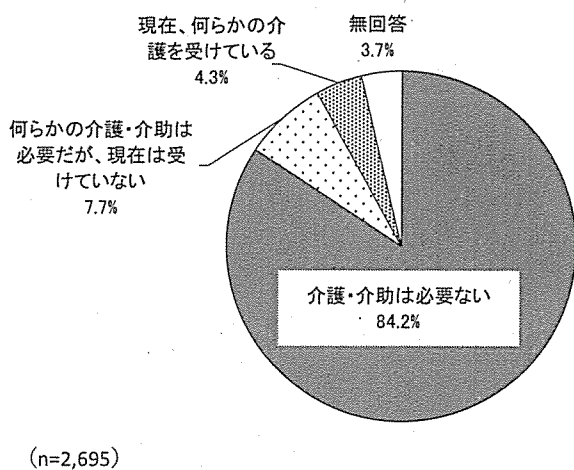
○調査結果の概要

①家族や生活状況について

家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が最も多く、約5割となっています。



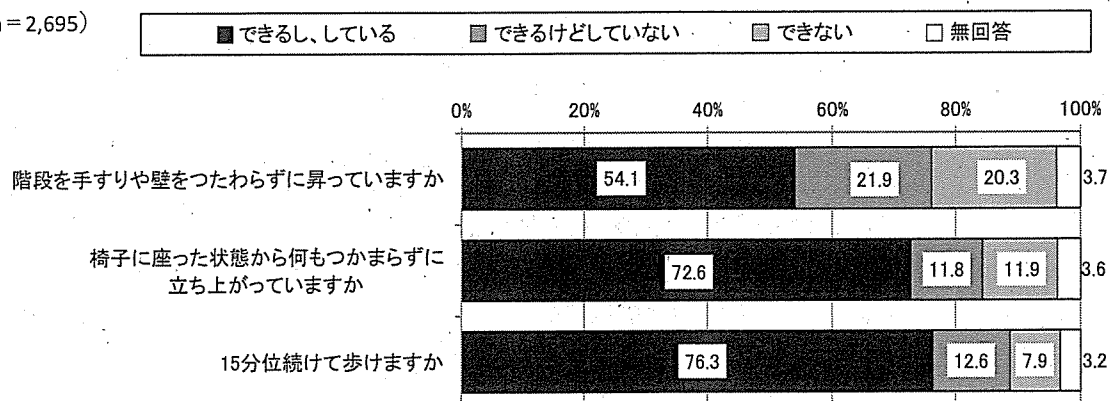
介護・介助の状況については、「介護・介助は必要ない」が最も多く、8割を超えています。現在、何らかの介護を受けている方の主な介護者・介助者は「介護サービスのヘルパー」が最も多く、次いで「娘」、「配偶者（夫・妻）」の順となっています。



②からだを動かすことについて

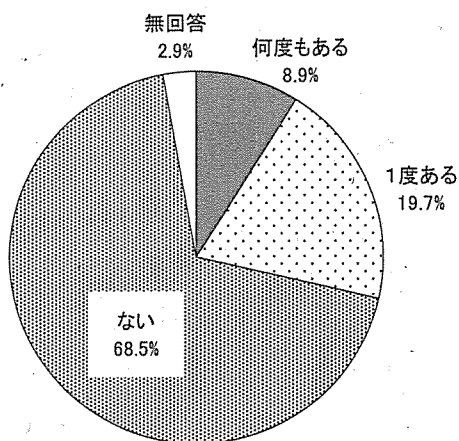
「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」、「15分位続けて歩いていますか」については、「できるし、している」が最も多くなっています。

(n=2,695)



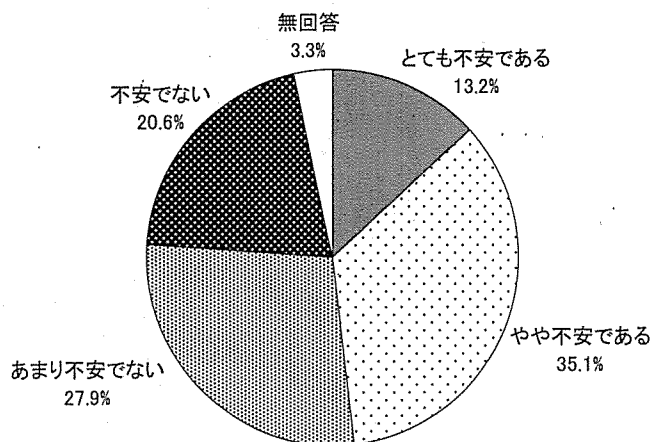
転倒については、過去1年間の転倒経験は、「ない」が最も多く、約7割となっています。また、転倒への不安については、「やや不安である」が最も多くなっています。

過去1年間に転んだ経験がありますか



(n=2,695)

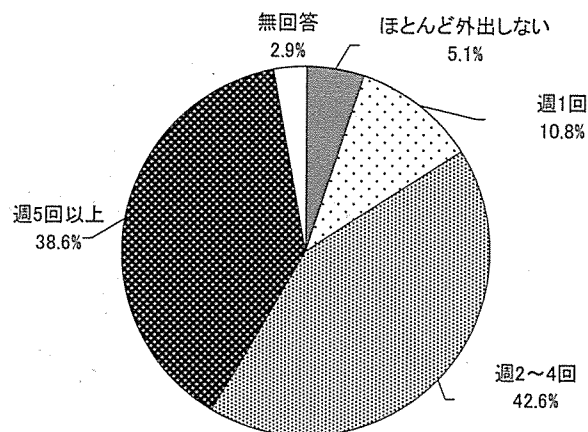
転倒に対する不安は大きいですか



(n=2,695)

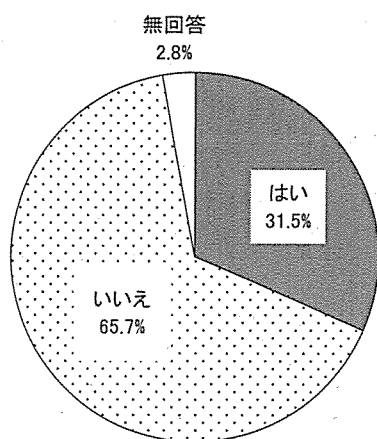
外出の頻度については、「週2～4回」、「週5回以上」がそれぞれ約4割となっています。また、外出を抑えているかについては、「いいえ」が約7割、「はい」が約3割となっており、外出を抑えている理由については、「その他（新型コロナウイルス感染症への不安等）」を除くと、「足腰などの痛み」が最も多く、約4割となっています。

週に1回以上は外出していますか



(n=2,695)

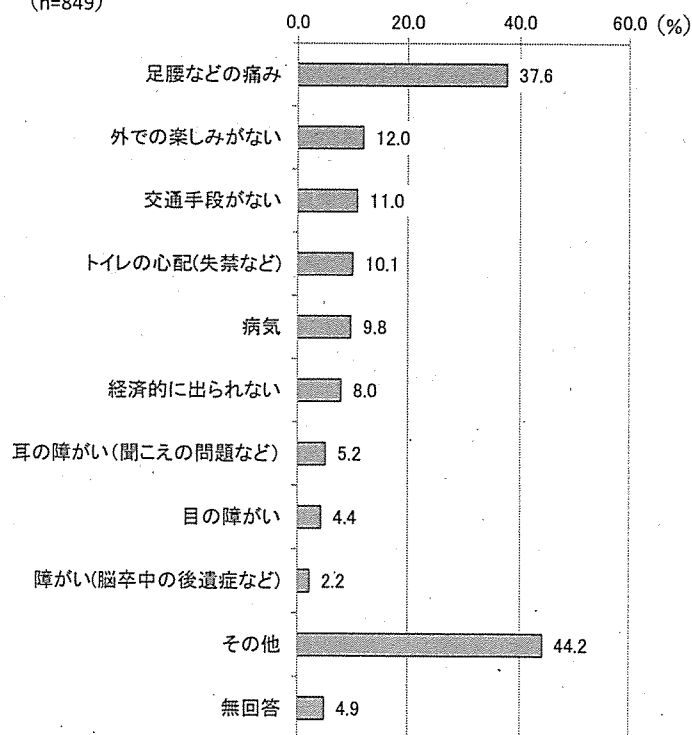
外出は控えていますか



(n=2,695)

外出を抑えている理由はどれですか

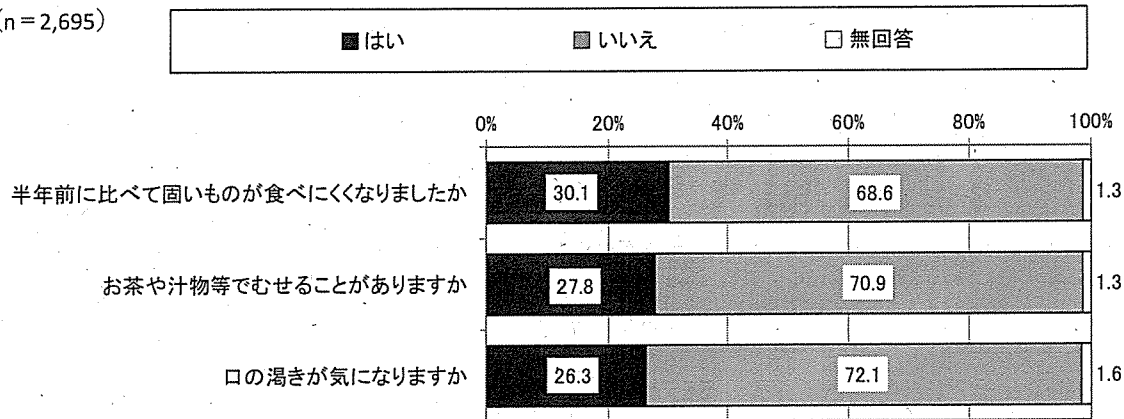
(n=849)



③食べることについて

口腔については、「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」、「お茶や汁物等でむせることがありますか」、「口の渇きが気になりますか」の3つの項目について、いずれも「いいえ」が約7割となっています。

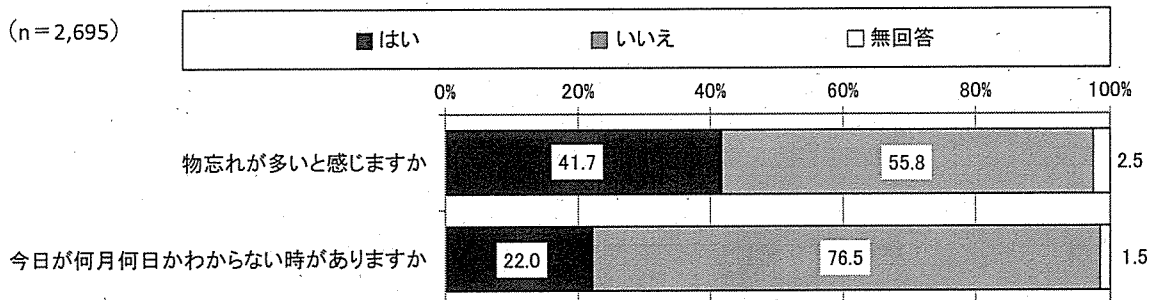
(n = 2,695)



④毎日の生活について

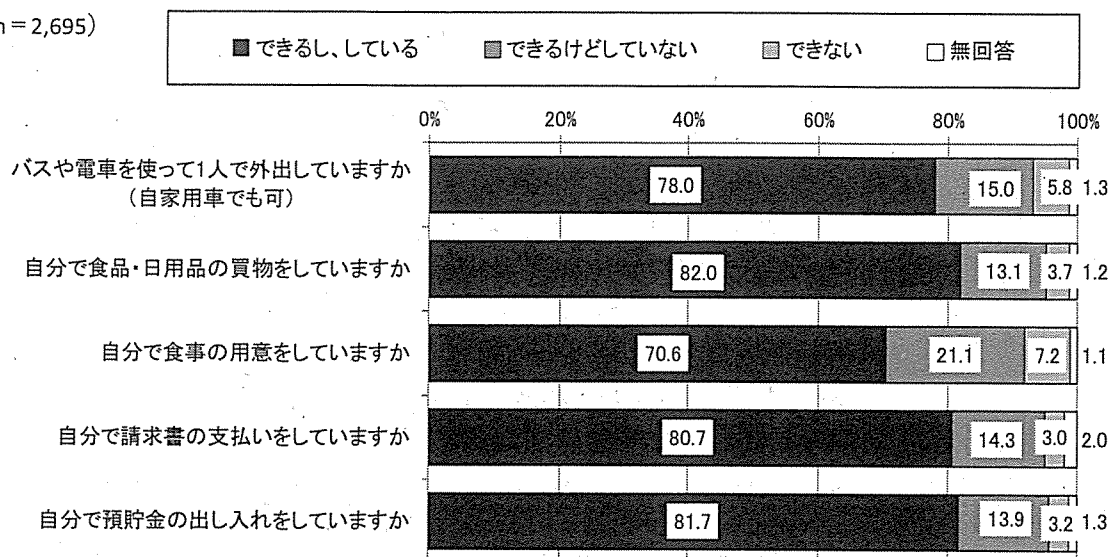
物忘れについては、「物忘れが多いと感じますか」について、「はい」が約4割となっていますが、「今日が何月何日かわからない時がありますか」については、「はい」は約2割となっています。

(n = 2,695)



生活の状況については、「バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）」、「自分で食品・日用品の買物をしていますか」、「自分で食事の用意をしていますか」、「自分で請求書の支払いをしていますか」、「自分で預貯金の出し入れをしていますか」の5つの項目について、いずれも「できるし、している」が最も多く、約7割から約8割となっています。

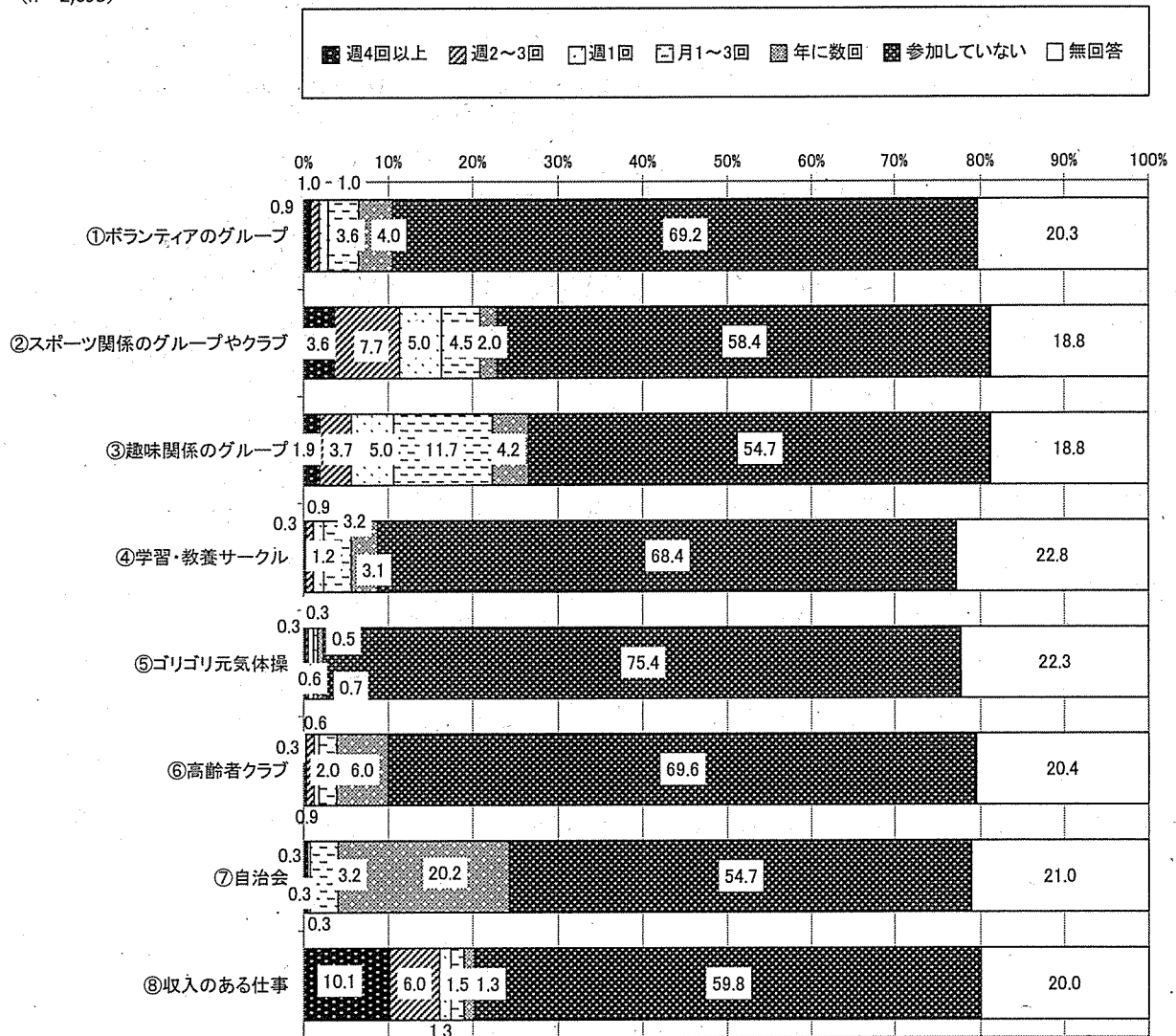
(n=2,695)



⑤地域での活動について

グループ等での活動の参加については、「ボランティアのグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「学習・教養サークル」、「ゴリゴリ元気体操」、「高齢者クラブ」、「自治会」、「収入のある仕事」の8つの項目について、いずれも「参加していない」が最も多く、約5割から約8割程度となっています。一方、8つの項目のなかで、『参加している』は、「趣味関係のグループ」が最も多く、次いで「自治会」となっており、いずれも2割台となっています。

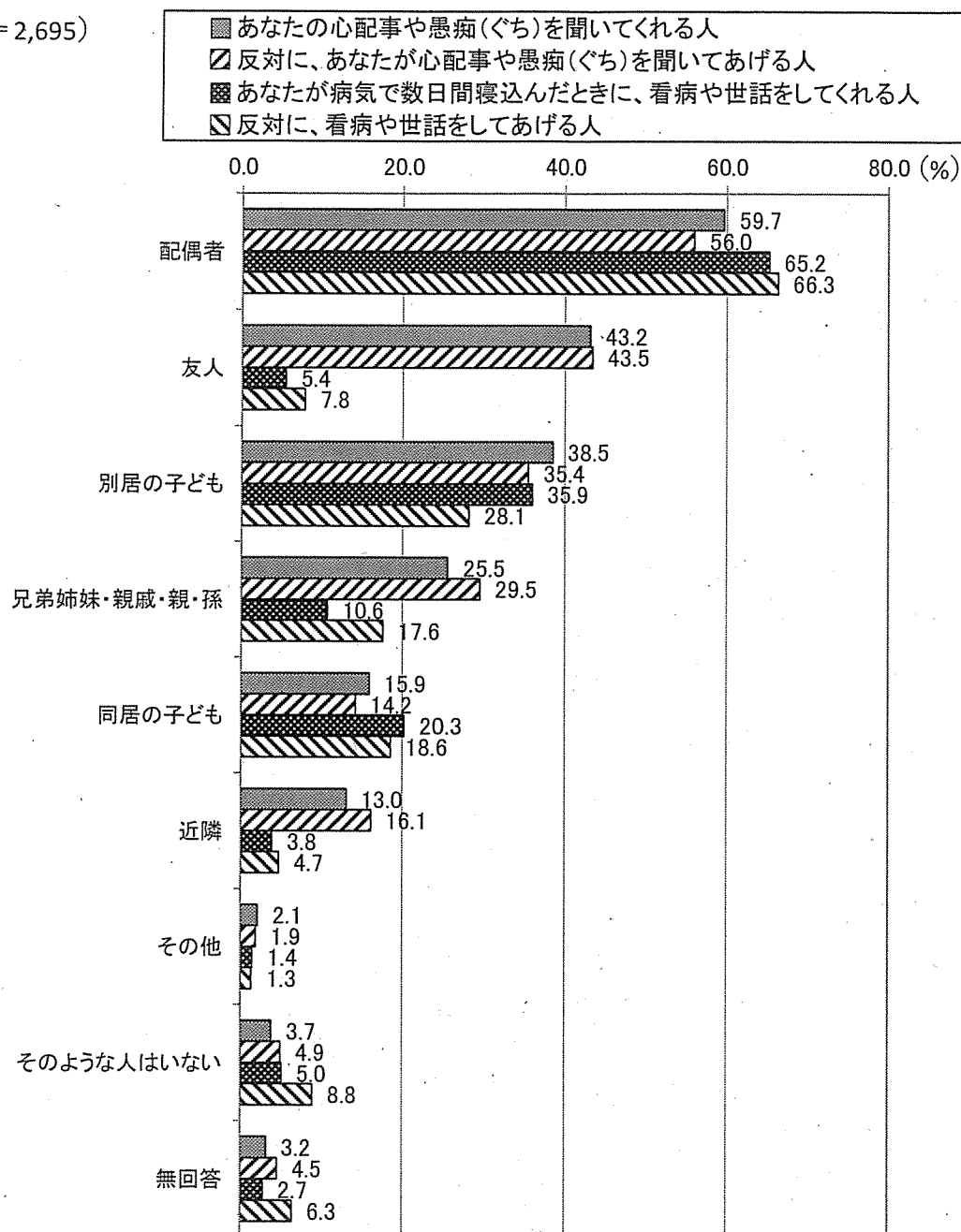
(n=2,695)



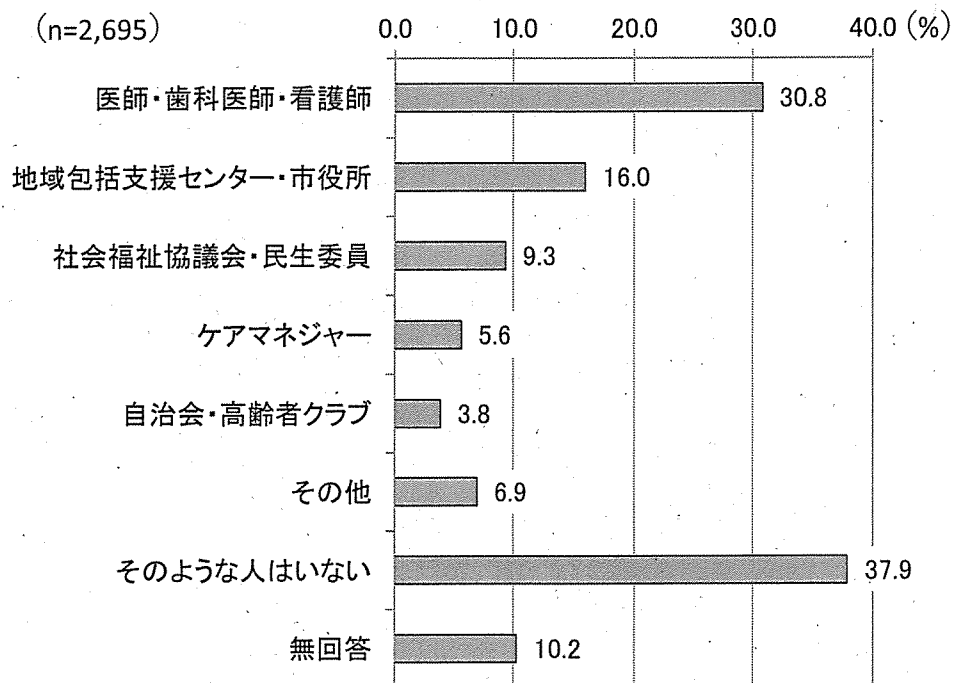
⑥たすけあいについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人・あげる人、看病や世話をしてくれる人・あげる人は、いずれも配偶者が最も多く、約6割から約7割となっています。

(n=2,695)

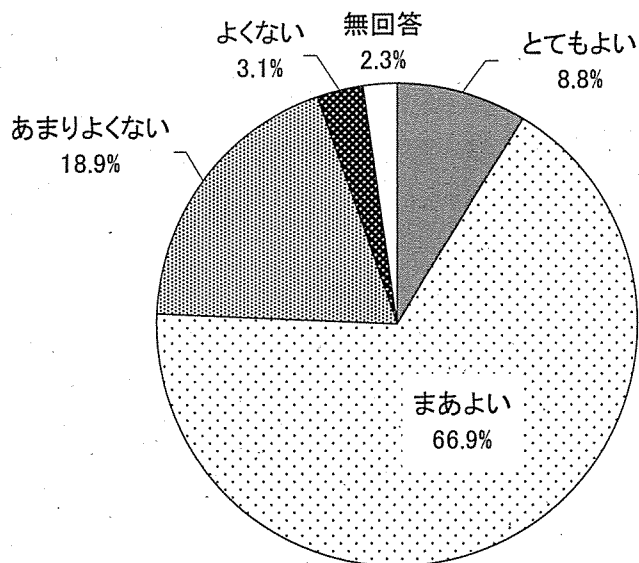


家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「そのような人はいない」が最も多く約4割となっており、次いで「医師・歯科医師・看護師」が約3割となっています。



⑦健康について

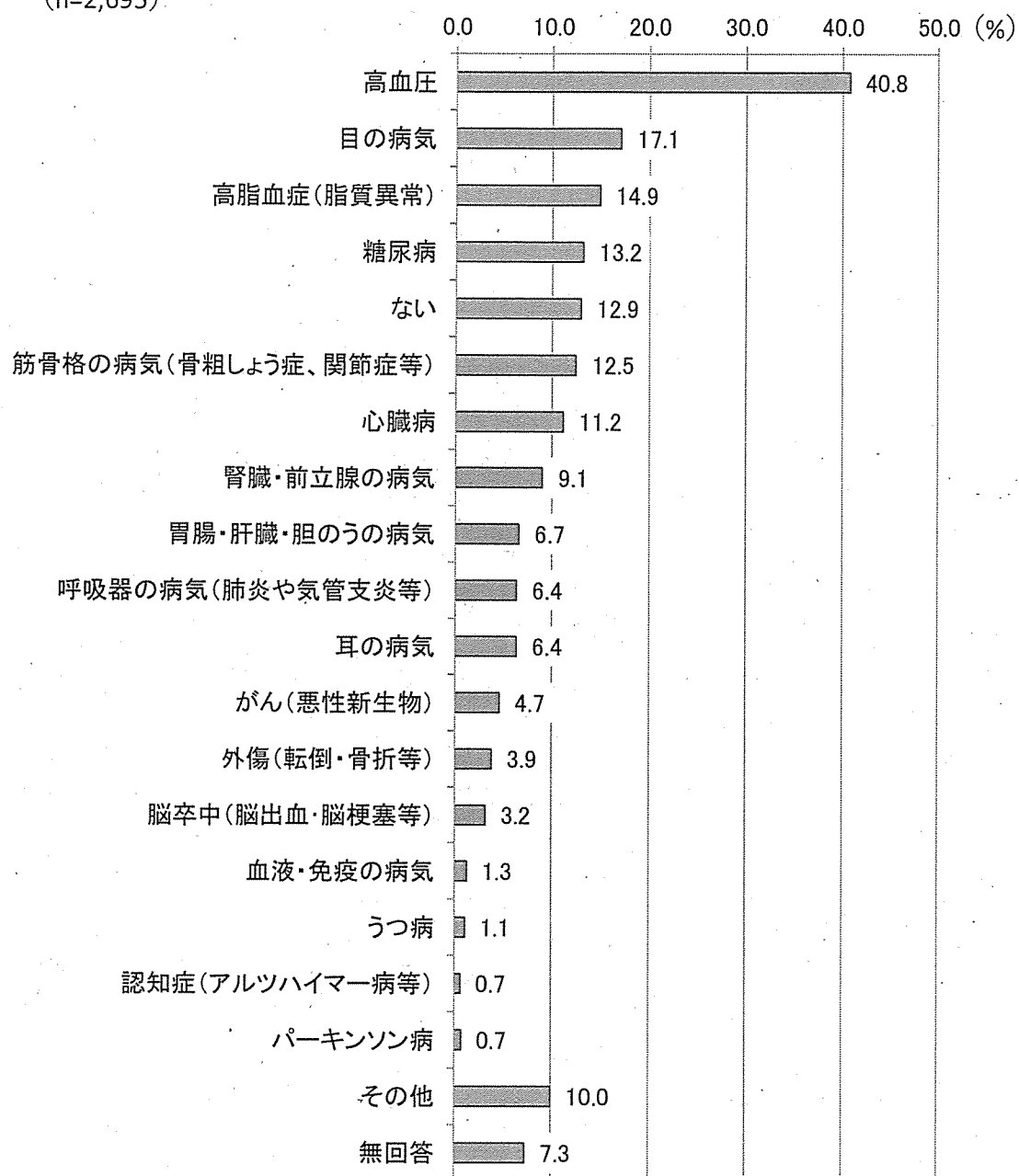
現在の健康状態について、「まあよい」が最も多く、約7割となっています。



(n=2,695)

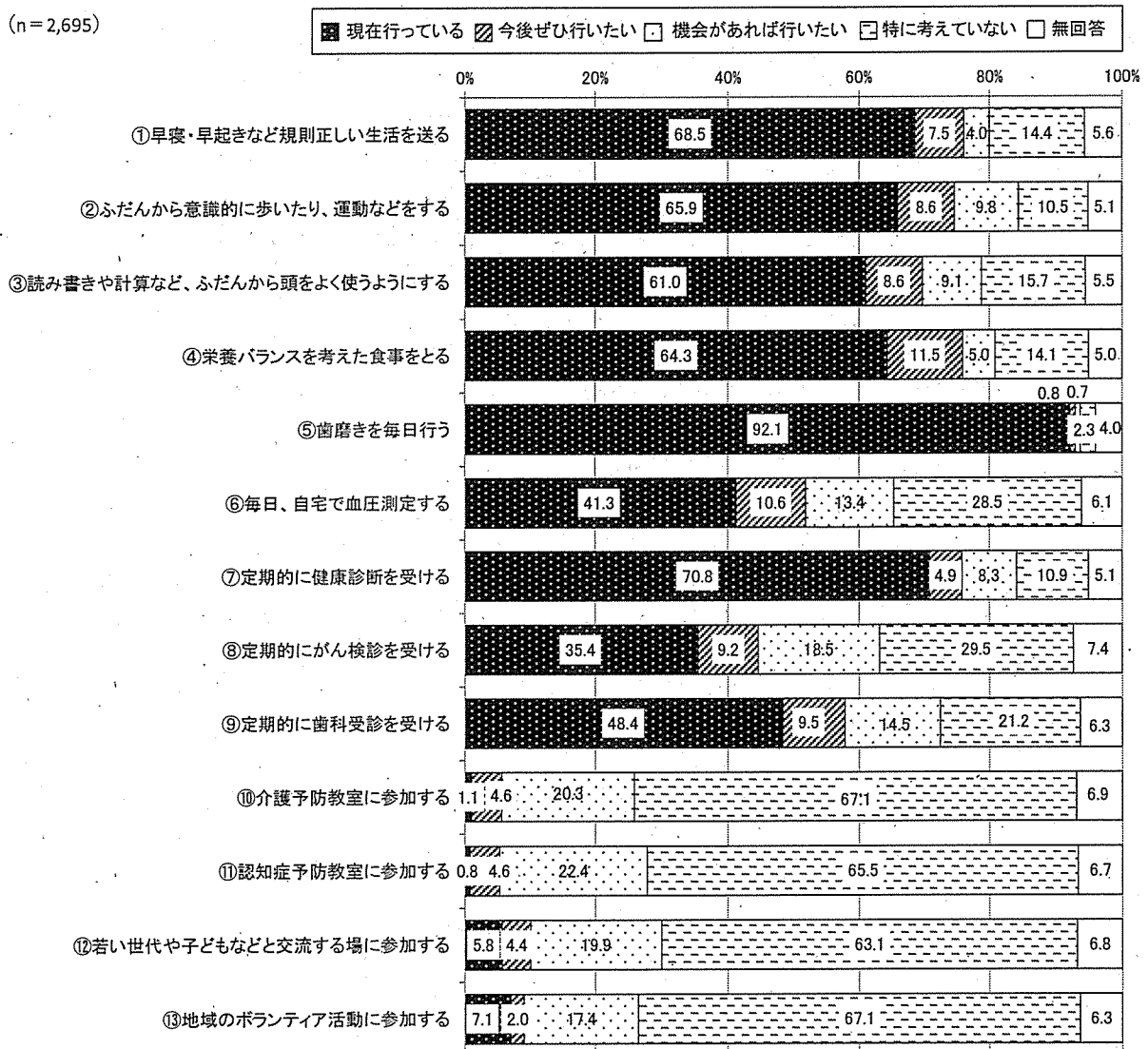
現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」が最も多く、約 4 割となっており、次いで「目の病気」、「高脂血症（脂質異常）」となっています。

(n=2,695)



病気の予防や介護予防については、「早寝・早起きなど規則正しい生活を送る」、「ふだんから意識的に歩いたり、運動などをする」、「読み書きや計算など、ふだんから頭をよく使うようにする」、「栄養バランスを考えた食事をとる」では、「現在行っている」が6割台となっています。また、「定期的に健康診断を受ける」、「定期的になん検診を受ける」、「定期的に歯科受診（検診含む）を受ける」といった医療面では、「現在行っている」が最も多いのに対して、「介護予防教室に参加する」、「認知症予防教室に参加する」、「若い世代や子どもなどと交流する場に参加する」、「地域のボランティア活動に参加する」といった実際の行動面では、「特に考えていない」が最も多くなっています。

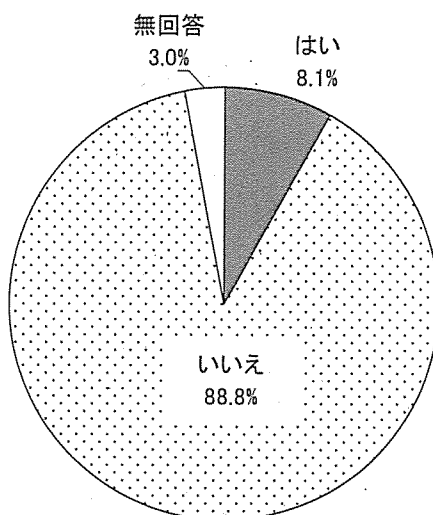
(n=2,695)



⑧認知症にかかる相談窓口の把握について

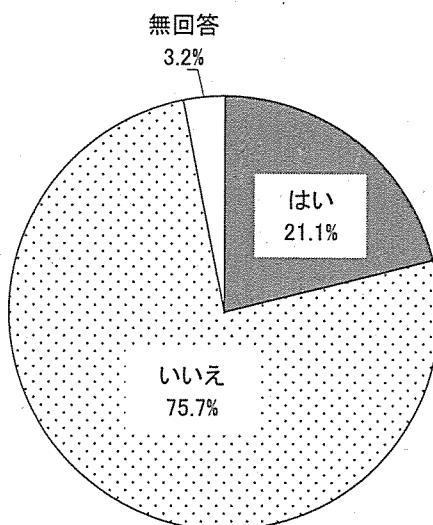
認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人が約 1 割あり、また認知症に関する相談窓口を知っている人は約 2 割となっています。

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか



(n=2,695)

認知症に関する相談窓口を知っていますか

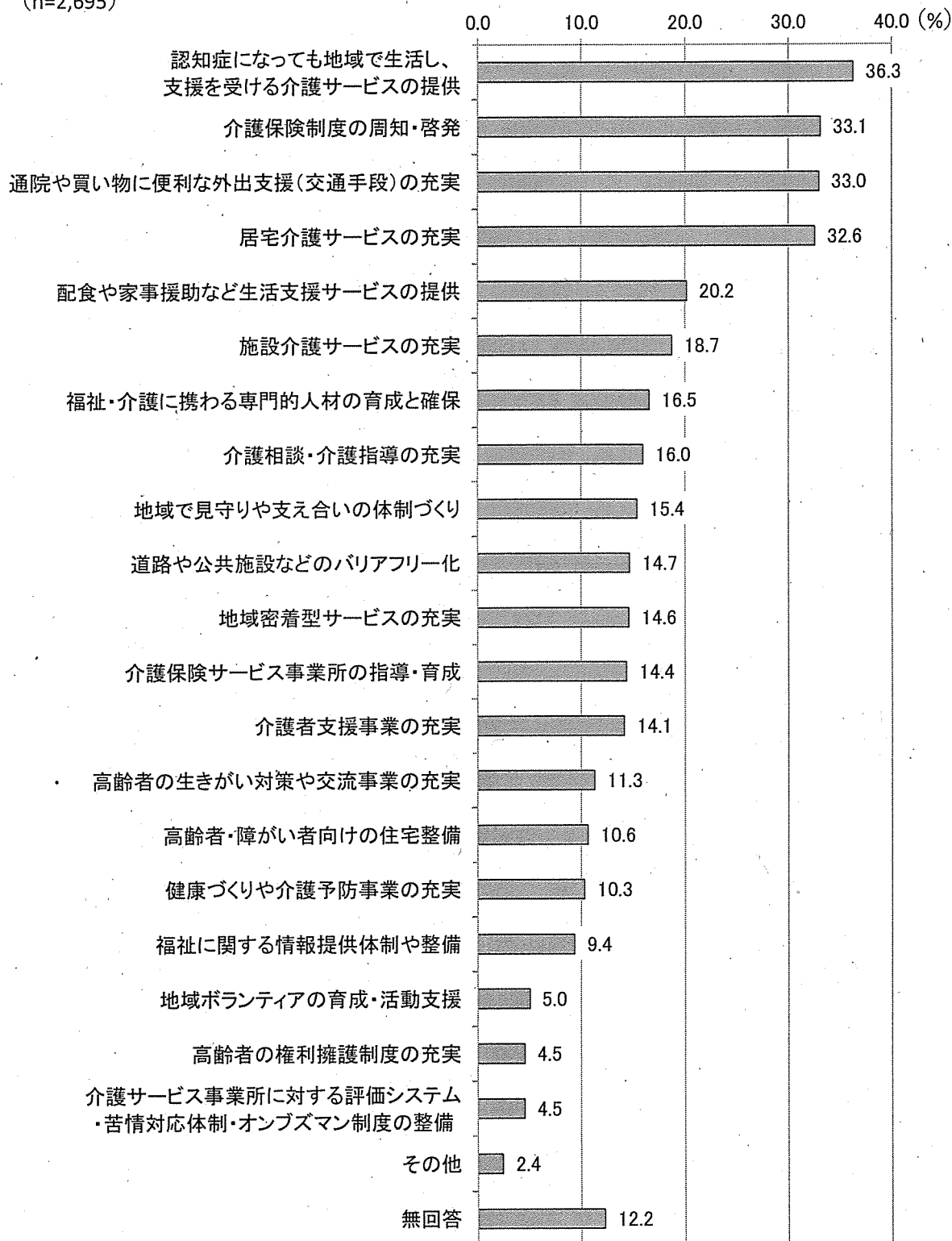


(n=2,695)

◎高齢者福祉サービスについて

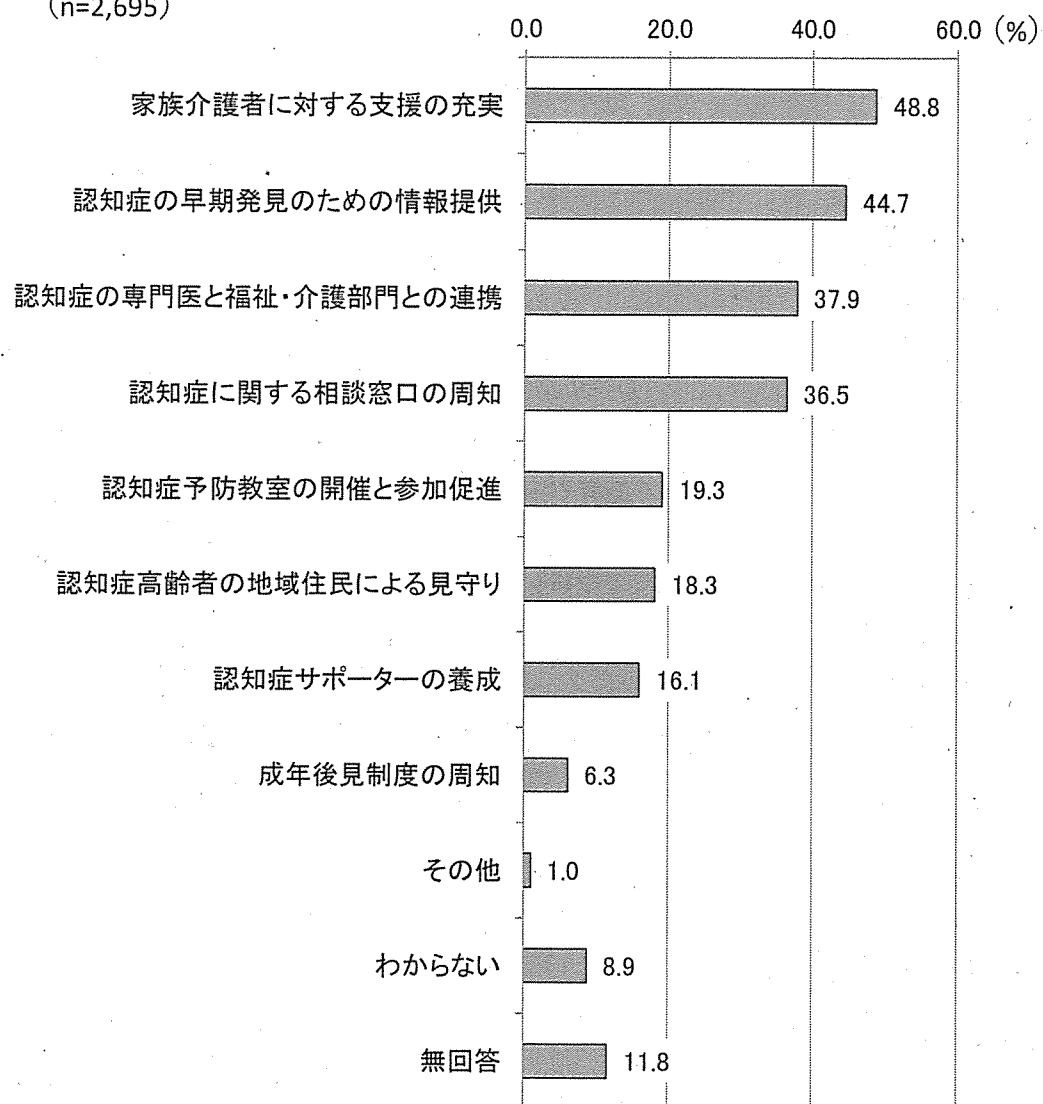
高齢者が安心して生活し、介護を受けられる市をつくるために、特に重要と思うことについては、「認知症になっても地域で生活し、支援を受ける介護サービスの提供」が最も多く、次いで「介護保険制度の周知・啓発」、「通院や買い物に便利な外出支援（交通手段）の充実」、「居宅介護サービスの充実」の順となっています。

(n=2,695)



認知症の共生と予防についてどのような取組を充実・強化していくことが重要だと思うかについては、「家族介護者に対する支援の充実」が最も多く約5割、次いで「認知症の早期発見のための情報提供」が多くなっています。

(n=2,695)



(2) 在宅介護実態調査

○調査の概要

【聞き取り調査】

調査対象	在宅で生活をする要支援・要介護認定を受けている方のうち、調査期間に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
調査期間	開始：令和4年（2022年）11月28日（月） 終了：令和5年（2023年）1月31日（火）
有効回収数	81件
調査方法	要介護認定の際に行う訪問調査とあわせて、訪問調査員が調査項目を聞き取り

【郵送調査】

調査対象	在宅で生活をする要支援・要介護認定を受けている方のうち、令和4年（2022年）1月から令和4年（2022年）9月に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
対象者数	700人
調査期間	配布開始：令和4年（2022年）11月28日（月） 回収終了：令和4年（2022年）12月28日（水）
有効回収数	433件
有効回収率	61.9%
調査方法	郵送配布・郵送回収

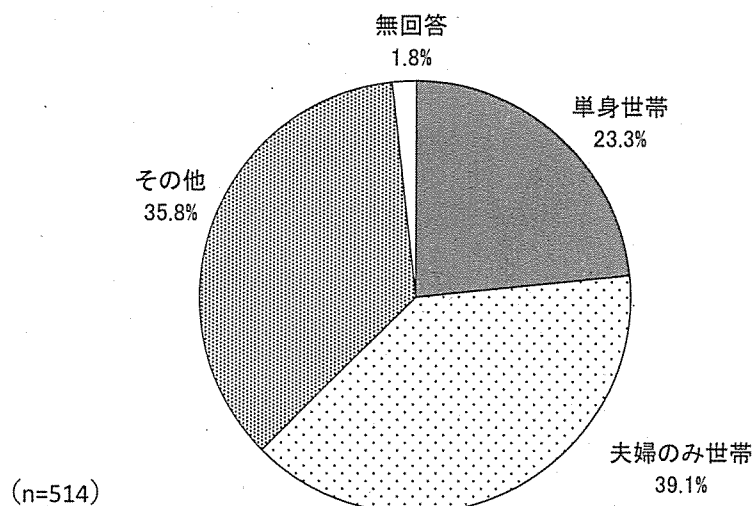
○報告書の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- ・図表中の「n（number of case の略）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

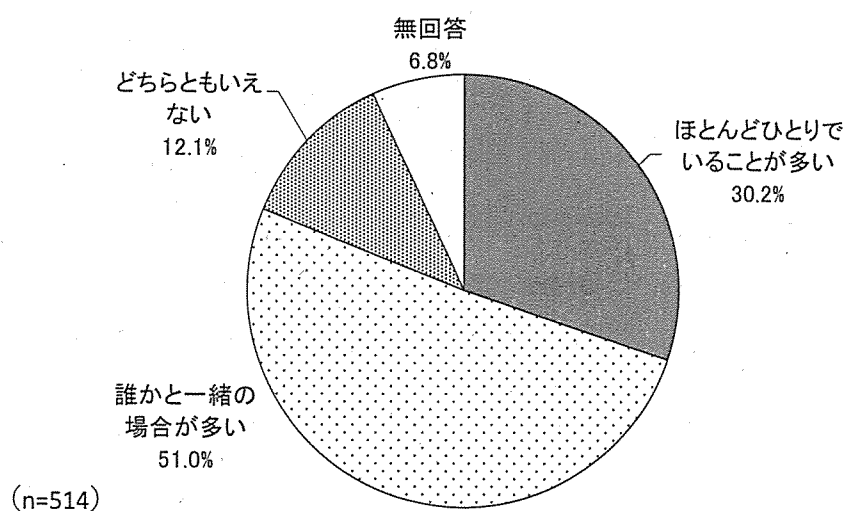
○調査結果の概要

①家族や生活状況について

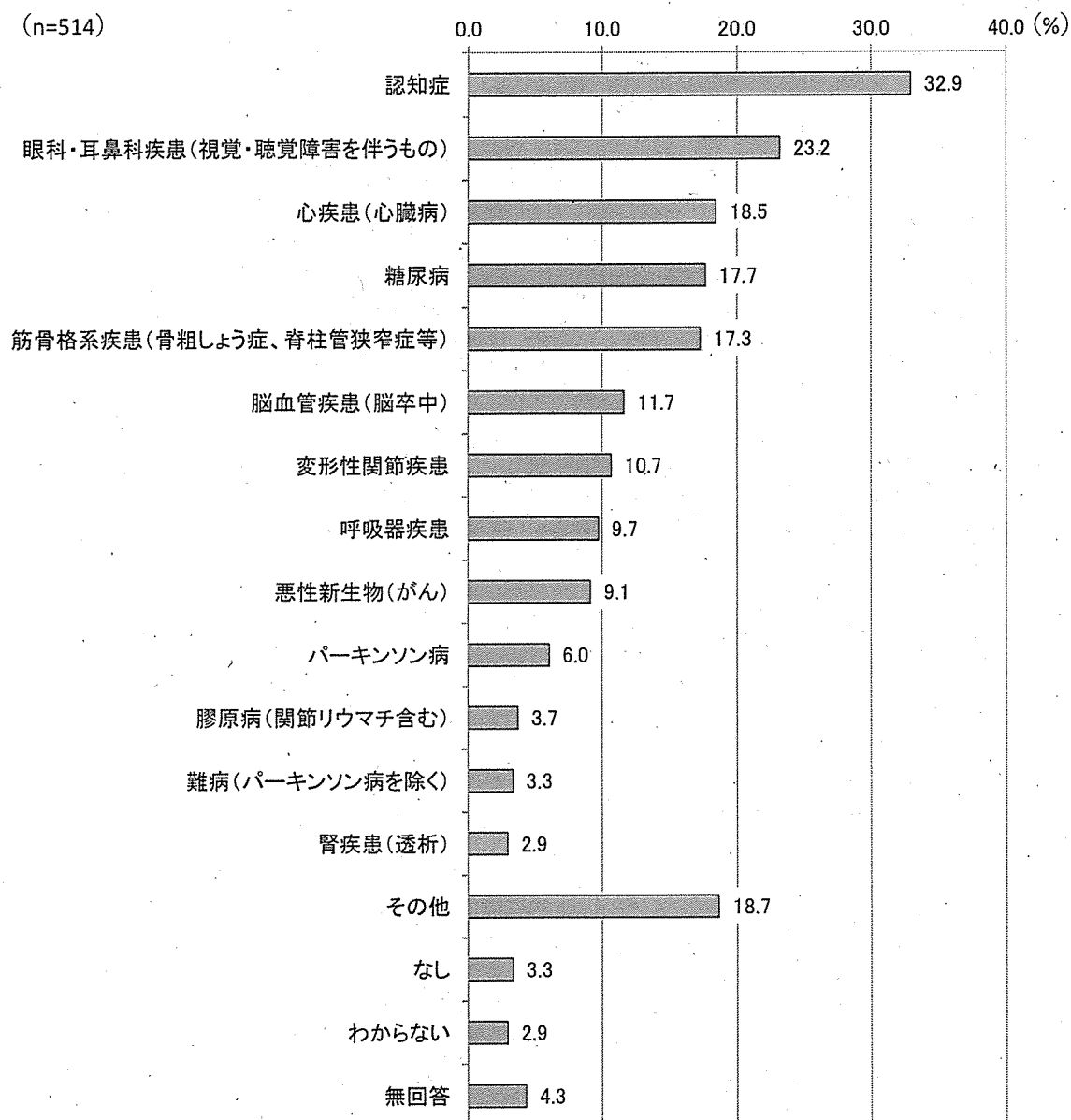
家族構成については、「単身世帯」が約2割、「夫婦のみ世帯」が約4割となっています。



日中の状況については、「誰かと一緒の場合が多い」と回答した割合が最も多く約5割となっており、「ほとんどひとりであることが多い」が約3割となっています。



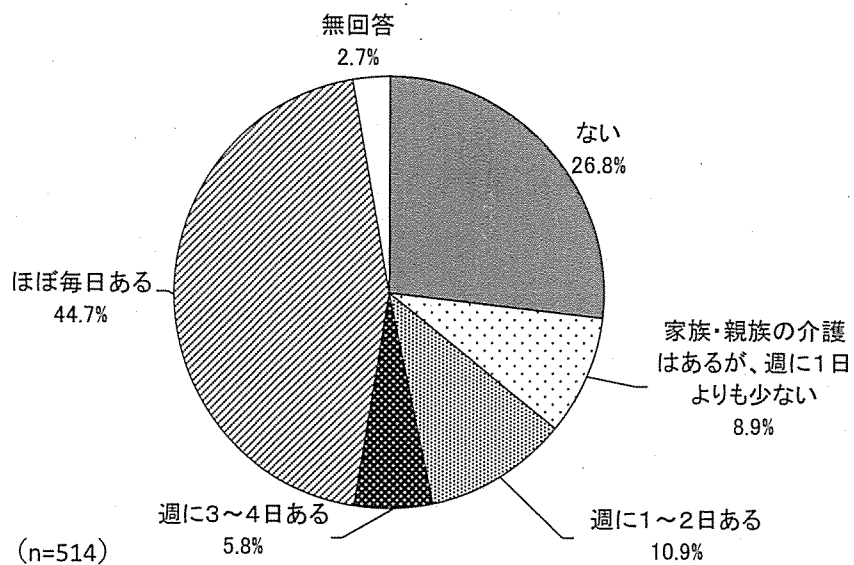
本人が抱えている傷病については、「認知症」と回答した割合が最も多く約3割となっています。



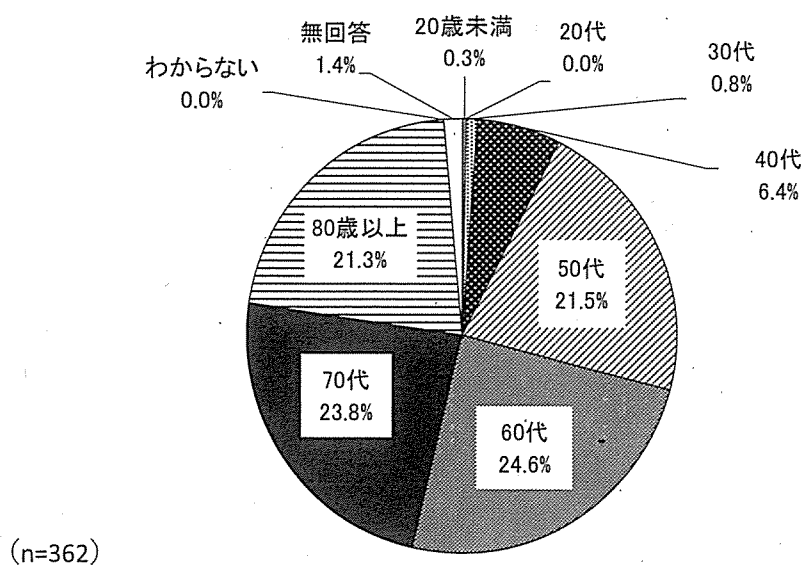
②介護の状況について

介護の状況については、家族や親族からの介護が「ほぼ毎日ある」が最も多く約4割となっています。主な介護者の年齢については、「50代」、「60代」、「70代」、「80歳以上」がいずれも約2割となっています。

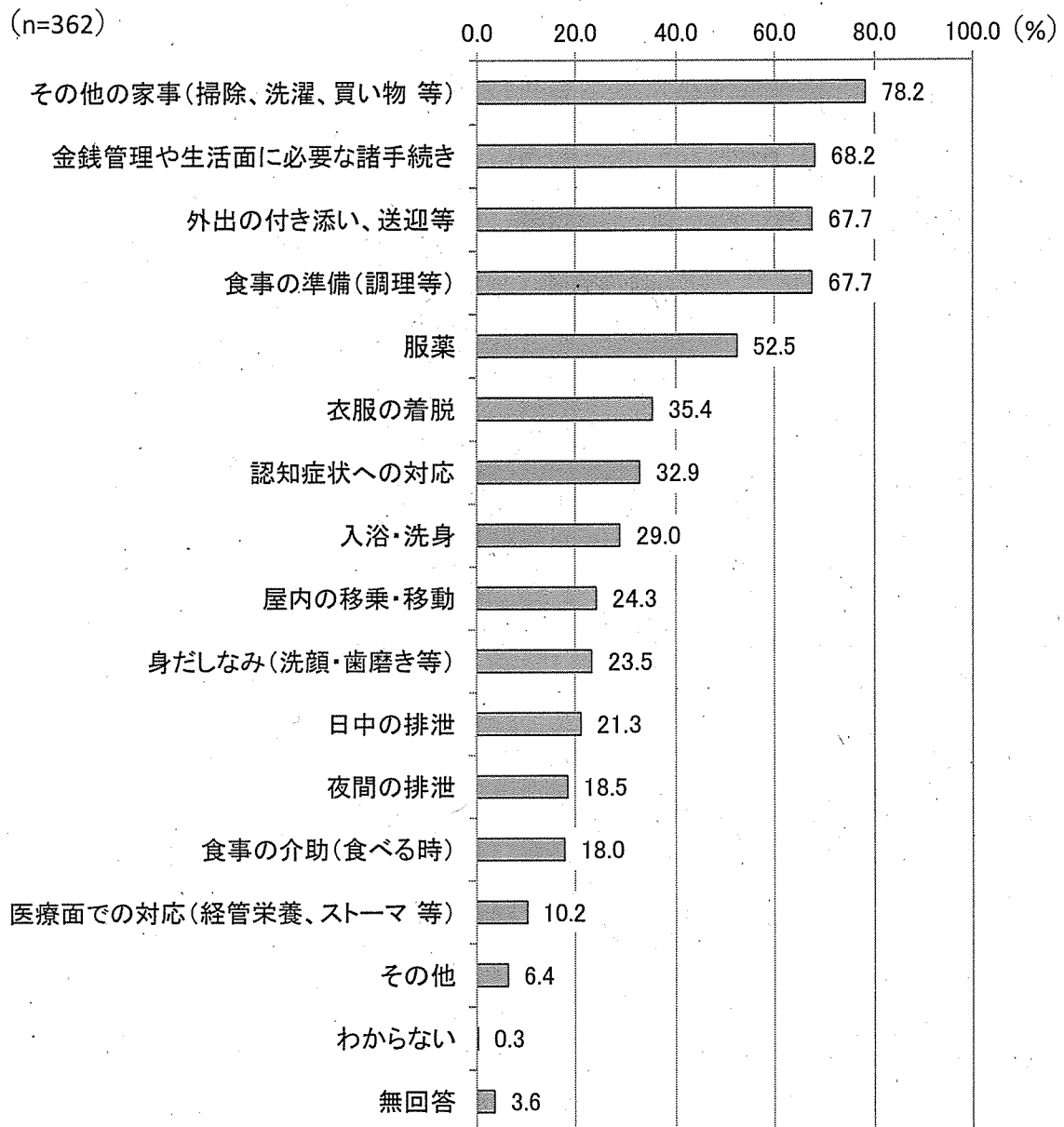
ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか



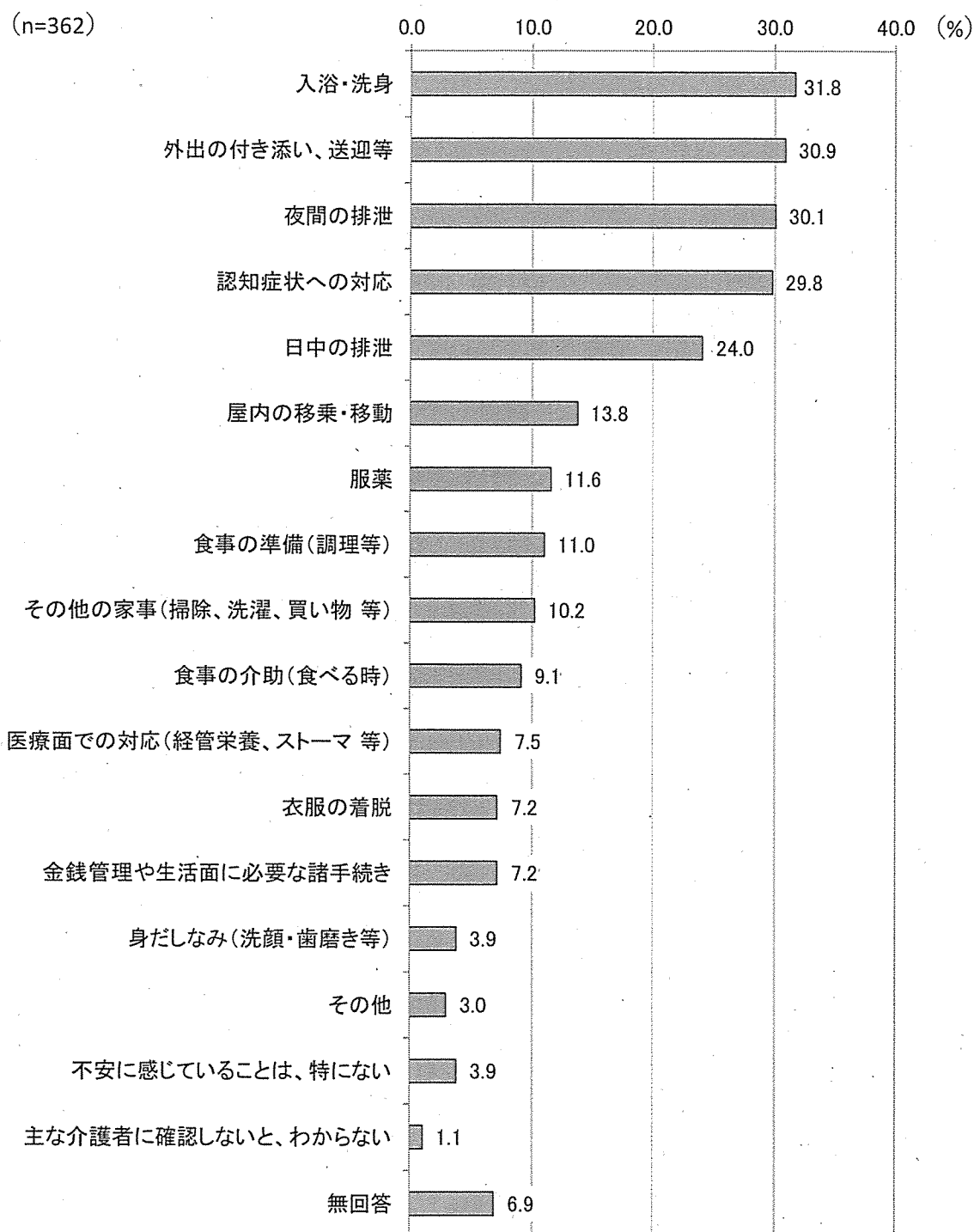
主な介護者の方の年齢



主な介護者が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」が約8割、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」がいずれも約7割となっています。

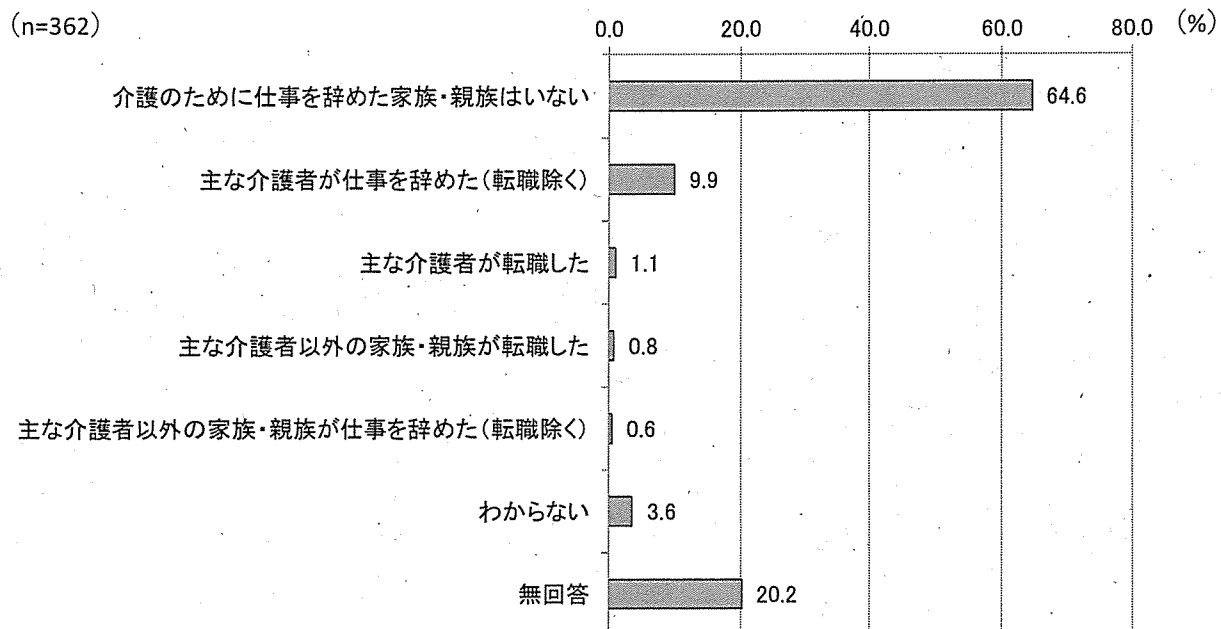


現在の生活の維持にあたって介護者の方が不安に思うことについては、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」がそれぞれ約3割となっています。

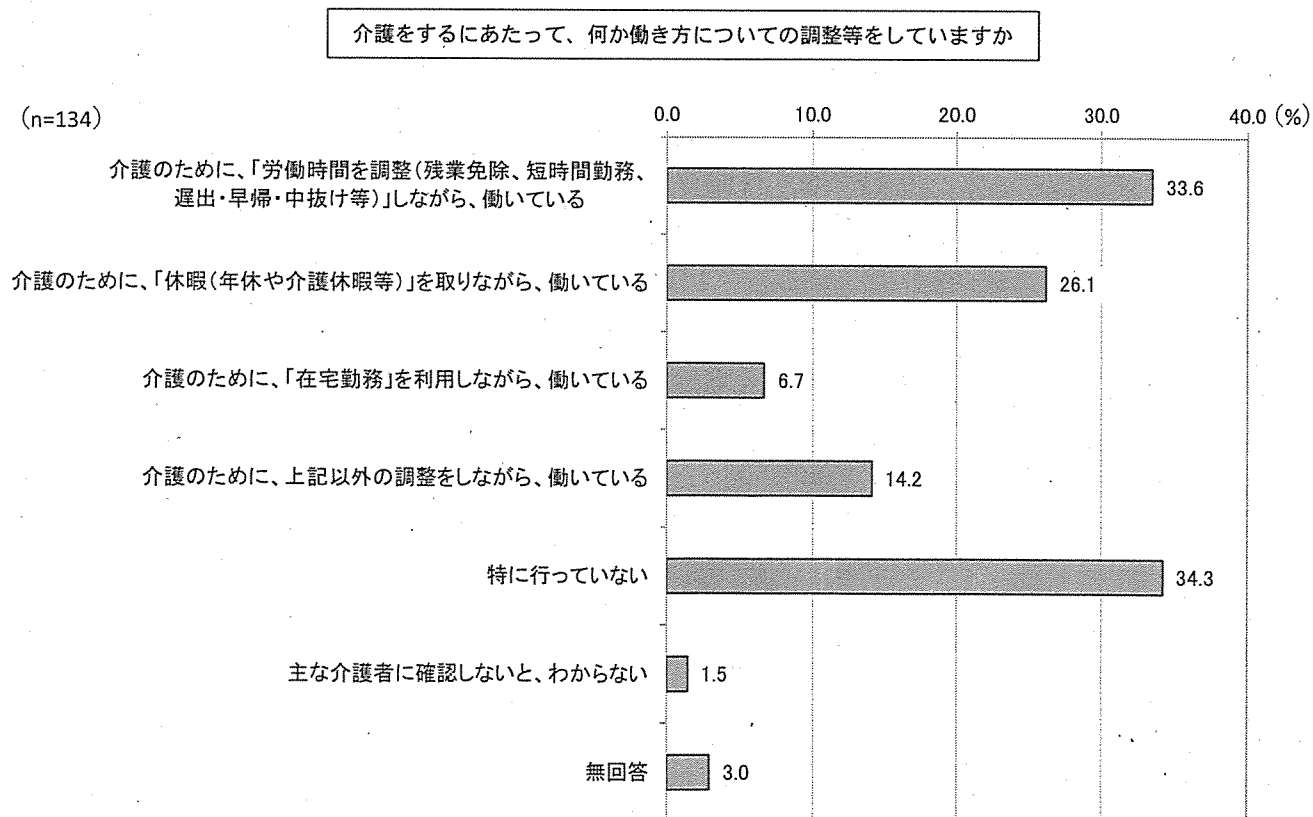
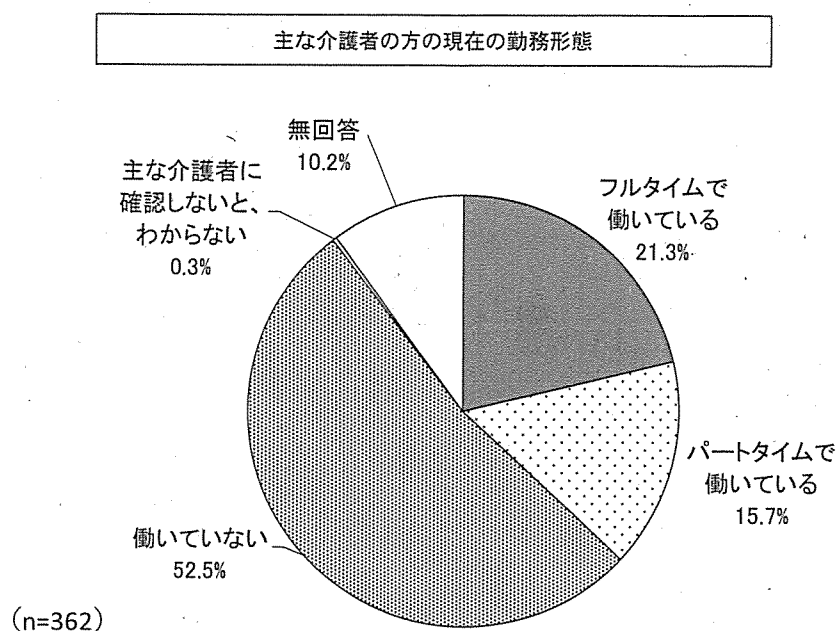


③主な介護者の勤務状況について

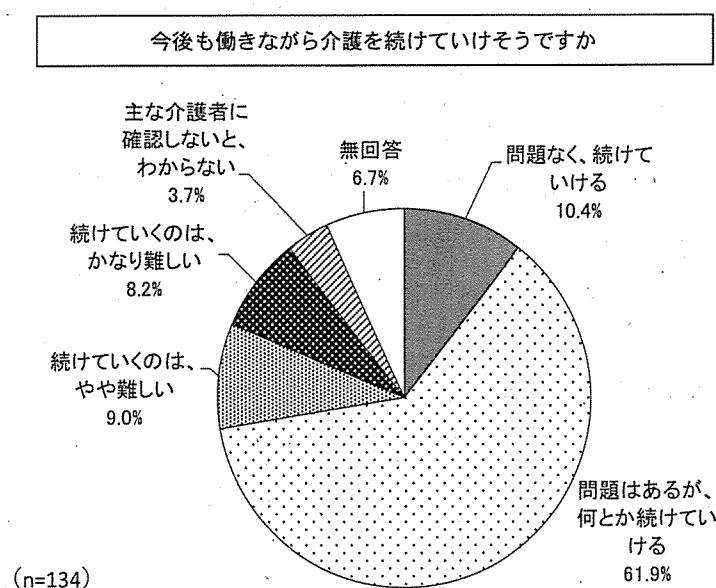
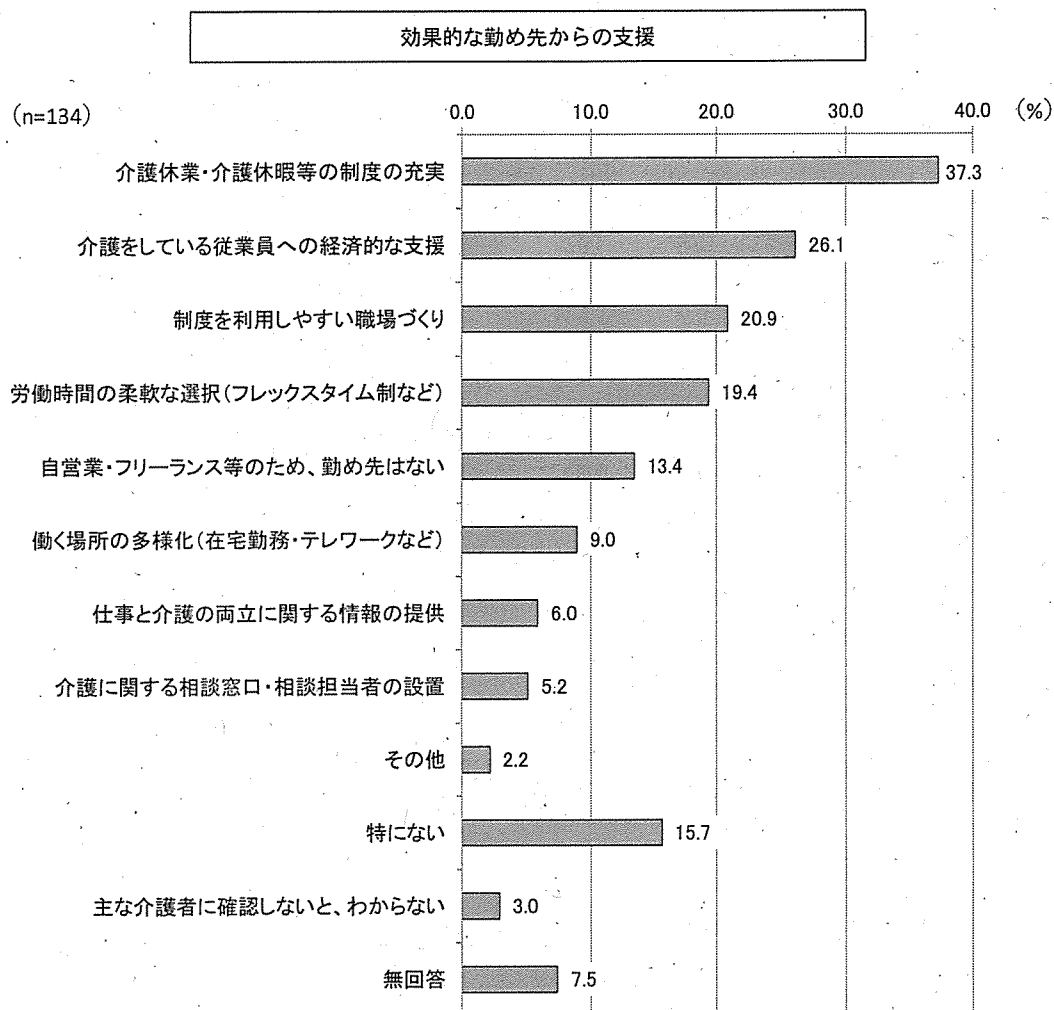
介護を主な理由として過去１年間に仕事を辞めた家族や親族がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答した割合が最も多く約６割となっています。



主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」と回答した割合が最も多く約5割となっており、「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した割合がともに約2割となっています。介護者の方の働き方の調整については、「特に行っていない」と回答した割合が最も多く約3割となっており、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が約3割となっています。

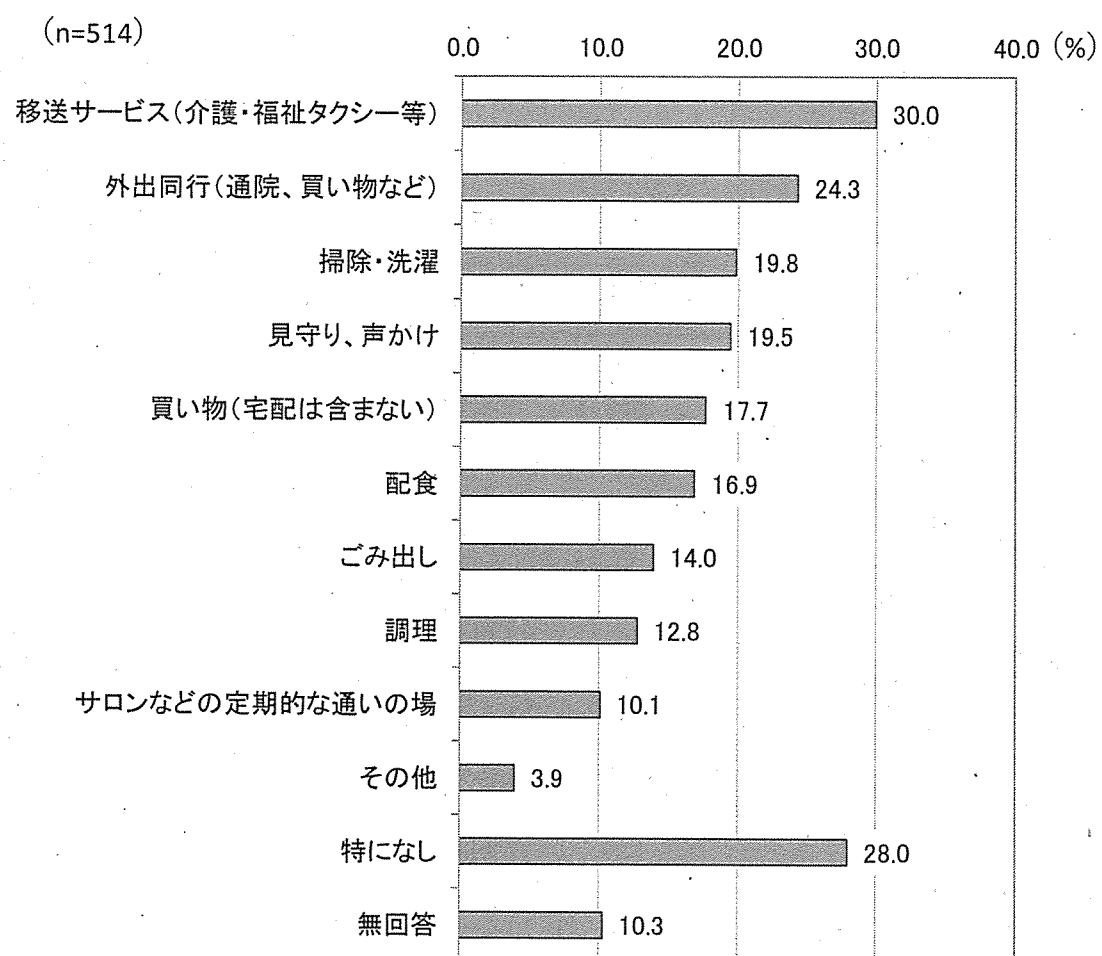


介護者の方が仕事・介護を両立させるために効果があると思う勤め先からの支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と回答した割合が最も多く約4割となっており、「介護をしている従業員への経済的な支援」と回答した割合が約3割となっています。介護者の方が今後も働きながら介護を継続できるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した割合が最も多く約6割となっており、「問題なく、続けていける」が約1割となっています。



④サービス利用の状況と今後の利用意向について

今後の在宅生活において必要とされる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」と回答した割合が最も多く、次いで「特になし」がともに約3割となっています。



サービス別の利用状況と今後の利用意向については、「利用しているが、もっと利用したい」と「利用していて、足りている」とを合わせて『サービスを利用している』の割合は、「介護系の通所サービス（通所介護）」が約3割、「介護系の訪問サービス（訪問介護）」、「医療系の訪問サービス（訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導）」が約2割、「医療系の通所サービス（通所リハビリ）」、「通い、訪問、泊まりを組み合わせたサービス（小規模多機能型居宅介護）」が約1割となっています。また、「利用していないが、利用したい」の割合は「通い、訪問、泊まりを組み合わせたサービス（小規模多機能型居宅介護）」が約3割となっており、他のすべてのサービスで約2割となっています。

(%)

サービス種類	サービスを利用している			利用していないが、 利用したい	利用する 必要がない
	利用しているが、 もっと利用したい	利用していて、 足りている			
介護系の訪問サービス	8.4	13.6	22.0	19.6	31.7
医療系の訪問サービス	4.5	13.8	18.3	22.4	32.7
24時間や夜間対応のある 介護系の訪問サービス	1.9	1.4	3.3	20.2	45.9
24時間や夜間対応のある 医療系の訪問サービス	1.8	2.9	4.7	20.6	44.6
介護系の通所サービス	9.7	15.6	25.3	20.2	29.4
医療系の通所サービス	5.4	8.9	14.3	23.7	34.4
通い、訪問、泊まりを 組み合わせたサービス	5.4	3.7	9.1	26.8	36.2

6 国・府における動き

(1) 国が示す介護保険制度の方向性

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制を確保し、医療・介護の連携を強化する
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論する
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及をめざす
- 居宅要介護者のさまざまな介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進する
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実を図る

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進する
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担う
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深める
- デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備をする
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を行う

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施する
- 都道府県主導のもとで生産性向上に資するさまざまな支援・施策を総合的に推進する。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用する
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進する

(2) 京都府における政策目標と重点課題

※12月に公表され次第差替えます。下記は今期の政策目標です。

【基本的な政策目標】

高齢になっても生きがいを持って活躍でき、支援が必要になっても安心して暮らせる社会を、地域の実情に応じて構築することをめざす

【重点課題】

1. 認知症、看取り、リハビリ等の地域包括ケアの一層の推進

京都地域包括ケア推進機構によるオール京都体制で、「認知症施策」、「総合リハビリテーションの推進」、「看取り対策」の一層の推進を図る

2. 高齢者の在宅療養を支える居宅サービス・地域密着型サービス等の充実と医療・介護の連携促進

在宅療養を支える居宅サービス、地域密着型サービス等の充実を図るとともに、これらのサービスが医療サービス等と一体的に提供されるよう、医療と介護の連携を促進する

3. 介護予防・生活支援等の充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり

ニーズに応じた介護予防・健康づくりの充実と、生活支援や介護予防への多様な担い手の参加促進により、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを推進する

4. 介護・福祉人材の確保・育成・定着

増大する高齢者の介護・福祉ニーズに対応した、介護・福祉人材等の確保・育成・定着を推進する

5. 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備

高齢者のニーズに対応した、安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅の）充実を図る

7 高齢者人口の中長期的な見通し

- 我が国の高齢者人口の将来の見通しは、令和22年（2040年）にピークを迎えるとされています。特に、介護保険制度創設以来急速に増加してきた75歳以上人口は、令和7年（2025年）にかけて急速な増加を続けると予測されており、高齢者人口が増え続ける一方で、総人口の減少と相まって高齢化率も上昇していくと推計されています。こうした状況で中長期的にも介護需要は増加し続けることが予想されています。
- 本市においては、令和5年（2023年）の65歳以上の高齢者人口（4月1日住民基本台帳人口）は、25,118人で、令和3年（2021年）以降減少しており、令和7年（2025年）には24,792人に減少すると推計されています。高齢化率は令和5年（2023年）で33.8%と近年横ばいで推移しており、今後しばらくの間は同様の水準で推移すると見込んでいます。
- 後期高齢者については、令和5年（2023年）は14,316人で、これが令和7年（2025年）には15,806人となり、その後も増加し続け、令和11年（2029年）以降は減少に転じると見込まれます。既に減少傾向で推移している65歳から74歳までの前期高齢者に対して、後期高齢者は今後しばらくの間増加を続けることで、令和7年（2025年）には後期高齢者が前期高齢者の約1.8倍の人数になると予測されます。
- 以降について、国立社会保障・人口問題研究所における推移では、本市の高齢者人口自体は減少する傾向である一方、後期高齢者の人口は増加傾向が減少に転じ、令和22年（2040年）には令和2年（2020年）の水準となると見込まれています。
- このような中長期的な見通しの中で、高齢者人口の推移、特に後期高齢者の人口推移を注視し、変化する介護サービス等の需要を的確に捉え、介護保険事業等の運営にあたる必要があります。

8 高齢者保健福祉の課題

(1) 安心できる介護サービスの提供

- 後期高齢者が増加することにより、認知症高齢者等の介護サービスの必要な高齢者が増加すると考えられることから、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスをはじめとする介護サービス提供体制の一層の充実を図る必要があります。
- 介護サービスの提供体制を確保し、介護サービスの質を高めるため、医療と介護の連携の強化、介護支援専門員、介護職員等の介護人材の確保及びの資質の向上を図る必要があります。
- 自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時においても安定した介護サービスを提供できるよう体制を整える必要があります。

(2) 総合的な介護予防の推進

- できるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるよう要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進する必要があります。そのため、ゴリゴリ元気体操をはじめとする介護予防事業の充実・推進を図ることや、介護予防・日常生活支援総合事業を中心とした予防給付のさらなる充実を図るとともに、地域のニーズに応じた体制整備を進める必要があります。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

- これまでの「認知症支援策の充実」、「医療との連携」、「生活支援サービスの充実」等の取組を踏まえ、高齢者人口がピークを迎えるとされている令和 22 年（2040 年）に介護が必要な高齢者が増加することを見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図る必要があります。
- 地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターについて、今後後期高齢者が増加することを見据えて、業務体制の充実を図る必要があります。
- 若年性認知症の人が安心してこれまで通りの社会生活を送ることが出来るよう、企業等にも若年性認知症への理解を促進するとともに、企業等からの相談にも対応できる体制を構築する必要があります。

(4) 介護保険事業の円滑な運営

- 介護保険制度の円滑な運営を図るため、公平・公正な要介護認定事務の推進、サービス事業者等に対する相談への適切な対応を図るとともに、介護を社会全体で支えるという観点から、制度の持続可能性の確保や、低所得者への配慮を行う必要があります。また、給付適正化事業の実施や PDCA サイクルにより施策の取組を進めることで、保険者機能を強化していく必要があります。

(5) 健康づくりの推進

- 急速な高齢化や生活習慣の変化により、高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病が増加し、疾病構造は大きく変化しています。今後も高齢化の進行が予想されることから、生活習慣病発症予防や、生活習慣病に起因する脳梗塞や心筋梗塞などの合併症に対する重症化予防の取組を充実させる必要があります。また、健康診査や各種検診等の受診率の向上を図る必要があります。

(6) 自立を支える福祉サービスの提供

- あらゆる高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの一環として、社会的に支援を必要とする人の自立の促進に向け、生活支援サービス、ひとり暮らし高齢者等の見守り対策、介護者支援サービスといった介護保険・地域支援事業対象外のサービスの充実を図る必要があります。

(7) 社会参加と交流の促進

- 高齢になっても、誰もが地域との関わりを持ち、健康で生きがいをもって、いきいきとした生活を送れることを望んでいます。このため、高齢期になってもより生きがいのある充実した生活を送れるよう、仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの地域活動の機会が得られるような環境づくりに努める必要があります。

第 3 章

基本目標等

1 基本的な目標と理念

本計画は、介護保険制度の基本理念と、関連計画である「城陽市地域福祉計画」の基本理念の実現に資することを前提としつつ、高齢社会を巡る諸課題に的確に対応するとともに、高齢者人口がピークを迎えるとされる令和 22 年（2040 年）に介護が必要な高齢者の増加することを見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化をめざしていくため、以下のような基本目標と基本理念を設定します。

<基本目標>

住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり

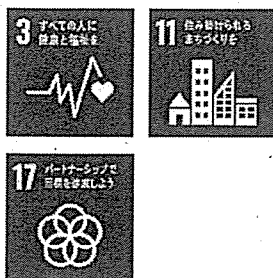
<基本理念>

- 高齢期になっても、安心していきいきと暮らせるまちづくり、尊厳をもって自立して暮らせるまちをめざします。
- 生きがいと張りのある暮らしを通じて、健康を保ち、できるだけ要介護状態にならない予防重視のまちづくりを推進します。
- 介護を必要とする状態になっても、自立した暮らしができるよう必要な介護サービスを受けられるまちづくりを推進します。
- 身近な地域において、医療、介護・介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、行政・サービス提供事業者の連携と住民自身の参加によって、高齢期を互いに支え合うまちづくりを推進します。

2 施策の体系

○以下、分野別計画における施策の体系を示します。

1. 安心できる介護サービスの提供



(1) 安心して暮らせる居宅サービスの充実

①訪問系サービスの充実

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

②通所系サービスの充実

- 通所介護
- 通所リハビリテーション（デイケア）

③短期入所系サービスの充実

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）

④その他の居宅サービスの充実

- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 居宅介護支援

(2) 地域密着型サービスの充実

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

(3) 施設サービスの充実と重度者への重点化

①施設の整備・充実

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院

②重度者への重点化

- ガイドラインの順守

(4) 医療と介護の連携の強化

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施
- 施設や居住系サービスにおける医療と介護の連携強化
- 京都式地域包括ケアシステムの推進

(5) 介護サービスの安定的な提供と質の向上

- 介護に携わる人材の育成・確保
- 安定したサービス提供のためのサービス提供事業所の連携の支援
- 地域密着型サービス事業所連絡会議への支援
- 災害・感染症対策に係る体制の整備
- 介護相談員の派遣
- ケアマネジメントの向上

2. 総合的な介護予防の 推進



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 住民主体の担い手の育成及び支援

② 一般介護予防事業の実施

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 高齢者元気サポーター応援事業

(2) 重度化防止のための予防給付の充実

① 主な介護予防サービスの充実

- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリテーション

② 主な地域密着型介護予防サービスの充実

- 介護予防小規模多機能型居宅介護

③ 主なその他の介護予防サービスの充実

- 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修
- 介護予防支援

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

3. 地域包括ケアシステムの推進



(1) 日常生活圏域の設定

(2) 地域包括支援センターの活動強化

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談・支援
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 地域包括支援センターの体制の充実

(3) 相談体制の確立

- 地域包括支援センターを中心とした相談体制の確保と関係機関との連携

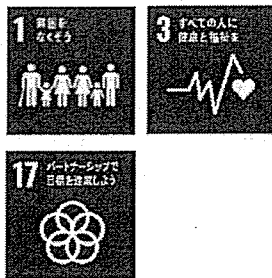
(4) 地域で支え合うための連携強化

- 社会福祉協議会の活動への支援
- 校区社会福祉協議会の活動への支援
- 住民参加型相互援助サービス事業の支援
- 民生委員活動への支援
- 校区ひとり暮らし高齢者見守り・安否確認
- 校区ひとり暮らし高齢者等料理教室の開催
- ふれあいサロンの開催
- 校区介護問題を考えるつどいの開催
- 社会福祉協議会による「不動産担保型生活資金」相談事業
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援体制整備の推進

(5) 認知症高齢者施策等の推進

- 福祉サービス利用援助事業の支援
- 成年後見制度の周知と利用促進
- 認知症サポーター等養成事業の推進
- 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の運用
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施
- 高齢者虐待防止ネットワークの推進
- 認知症ケアパスの推進
- 認知症初期集中支援の推進
- 若年性認知症支援の実施
- 認知症カフェの開催
- 本人ミーティング・当事者交流会の開催

4. 介護保険事業の円滑な運営



(1) 制度の周知と情報提供

- 介護保険制度に関する情報提供

(2) 適正な介護認定の推進

- 適正な認定調査の実施
- 公平・公正な介護認定審査会の実施

(3) 保険者機能の強化と介護給付適正化の推進

- 介護サービス事業者等に対する指導監督
- 介護給付適正化事業の実施

(4) 相談への対応

- 介護サービスに対する相談等への適切な対応

(5) 低所得者対策

- 保険料多段階制の実施と公費による保険料の軽減
- 独自減免の実施
- 利用者負担の軽減

5. 健康づくりの推進



(1) 第2次健康づくり計画（健康じょうよう21）の推進

- 生活習慣病予防・重症化予防
- がんの予防
- こころの健康づくり
- 歯・口腔の健康

(2) 健康増進等事業の充実

- 健康手帳
- 健康教育
- 健康相談
- 訪問指導
- 特定健康診査・特定保健指導・健康診査
- 肝炎ウイルス検診
- 成人歯科健診
- 後期高齢者歯科健診
- 胃がん検診
- 肺がん検診
- 大腸がん検診
- 子宮頸がん検診
- 乳がん検診
- 前立腺がん検診
- 減塩のまちの推進

6. 自立を支える福祉サービスの提供



(1) 生活支援サービスの充実

- はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
- 寝具洗濯乾燥サービス事業
- 訪問理美容サービス事業
- 生きがい活動支援通所事業
- 高齢者住宅改良助成事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 介護予防安心住まい推進事業
- 高齢者の住まいに係る施策との連携

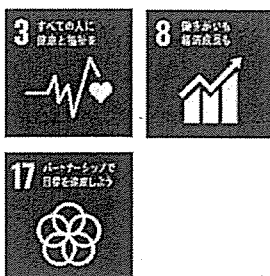
(2) ひとり暮らし高齢者等の見守りセーフティ対策の展開

- 緊急通報装置設置及び使用料補助事業
- 福祉電話の設置及び基本料補助事業
- 緊急連絡カード・安心カード
- 日常生活用具の給付事業

(3) 介護者支援サービスの充実

- 家族介護教室
- 紙おむつ購入費支給事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施
- 介護者リフレッシュ事業
- 家族介護慰労金支給事業

7. 社会参加と交流の促進



(1) 生きがい施策・施設の充実

- 老人福祉センター事業
- シルバー農園の設置及び運営
- シルバー人材センターの活用
- 長寿祝品の贈呈

(2) 世代間交流等の機会の充実

- 校区敬老会の実施
- その他世代間交流事業

(3) 各種団体・グループの育成

- 高齢者クラブ等関係団体への支援

第 4 章

分野別計画

1 安心できる介護サービスの提供

1. 安心できる介護サービスの提供



3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナリシップで
目標を達成しよう

(1) 安心して暮らせる居宅サービスの充実

①訪問系サービスの充実

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

②通所系サービスの充実

- 通所介護
- 通所リハビリテーション（デイケア）

③短期入所系サービスの充実

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）

④その他の居宅サービスの充実

- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 居宅介護支援

(2) 地域密着型サービスの充実

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

(3) 施設サービスの充実と重度者への重点化

①施設の整備・充実

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院

②重度者への重点化

- ガイドラインの順守

(4) 医療と介護の連携の強化

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施
- 施設や居住系サービスにおける医療と介護の連携強化
- 京都式地域包括ケアシステムの推進

(5) 介護サービスの安定的な提供と質の向上

- 介護に携わる人材の育成・確保
- 安定したサービス提供のためのサービス提供事業所の連携の支援
- 地域密着型サービス事業所連絡会議への支援
- 災害・感染症対策に係る体制の整備
- 介護相談員の派遣
- ケアマネジメントの向上

(1) 安心して暮らせる居宅サービスの充実

■課題認識

高齢者は、身体機能が低下しても可能な限り地域社会で家族や地域の人と暮らしていくことを望んでいることから、これら高齢者の在宅生活を支援していくための居宅サービスの充実が一層必要となっています。また、要介護高齢者及びその家族の自立した生活を支援していく上で重要なことは、高齢者とその家族が自らの意思で介護サービスを選択・利用できることです。

そのためには、介護保険制度の居宅サービスを量と質の面から充実していく必要があります。

■基本方針

住み慣れた地域での生活を安心して継続できるよう、介護保険の年度別見込量の達成に向けて、訪問系・通所系・短期入所系の居宅サービスの充実を図ります。

■施策の方針

<訪問系サービスの充実>

■訪問介護

訪問介護は、居宅で介護福祉士やホームヘルパーによって行われる入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話のことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では12事業所がサービスを提供しています。

【課題】

市民ニーズに対応できるようホームヘルパー等の確保と、より一層の資質の向上を図る必要があります。

サービス対象者の重度化やニーズの多様化等から、医療機関・保健所やサービス事業所等との一層の連携強化が必要です。

■訪問入浴介護

訪問入浴介護は、浴槽を積んだ入浴車と専門職員が訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に事業所はありません。

利用者は市外の事業所を利用しています。

【課題】

居宅での入浴希望をすべて訪問入浴サービスだけで対応するのは困難な面がありますが、今後も市民の利用ニーズを把握する中で必要な供給体制を確保していく必要があります。

■訪問看護

訪問看護は、居宅において看護師等によって行われる療養上の世話又は必要な診療の補助のことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では8事業所がサービスを提供しています。

【課題】

訪問看護の中には、医療機関からの在宅復帰のためのリハビリテーションの一環として利用されているケースもあって、利用者の重度化傾向に伴って利用ニーズが増加する可能性もあり、今後も必要な供給体制を確保していく必要があります。

■訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、居宅において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法等のリハビリテーションのことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

【課題】

訪問リハビリテーションは、通所が困難な利用者の居宅を訪問して、利用者の心身機能の維持向上を図るもので、リハビリテーション効果は大きく、在宅復帰支援という役割は重要であり、今後も必要な供給体制を確保していく必要があります。

■居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、居宅において病院、診療所又は薬局の、医師・歯科医師・薬剤師等によって行われる療養上の管理及び指導のことです。

【実施状況】

各医療機関・薬局がサービスを提供しています。

【課題】

今後とも利用者の状態にあった適切なサービスが利用されるよう努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
訪問介護	ホームヘルパー等の一層の資質の向上に向け、研修や情報収集・提供等に努めます。 利用者の自立支援に向け、医療機関・保健所やサービス事業所等との連携を強化します。	継続
訪問入浴介護	利用ニーズを把握する中で、必要量の確保に努めます。 他サービスと連携しての入浴希望への対応充実に努めます。	継続
訪問看護	利用者の状態にあった適切なサービスが利用されるよう、必要量の確保に努めます。	継続
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションの利用効果の有用性に着目し、利用者の状態にあった適切なサービスが利用されるよう、必要量の確保に努めます。	継続
居宅療養管理指導	今後とも利用者の状態にあった適切なサービスが提供されるよう努めます。	継続

<通所系サービスの充実>

■通所介護

通所介護は、利用定員 19 人以上のデイサービスセンターで、入浴及び食事の提供等の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスのことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では6事業所がサービスを提供しています。

【課題】

利用者の自立支援に向けたサービスの充実を図るため、サービスの質の向上にさらに努める必要があります。

■通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所等の施設で、自立支援・機能回復のために行われる理学療法、作業療法等のリハビリテーションのことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。

【課題】

利用者の状態に応じて、自立支援や機能回復を図るため、サービスの多様化や質の向上に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
通所介護	利用者の自立支援を図るため、サービスの質の向上に努めます。	継続
通所リハビリテーション	利用者の自立支援や機能回復を図るため、サービスの質の向上に努めます。	継続

<短期入所系サービスの充実>

■短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム・老人短期入所施設等において短期間入所し、施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話のことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では5事業所（74床）がサービスを提供しています。

【課題】

介護者の入院等予定外の利用や介護者のレスパイトケアとしての利用に対応するため、供給体制の確保や情報の提供に努める必要があります。

■短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、施設で受ける看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の医療と日常生活上の世話のことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では2事業所（空床利用）がサービスを提供しています。

【課題】

介護者の入院等予定外の利用や介護者のレスパイトケアとしての利用に対応するため、供給体制の確保や情報の提供に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
短期入所生活介護	介護者のためのレスパイトケアとして、必要な時に利用できるよう、供給体制の充実を図ります。	継続
短期入所療養介護	利用施設が広域で対応するため、京都府・近隣市町と連携し、山城北圏域の中で供給体制を確保する取組を進めます。	継続

<その他の居宅サービスの充実>

■特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者等に対して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話のことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では1事業所（52床）がサービスを提供しています。

【課題】

多様なニーズに対応する居住系サービスとして、サービス内容と利用方法の周知を十分に図る必要があります。

■福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与は、要介護者等の日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、要介護者等の日常生活の自立を助けるために貸与するものです。一方、特定福祉用具販売は、福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するものです。

福祉用具貸与対象用具	特定福祉用具販売対象用具
・車いす（付属品含む） ・特殊寝台（付属品含む） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） ・自動排せつ処理装置	・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換可能部 ・排せつ予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に事業所はありません。

利用者は市外の事業所を利用しています。

【課題】

高齢者の自立支援の一環として、福祉用具の選択の幅を広げるため、事業者の確保に努める必要があります。

■住宅改修

住宅改修は、居宅の要介護者が、手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅において行った時に、居宅介護住宅改修費を支給するものです。支給額は、実際の改修費のうち介護保険負担割合証に記載された自己負担割合により算定します。支給限度額は20万円であり、例えば1割負担の被保険者の場合の支給額は18万円が上限となります。

介護保険制度の住宅改修費の対象

- ・手すりの取り付け
- ・段差、傾斜の解消
- ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え、新設、撤去
- ・洋式便器等への便器の取り替え
- ・その他、上記の各工事に付帯して必要な住宅改修

※本市の単独事業として「浴槽の取り替え」を実施

【実施状況】

介護支援専門員（ケアマネジャー）、施工事業者とで連携を取り、利用者の身体状態に合った改修を行っています。

【課題】

住宅改修は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が改修の必要性を判断し、市への事前申請・確認を経て施工事業者が工事に着工することになっていますが、工事施工後のトラブルが発生しないよう、利用者の状態とニーズを十分に把握しておくことが重要です。

■居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅で日常生活を営むために必要な福祉サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身の状況や希望等を踏まえて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づきサービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行うものです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では19事業所（うち1事業所は休止中）がサービスを提供しています。

【課題】

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、要介護者とその家族に最も適した居宅サービス計画を作成する重要な役割を持っており、今後も増加する要介護者に対応するため、今後も必要な供給体制を確保していく必要があります

施策名	施策の内容	今後の方向
特定施設入居者生活介護	さまざまなニーズに対応できる居住系サービスのひとつとして、サービス内容と利用方法の周知に努めます。	継続
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	高齢者の自立支援のための福祉用具の選択の幅を広げるため、事業者の確保に努めます。	継続
住宅改修	利用者から相談を受ける地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）が、施工事業者と十分な連携がとれるよう支援します。	継続
居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）は、要介護者とその家族に最も適した居宅サービス計画を作成する重要な役割を持っており、今後も増加する要介護者に対応するため、今後も必要な供給体制の確保に努めます。	継続

(2) 地域密着型サービスの充実

■課題認識

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域でのサービス利用が可能となるように設定されたサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護があります。

日常生活圏域ごとに利用ニーズに応じた整備が必要となります。

■基本方針

若年性認知症者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、中重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるよう、365日身近なところで利用できる地域密着型サービスの計画的な整備を図ります。

また、地域密着型サービスを、円滑かつ適正に運営するために、学識経験者や市民等で構成する「地域密着型サービス運営委員会」で、適切な地域密着型サービスのあり方について協議しています。

介護保険サービスの中でも、重要な課題である認知症ケアの推進や在宅生活の継続に有効な地域密着型サービスの充実を図ります。

■施策の方針

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に事業所はありません。

【課題】

今後、ニーズに応じて柔軟に供給体制の確保を検討する必要があります。

■夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、在宅での生活を安心して継続するために、夜間のみの利用に限定した訪問介護です。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に事業所はありません。

【課題】

今後、ニーズに応じて柔軟に供給体制の確保を検討する必要があります。

■地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下のデイサービスセンターで、入浴及び食事の提供等の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスのことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では6事業所がサービスを提供しています。

【課題】

利用者の自立支援に向けたサービスの充実を図るため、サービスの質の一層の向上を図る必要があります。

■認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、介護が必要な認知症高齢者等が利用できる通所施設で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスのことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

【課題】

認知症ケアに効果のあるサービスであることから、サービスの質の一層の向上を図る必要があります。

■小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、1つの拠点で「通い」を中心に「訪問」、「泊まり」を組み合わせ提供するサービスのことです。365日身近な地域の中で、顔なじみの介護職員からさまざまなサービスを受けることができるのが特徴で、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援を行います。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では7事業所（うちサテライト型1事業所）がサービスを提供しています。

【課題】

通所・訪問・宿泊を1つのサービスとして受けることができ、認知症ケアに効果のあるサービスであることから、サービス内容と利用方法の周知を十分に図る必要があります。

また、利用ニーズに応じた供給体制の確保に努める必要があります。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者グループホームにおいて比較的安定した認知症の状態の要介護者が入居して共同生活の中で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を受けるサービスです。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅ら

せて、できる限り自立した生活が送れるようになることをめざします。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では7事業所（入居定員88人）がサービスを提供しています。

【課題】

認知症ケアに効果のあるサービスであることから、サービスの質の一層の向上を図るとともに、利用ニーズに応じた供給体制の確保に努める必要があります。

■地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者等に対して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話のことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に事業所はありません。

【課題】

多様なニーズに対応する居住系サービスとして、サービス内容と利用方法の周知を十分に図る必要があります。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う施設です。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では1施設（ユニット型14床・従来型26床）がサービスを提供しています。

【課題】

在宅で生活することが困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、必要量の確保を図る必要があります。

■看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせで提供するサービスです。要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、可能な限り在宅生活を継続できるよう支援を行います。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に事業所はありません。

【課題】

医療機関からの退院直後の在宅生活へのスムーズな移行支援、看取り期の支援、家族に対するレスパイトケア、相談対応による不安軽減等が図れるサービスであることから。利用ニーズに応じた供給体制の確保に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ニーズに応じて柔軟に供給体制の確保を検討します。	継続
夜間対応型訪問介護	広域的な対応が必要なサービスであり、近隣市町と連携し、ニーズを見極めながら、事業者の確保を含め、検討を進めます。	継続
地域密着型通所介護	利用者の自立支援を図るため、さらにサービスの質の向上に努めます。	継続
認知症対応型通所介護	若年性認知症対策の取組を事業者に働きかけていきます。 また、質の高い認知症ケアを提供するため、事業者による職員の能力の向上を支援します。	継続
小規模多機能型居宅介護	通所・訪問・宿泊を1つのサービスとして受けることができ、認知症ケアに効果のあるサービスであることから、サービス内容と利用方法の周知に努めると同時に、利用ニーズに応じた供給体制の確保に努めます。 また、質の高い認知症ケアを提供するため、事業者による職員の能力の向上を支援します。	充実
認知症対応型共同生活介護	家庭での生活が困難になった認知症の高齢者が家庭的な環境の中で共同生活を送るもので、認知症ケアに効果のあるサービスであるため、運営指導等を通じたサービスの質の向上に努めると同時に、利用ニーズに応じた供給体制の確保に一層に努めます。 また、質の高い認知症ケアを提供するため、事業者による職員の能力の向上を支援します。	継続
地域密着型特定施設入居者生活介護	さまざまなニーズに対応できる居住系サービスのひとつとして、サービス内容と利用方法の周知に努めます。	継続
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	在宅で生活することが困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、利用者の状況を見ながら、必要量の確保に努めます。	継続
看護小規模多機能型居宅介護	退院直後の在宅生活へのスムーズな移行支援や看取り期の支援等が図れるサービスであることから、利用ニーズに応じた供給体制の確保に努めます。	充実

(3) 施設サービスの充実と重度者への重点化

■課題認識

要介護高齢者が居宅サービスを利用しているにもかかわらず、要介護高齢者等の状況によっては、施設サービスが必要となる場合が考えられます。このため、介護保険制度の居宅サービスの充実と合わせて、施設サービスの量と質の一層の充実が求められています。

■基本指針

高齢者本人の状態、家族の状況などによって、必要な人が円滑に施設サービスを利用できるよう、計画見込量の確保に努めるとともに、重度者の優先入所を図ります。

■施策の方針

<施設の整備・充実>

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設とは、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームのことで、要介護者に対し施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、①食事・排せつ・入浴等の日常生活の世話、②機能訓練、③健康管理、④療養上の世話を行うことを目的とした施設です。寝たきりや認知症などにより常に介護が必要で、自宅での生活が難しい人のための施設です。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では3施設（460床）がサービスを提供しています。

施設への入所については、国・府が作成したガイドラインに基づき各施設が作成している入所基準により、緊急性や必要性について公平・公正に判断されます。

【課題】

介護老人福祉施設は、利用者の生活の場であることから、より家庭的な雰囲気の中で利用者が日々の生活が送れるよう、生活の質の向上に配慮したサービスの提供が求められます。

■介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、老人保健施設のことで、病状が安定期にあり、治療よりも看護や介護、リハビリテーションを中心とする医療ケアと生活サービスを必要とする要介護者が入所する施設です。要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、①看護、②医学的管理下での介護、③機能訓練等の必要な医療、④日常生活上の世話をを行い、家庭への復帰をめざす施設です。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では2施設（200床）がサービスを提供しています。

【課題】

病院と自宅との中間施設として、個別のリハビリテーション等により在宅復帰へ向けた支

援を進める必要があります。

■介護医療院

介護医療院は要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下の介護等、④機能訓練等の必要な医療、⑤日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い人を対象にしています。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に施設はありません。

利用者は市外の施設を利用しています。

【課題】

介護医療院は、今後、急速に増えていくと予測される医療ニーズのある要介護高齢者の生活を医療と介護で支える施設として、利用者の尊厳の保持と自立を支援するサービスの提供が求められます。

施策名	施策の内容	今後の方向
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	京都府、近隣市町、事業者との連携を図りながら、計画見込量の確保に向けた取組を進めます。 利用者の尊厳の確保、個別ケアの推進など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。	継続
介護老人保健施設 (老人保健施設)	在宅復帰をめざす利用者のニーズに合った個別のリハビリテーションなど、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。	継続
介護医療院	京都府、近隣市町、事業者との連携を図りながら、計画見込量の確保に向けた取組を進めます。	継続

<重度者への重点化>

■ガイドラインの順守

重度者等のニーズの高い人が優先的に施設に入所できるように、国・府が作成したガイドラインに基づき各施設が作成している入所基準が順守されているか必要に応じて確認と助言を行います。

【実施状況】

要介護1、2の認定者が特別養護老人ホームに入所申込をする際、施設から報告を受け特例入所に該当しているか確認しています。

【課題】

各施設において公平・公正な入所判定が行われるよう、施設との連携強化に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
ガイドラインの順守	重度者等のニーズの高い人が優先的に施設に入所できるように、国・府が作成したガイドラインに基づき各施設が作成している入所基準が順守されているか必要に応じて確認と助言を行います。	継続

(4) 医療と介護の連携の強化

■課題認識

医療と介護の機能分担と連携強化によるサービスの質の向上が求められています。

■基本指針

医療と介護の連携を強化する観点から、在宅医療・介護連携推進事業の実施、介護保険施設や居住系サービスにおける医療機能の強化を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活していくために、京都府・関係団体と連携し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制づくりを進めます。

■施策の方針

■在宅医療・介護連携推進事業の実施

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護保険施設等の関係者の連携を推進する事業です。

【実施状況】

城陽市、宇治市、久御山町の2市1町から宇治久世医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託し、在宅医療・介護に関わる多職種会議や医療、介護関係者の研修等により、医療と介護の連携を図っています。

【課題】

地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業としてさまざまな事業に取り組む必要があります。

■施設や居住系サービスにおける医療と介護の連携強化

医療ケアが必要な状態となっても、介護保険施設や居住系サービス等の住み慣れた生活の場で、自分らしい生活を続けられるよう、介護保険施設におけるターミナルケアや重度化対応などの医療機能の強化、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における医療連携体制の強化を図るものです。

【実施状況】

各施設において人材確保及び連携体制整備に努めています。

【課題】

京都府や関係団体との連携強化、また、施設における医療機能、医療連携体制の強化を図る必要があります。

■京都式地域包括ケアシステムの推進

「医療・介護・福祉」のサービスを組み合わせることで、高齢者が住み慣れた地域で24時間・365日安心して暮らせる社会をめざして、オール京都体制でバックアップする京都地域包括ケア推進機構との連携を推進するものです。

【実施状況】

京都地域包括ケア推進機構が開催する研修等に市職員や地域包括支援センター職員が参加するなど情報共有を図り、互いに連携しながら事業を推進しています。

【課題】

今後さらに連携を強化し、京都式地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
在宅医療・介護連携推進事業の実施	地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業としてさまざまな事業について取り組みます。	継続
施設や居住系サービスにおける医療と介護の連携強化	京都府、関係団体との連携強化を図るとともに、介護保険施設におけるターミナルケアや重度化対応などの医療機能の強化や、認知症対応型共同生活介護における医療連携体制の強化を図ります。	継続
京都式地域包括ケアシステムの推進	「医療・介護・福祉」のサービスを組み合わせることで、高齢者が住み慣れた地域で24時間・365日安心して暮らせる社会をめざして、オール京都体制でバックアップする京都式地域包括ケアシステムを推進していきます。	継続

(5) 介護サービスの安定的な提供と質の向上

■課題認識

介護サービスが安定的に提供されるとともに、利用者が良質なサービスを選択できるよう、情報開示と事業者の育成などを通じて介護サービスの質を高めることが求められています。

■基本指針

サービスの適切な選択とサービス事業者の質の向上をめざし、良質なサービスが安定的に提供されるよう、介護相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護職員の能力の向上を図ります。特に介護支援専門員（ケアマネジャー）については、情報提供や研修の充実、介護支援専門員連絡会への支援を行います。

また、地域密着型サービス事業所連絡会議を支援し、サービスの質の向上を図ります。
さらに、介護サービスの種別を超えた市内介護事業所間の連携を支援します。

■施策の方針

■介護に携わる人材の育成・確保

介護サービスの提供体制を確保し、介護サービスの質を高めるには、介護人材の確保及び能力の向上が重要であるため、京都府等と連携しながら、研修機会の充実や情報提供を行うものです。

【実施状況】

京都府等の各機関が実施する研修等について窓口等で情報提供を行うとともに、地域密着型サービス事業所については、京都府が実施する認知症介護研修等の受講案内、申込受付、京都府への受講推薦を行っています。

介護職員の処遇改善に向けては、関連団体と連携しながら、介護職員処遇改善加算の取得に向けた支援等に取り組んでいます。

【課題】

今後さらに介護に携わる人材の不足が見込まれることから、介護職員の人材育成や確保に向けて、京都府等との連携及び処遇改善に向けた取組を強化する必要があります。

■安定したサービス提供のためのサービス提供事業所の連携の支援

介護保険制度の円滑な運営に向け、主に市内で介護サービスを提供する事業所の参加する交流の場の拡大や組織化を支援するものです。

【実施状況】

介護支援専門員連絡会及び訪問介護事業所連絡会については、定期的に会議を開催されており、会の中で、市と事業所で情報を共有しています。

また市内介護サービス事業所で構成された、城陽市介護事業所連絡協議会については、介

介護サービスの種別を超えて連携を図られており、市としてもその活動を支援しています。

さらに、各事業所において策定が必要なハラスメント防止対策に関する指針等の各種指針については、市でひな形を作成し提供することで、安定的・均一的なサービス提供となるよう支援しています。

【課題】

事業所同士の連携をさらに強化できるよう支援する必要があります。

■地域密着型サービス事業所連絡会議への支援

地域密着型サービス事業所が適切にサービス提供を行えるよう情報提供や支援を行うとともに、事業所間の連携を深めることによりサービスの質の向上を図るものです。

【実施状況】

地域密着型サービス事業所連絡会議については、定期的な会議の中で、意見交換、グループワークを実施しています。会の中で、市と事業所で情報を共有しています。

【課題】

事業所同士の交流をさらに深めることにより、サービスの質の向上を図る必要があります。

■災害・感染症対策に係る体制の整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護サービス事業所が必要な介護サービスを継続して提供できるよう関係団体と連携し、体制の整備に努めます。

【実施状況】

業務継続計画の策定について、ひな形を提供するなど支援を行っています。

また運営指導実施時に避難訓練の実施状況や物資の備蓄状況の確認等を行っています。

さらに城陽市介護事業所連絡協議会の実施する防災訓練等も支援しています。

【課題】

安定したサービス提供に繋がるよう、市内サービス事業所に対し災害、感染症対策の取組を支援します。

■介護相談員の派遣

市から介護保険施設等に介護相談員を派遣する事業です。介護相談員は、介護保険施設等に入所・通所している人の相談や要望などのさまざまな声を聞き、利用者への助言や事業所との意見交換により、サービスの質の向上につなげるよう、利用者と事業所の橋渡しをする役割を持っています。

【実施状況】

令和5年10月現在、10人が介護相談員として活動しています。

介護相談員の能力の向上のため、新任者・現任者に対して地域づくり連絡会が主催する研修を受講しています。また、相談員と市担当職員との連絡会議を毎月行い、連携を図っています。

【課題】

介護相談員の能力の向上に努めるとともに、介護相談員・事業所・市担当職員の連携をさ

らに強化する必要があります。

■ケアマネジメントの向上

介護支援専門員（ケアマネジャー）は要介護者等とその家族に最も適したサービス計画を作成する重要な役割があることから、介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務が適切に行えるよう、ケアマネジメントの向上に向けた情報提供や介護支援専門員連絡会への支援を行うものです。

【実施状況】

介護支援専門員連絡会役員会を原則毎月開催するとともに、定期的に研修会を実施しています。市担当職員が役員会や研修会に参加し、支援しています。

【課題】

事業所同士の交流をさらに深めることにより、サービスの質の向上を図る必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
介護に携わる人材の育成・確保	京都府等と連携しながら、介護職員等の能力の向上を図るための研修機会の充実に努めるとともに、各事業所の介護人材の確保を支援します。	充実
安定したサービス提供のためのサービス提供事業所の連携の支援	事業所同士での連携を強化できるよう事業所の交流の場の拡大等を支援します。 また市内サービス事業所から提供されるサービスが安定的なものとなるよう支援します。	継続
地域密着型サービス事業所連絡会議への支援	事業所間の交流機会の確保、充実を支援します。	継続
災害・感染症対策に係る体制の整備	災害や感染症が流行しても、介護サービス事業所が必要なサービスを提供できるよう支援します。	継続
介護相談員の派遣	研修の受講等により介護相談員の能力の向上に努めるとともに、事務局・事業所・相談員の連携の強化に努めます。	継続
ケアマネジメントの向上	介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務が適切に行えるよう情報提供や研修会等を適宜行います。 介護支援専門員連絡会への支援を継続し、事業所間の交流機会の確保、充実を支援します。	継続

2 総合的な介護予防の推進

2. 総合的な介護予防の推進



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 住民主体の担い手の育成及び支援

② 一般介護予防事業の実施

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 高齢者元気サポーター応援事業

(2) 重度化防止のための予防給付の充実

① 主な介護予防サービスの充実

- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリテーション

② 主な地域密着型介護予防サービスの充実

- 介護予防小規模多機能型居宅介護

③ 主なその他の介護予防サービスの充実

- 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修
- 介護予防支援

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

■課題認識

住み慣れた地域で安心して生活していくために、医療や介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムのさらなる深化が重要となります。そのため、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざします。

要支援・要介護状態になることを予防するために、市民一人ひとりが介護予防に対する認識を深め、また、1人でも多く参加できるよう事業の充実を図る必要があります。

さらに、健康寿命の延伸や医療保険・介護保険等の諸制度の安定的な運営に資するため、医療・介護・保健分野の連携した取組を進める必要があります。

■基本方針

生活支援の充実、高齢者の社会参加・支えあい体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施します。

■施策の方針

<介護予防・生活支援サービス事業の実施>

■訪問型サービス

従来の訪問介護に相当するサービスに加え、緩和した基準による2種類のサービスを実施しています。

緩和した基準によるサービスの中には、市指定研修修了者が提供するサービスもあります。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では12事業所がサービスを提供しています。

【課題】

市民ニーズに対応できるようホームヘルパー等の確保と、能力の向上を図る必要があります。

■通所型サービス

従来の通所介護に相当するサービスに加え、緩和した基準によるサービスを実施しています。

緩和した基準によるサービスのうち、短時間運動型デイサービスはすでに提供されていますが、短期集中運動型デイサービスについては、今後のニーズに応じて、サービス提供事業所の確保に努めます。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では12事業所がサービスを提供しています。

【課題】

短期集中運動型デイサービスの実施など、今後ニーズに応じて柔軟に供給体制の確保を検討する必要があります。また、利用者の自立支援に向けたサービスの充実を図るため、サービスの質の向上にさらに努める必要があります。

■その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、栄養改善を目的とした配食サービスや住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービスや通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援が対象となります。

【実施状況】

現在実施している事業はありません。

【課題】

今後、ニーズに応じて柔軟に供給体制の確保を検討する必要があります。

■介護予防ケアマネジメント

総合事業の利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では3箇所の地域包括支援センターが実施しています。

【課題】

今後見込まれる利用者の増加や、多様なニーズへの対応が必要です。

■住民主体の担い手の育成及び支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のうち、掃除や洗濯に支援が必要な人に対し地域住民のボランティア等による生活援助や集いの場の創設など、市民がお互いに支えあえる体制の構築を進めます。

【実施状況】

事業手法や事業主体の確保についての検討を進めています。

【課題】

今後、ニーズに応じて柔軟に供給体制の確保を検討する必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
訪問型サービス	ホームヘルパー等の一層の能力の向上に向け、研修、情報の収集や提供等に努めます。 利用者の自立支援に向け、主治医やサービス事業所、関係機関等との連携を強化します。	継続
通所型サービス	利用者の自立支援を図るため、さらにサービスの質の向上に努めます。また、短期集中運動型デイサービスを実施できるよう、供給体制の確保に努めます。	継続
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食サービスや住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービスや通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援について、今後のニーズに応じて、引き続きサービスを検討します。	継続
介護予防ケアマネジメント	適切なサービスが利用できるよう、提供体制の確保に努め、多様なサービスに対応するとともに、要支援者やサービス提供者への介護予防の重要性の周知等に努めます。	継続
住民主体の担い手の育成及び支援	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のうち、掃除や洗濯に支援が必要な人に対し地域住民のボランティア等による生活援助や集いの場の創設など、市民がお互いに支えあえる体制の構築を進めます。	継続

<一般介護予防事業の実施>

■介護予防普及啓発事業

介護予防の重要性について周知を図り、活動の実践を促進するために、介護予防に関する各種教室などによる健康教育を実施するとともに、介護予防活動の啓発のための介護予防教室や、医療法人啓信会の協力により完成した市独自のゴリゴリ元気体操を実践する住民主体の介護予防活動に取り組む団体の育成を目的とした介護予防教室を実施し、また介護予防に関するパンフレット等を作成・配布します。

【実施状況】

令和4年度は、運動器症候群予防教室を9回（延人数 165 人）、介護予防活動の啓発のための介護予防教室を 10 回（延人数 75 人）、ゴリゴリ元気体操を実践する介護予防教室を 12 回（延人数 120 人）実施しました。また、介護予防に関するパンフレットを配布しています。

【課題】

より多くの人介護予防活動を継続的に取り組んでいただけるよう、啓発及び各種教室等の内容を工夫していく必要があります。

■地域介護予防活動支援事業

城陽市食生活改善推進員（ヘルスメイト城陽）等を対象に介護予防に関するボランティア等の人材育成に取り組んでいます。

また、住民主体で介護予防活動（ゴリゴリ元気体操）に取り組む団体の運営に必要な経費の一部を助成しています。

【実施状況】

介護予防ボランティア人材育成については医師や臨床心理士等による講演会等を実施しており、住民主体で介護予防活動（ゴリゴリ元気体操）に取り組む団体への補助実績は、令和4年度は7団体となっています。

【課題】

ボランティア活動を意欲的に行ってもらうための内容の工夫や、住民主体で介護予防活動（ゴリゴリ元気体操）に取り組む団体が継続して活動できるよう支援していくことが必要です。

■地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体で介護予防活動（ゴリゴリ元気体操）に取り組む団体へ、活動の評価測定や介護予防活動に関する技術的支援のために、理学療法士等のリハビリテーション専門職を派遣します。

【実施状況】

令和4年度は、10回のリハビリテーション専門職の派遣を実施しました。また、令和4年度には、リハビリテーション専門職の補助を行うゴリゴリ元気体操地域リーダーを3名養成しました。

【課題】

介護予防活動（ゴリゴリ元気体操）に取り組む団体の増加に対応し、リハビリテーション専門職の確保や、ゴリゴリ元気体操地域リーダーの活用及び更なる育成が必要となります。

■高齢者元気サポーター応援事業

介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度です。高齢者の介護保険施設におけるボランティア活動を通じた地域貢献を奨励・支援し、高齢者自身の健康増進や介護予防を推進するものです。

【実施状況】

令和4年度末でのサポーター登録者数は69人、受入機関36箇所で、お茶出しや話し相手などの活動が行われており、これに対しポイントを交付しています。

【課題】

介護保険施設での活動を対象としていますが、地域で行われているボランティアについても課題を検証しながら対象に含めることへの検討が必要です。

施策名	施策の内容	今後の方向
介護予防普及啓発事業	今後も各教室やパンフレットの内容を検討しながら実施するとともに、より多くの人が継続的に介護予防に取り組めるよう啓発していきます。	継続
地域介護予防活動支援事業	ボランティア活動を意欲的に行ってもらえるよう、人材育成のための支援に取り組むとともに、住民主体で介護予防活動（ゴリゴリ元気体操）に取り組む団体を支援していきます。	継続
地域リハビリテーション活動支援事業	住民主体で介護予防活動（ゴリゴリ元気体操）に取り組む団体へ、リハビリテーション専門職を派遣し、その活動を支援していきます。	継続
高齢者元気サポーター応援事業	今後、施設におけるボランティア活動だけでなく、地域の自助・互助の活動に対する事業展開の拡大を検討していきます。	継続

(2) 重度化防止のための予防給付の充実

■課題認識

「要支援1」、「要支援2」と認定された人に介護予防サービスを提供します。

要支援状態であっても、できる限り重度化を防ぎ、より自立支援を徹底した予防給付の利用の促進を図る必要があります。

■基本方針

要支援状態にあっても、できる限りその重度化を防ぐことができるよう、年度別見込み量の達成に向けて、介護予防サービスの充実を図ります。

■施策の方針

<主な介護予防サービスの充実>

■介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、居宅において看護師等によって行われる、介護予防を目的とした療養上の世話又は必要な診療の補助のことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では8事業所がサービスを提供しています。

【課題】

介護予防訪問看護は、骨折による退院後のリハビリテーション等のため、サービスを利用している人が増えており、今後も必要な供給体制を確保していく必要があります。

■介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所等の施設で、心身の機能の維持回復・自立支援のために行われる理学療法、作業療法等のリハビリテーションのことです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。

【課題】

利用者の状態に応じて、自立支援や機能回復を図るため、さらに普及、啓発に努める必要があります。

＜主な地域密着型介護予防サービスの充実＞

■介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護は、1つの拠点で「通い」を中心に、「訪問」、「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。身近な地域の中で、顔なじみの介護職員からさまざまなサービスを受けることができるのが特徴です。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では7事業所（うちサテライト型1事業所）がサービスを提供しています。

【課題】

通所・訪問・宿泊を1つのサービスとして受けることができ、認知症ケアに効果のあるサービスであることから、サービス内容と利用方法の周知を十分に図る必要があります。

＜主なその他の介護予防サービスの充実＞

■介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与は、要支援者の日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、要支援者の日常生活の自立を助けるために貸与するものです。一方、特定福祉用具販売は、福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するものです。

介護予防福祉用具貸与対象用具	特定介護予防福祉用具販売対象用具
・車いす（付属品含む）（※） ・特殊寝台（付属品含む）（※） ・床ずれ防止用具（※） ・体位変換器（※） ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症徘徊感知機器（※） ・移動用リフト（つり具の部分を除く）（※） ・自動排せつ処理装置（※） （※）の福祉用具は、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人のみ保険給付の対象となります。	・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換可能部 ・排せつ予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

【実施状況】

令和5年10月現在、市内に事業所はありません。

利用者は市外の事業所を利用しています。

【課題】

高齢者の自立支援の一環として、福祉用具の選択の幅を広げるため、事業者の確保に努める必要があります。

■介護予防住宅改修

介護予防住宅改修は、居宅の要支援者が、手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅において行った時に、介護予防住宅改修費を支給するものです。支給額は、実際の改修費のうち介護保険負担割合証に記載された自己負担割合により算定します。支給限度額は20万円であり、例えば1割負担の被保険者の場合は、18万円が上限となります。

介護保険制度の介護予防住宅改修費の対象
・手すりの取り付け ・段差、傾斜の解消 ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取り替え、新設、撤去 ・洋式便器等への便器の取り替え ・その他、上記の各工事に付帯して必要な住宅改修

※本市の単独事業として「浴槽の取り替え」を実施

【実施状況】

地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）、施工事業者とで連携を取り、利用者の身体状態に合った改修を行っています。

【課題】

介護予防住宅改修は、地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）が改修の必要性を判断し、市への事前申請・確認を経て施工事業者が工事に着工することになっていることから、要支援者の自立支援につながるよう十分な連携が必要です。

■介護予防支援

介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、その他の介護予防サービス等を適切に利用できるよう地域包括支援センターの保健師等が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、計画に基づきサービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行うものです。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では3箇所の地域包括支援センターがサービスを提供しています。地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）においてもサービスを提供しています。

【課題】

高齢化の進行に伴い、今後も介護予防サービス等の需要増が予想されることから、業務量に見合った体制確保の検討が必要です。

施策名	施策の内容	今後の方向
主な介護予防サービスの充実		
介護予防訪問看護	利用者の状態にあった適切なサービスが利用されるよう、必要量の確保に努めます。	継続
介護予防通所リハビリテーション	利用者の自立支援や機能回復が中心となるため、さらに普及、啓発に努めます。	継続
主な地域密着型介護予防サービスの充実		
介護予防小規模多機能型居宅介護	通所・訪問・宿泊を1つのサービスとして受けることができ、認知症ケアに効果のあるサービスであることから、サービス利用の周知に努めます。 また、質の高い認知症ケアを提供するため、事業者による職員の資質の向上を支援します。	継続
主なその他の介護予防サービスの充実		
介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	高齢者の自立支援のための福祉用具選択の利便性を高めるため、事業者の確保に努めます。	継続
介護予防住宅改修	利用者から相談を受ける地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）が、施工事業者と十分な連携がとれるよう支援します。	継続
介護予防支援	高齢化の進行により介護予防サービス等の需要も増加することが見込まれることから、必要に応じて体制確保の検討に努めます。	継続

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

■課題認識

現在の医療保険制度では、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度等から後期高齢者医療保険制度へ移行するため、74歳までの健康状態や生活機能の課題に保健事業や介護予防事業が適切に接続されてこなかったという課題がありました。

このため、令和2年度に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国により、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。

高齢者が集まる「通いの場」を創出して広く介護予防を働きかけるとともに、複数の慢性疾患をもちフレイル（虚弱）状態に陥りやすい高齢者に対しては、医療専門職が積極的に関わり一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活と社会参加ができるよう取組を進める必要があります。

■基本方針

京都府後期高齢者医療広域連合と協力して健康診査等の結果等から市の健康課題を分析し、国保医療課、健康推進課、高齢介護課の3課で連携し、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、高齢者の通いの場を中心とした介護予防や、フレイル対策、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防に係る取組を行います。

■施策の方針

■通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

ゴリゴリ元気体操を行う自主団体等の通いの場において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施します。

また、フレイル状態にある高齢者等に対しては、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援を行います。

【実施状況】

令和4年度においては、フレイル予防について3団体（43人）、オーラルフレイルについて4団体（41人）に対して、健康教育・健康相談を実施しました。

【課題】

フレイル予防等を推進するために、通いの場となるゴリゴリ元気体操を行う自主団体等増やす取組を進める必要があります。

■高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

前年度の健康診査における各検査項目の結果から、低栄養でフレイルに至る可能性が高い者、高血圧や糖尿病が重症化する可能性が高い未治療者に対して、個別訪問指導を実施しま

す。

【実施状況】

令和4年度においては、低栄養について199人、高血圧・糖尿病の未治療について46人の訪問指導を実施しました。

【課題】

フレイル予防や生活習慣病の重症化予防のために、医療機関への受診勧奨や、自分自身で行うことができる健康管理等に係る指導を実施していく必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)	通いの場となるゴリゴリ元気体操を行う自主団体等を増やし、フレイル予防に関する普及啓発を図ります。	継続
高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)	今後も前年度の健康診査結果を基に、市で定める指導基準に該当する者に対して継続的な指導を行っていきます。	継続

3 地域包括ケアシステムの推進

3. 地域包括ケアシステムの推進



(1) 日常生活圏域の設定

(2) 地域包括支援センターの活動強化

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談・支援
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 地域包括支援センターの体制の充実

(3) 相談体制の確立

- 地域包括支援センターを中心とした相談体制の確保と関係機関との連携

(4) 地域で支え合うための連携強化

- 社会福祉協議会の活動への支援
- 校区社会福祉協議会の活動への支援
- 住民参加型相互援助サービス事業の支援
- 民生委員活動への支援
- 校区ひとり暮らし高齢者見守り・安否確認
- 校区ひとり暮らし高齢者等料理教室の開催
- ふれあいサロンの開催
- 校区介護問題を考えるつどいの開催
- 社会福祉協議会による「不動産担保型生活資金」相談事業
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援体制整備の推進

(5) 認知症高齢者施策等の推進

- 福祉サービス利用援助事業の支援
- 成年後見制度の周知と利用促進
- 認知症サポーター等養成事業の推進
- 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の運用
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施
- 高齢者虐待防止ネットワークの推進
- 認知症ケアパスの推進
- 認知症初期集中支援の推進
- 若年性認知症支援の実施
- 認知症カフェの開催
- 本人ミーティング・当事者交流会の開催

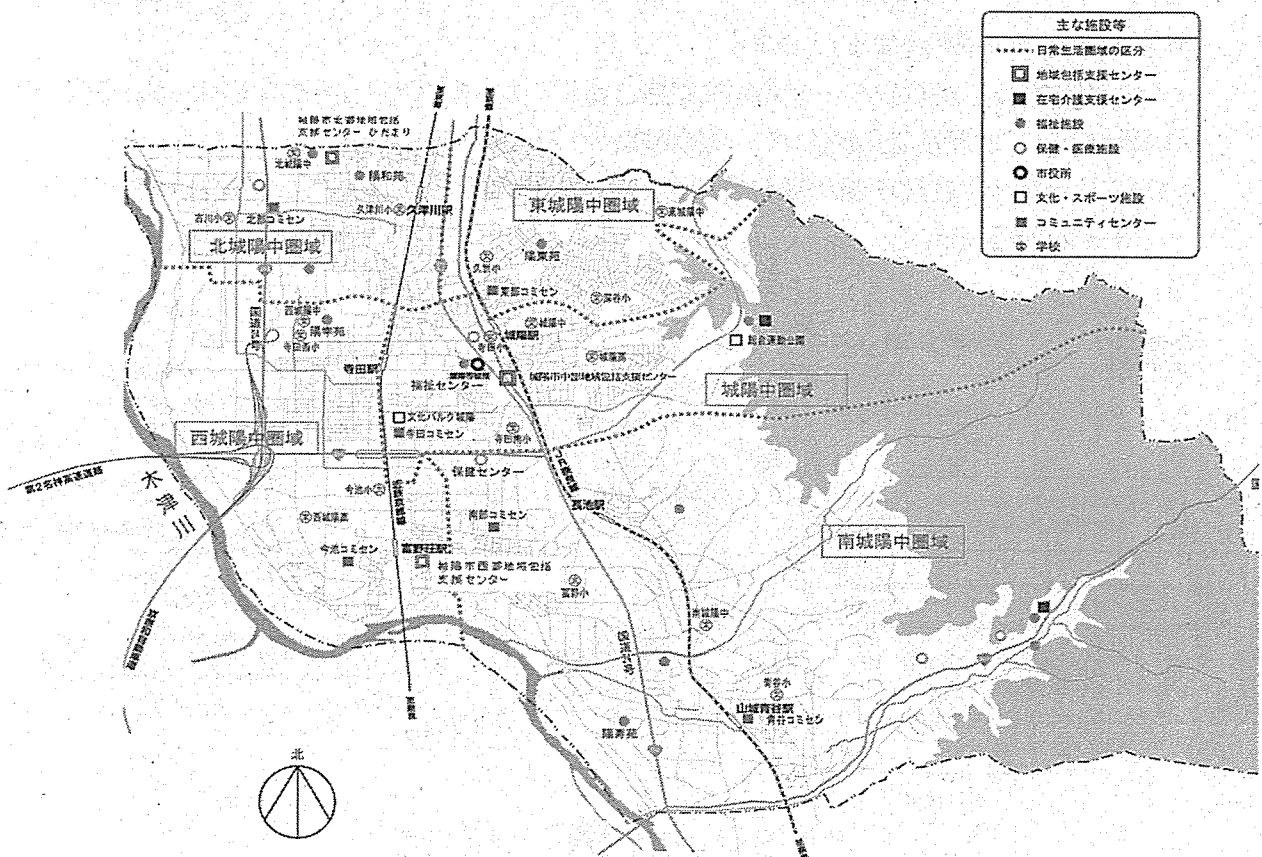
(1) 日常生活圏域の設定

■課題認識

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、中学校区を単位として5地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。

なお、今後も後期高齢者が増えることにより、介護サービスを必要とする高齢者も増えることを見据え、地域の実情に応じてよりスムーズに相談や支援、サービス利用ができるよう検討が必要です。

日常生活圏域	小学校区	
北城陽中圏域	久津川校区	古川校区
東城陽中圏域	久世校区	深谷校区
城陽中圏域	寺田校区	寺田南校区
西城陽中圏域	寺田西校区	今池校区
南城陽中圏域	富野校区	青谷校区



(2) 地域包括支援センターの活動強化

■課題認識

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントなど包括的支援事業を実施し、市民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援します。

今後、地域包括ケアシステムのさらなる深化に向け、日常生活圏域での地域支援事業の充実等新たな取組を進めます。

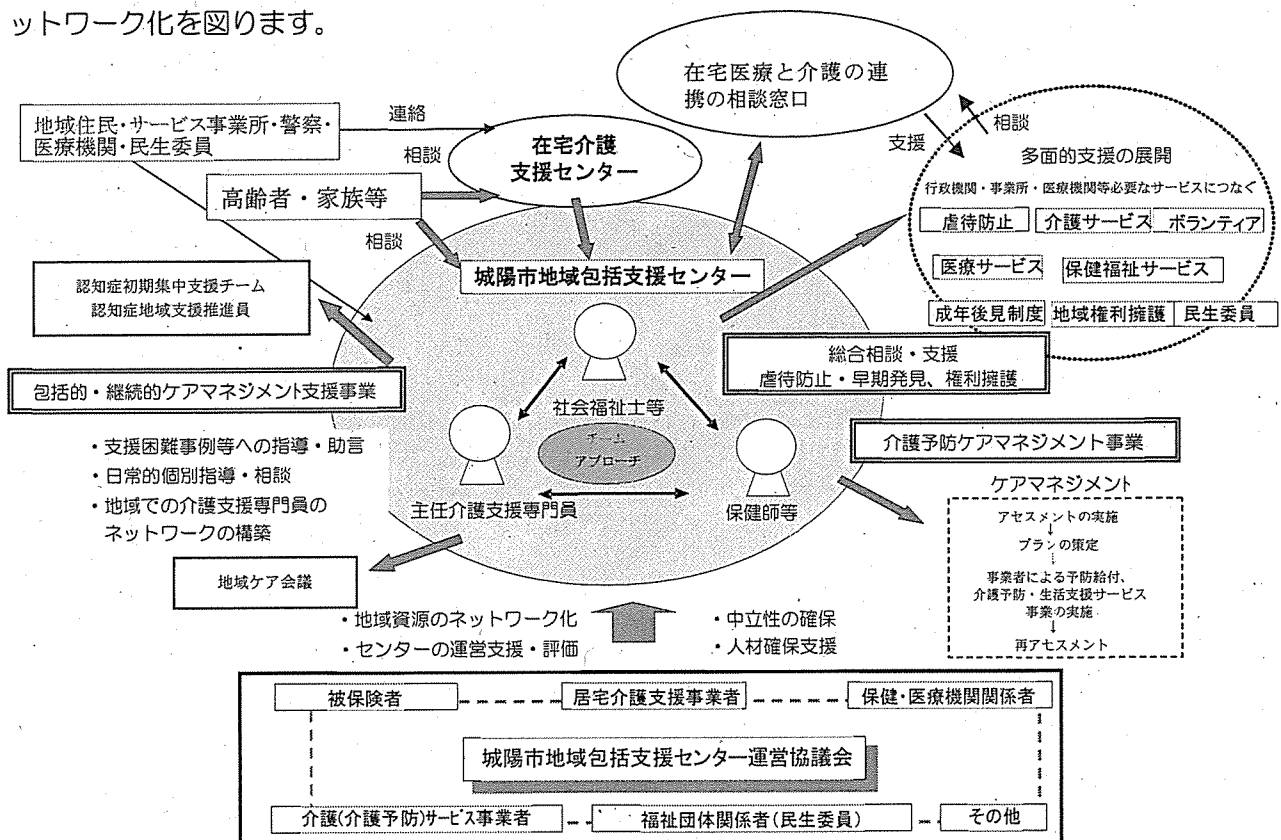
また、各地域包括支援センターでは、支援を必要とする後期高齢者が増加傾向にあるため業務が増加していることや、既存の地域包括支援センターの立地上の課題などについても、地域包括支援センターの安定的な運営を図るため取組を進めます。

■基本方針

包括的支援事業として、介護予防ケアマネジメント、地域における総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などを市内に3箇所ある地域包括支援センターで実施しています。そのため、地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等を配置しています。

また、地域包括支援センターの設置・運営に関しては、中立性・公平性の確保、人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

さらに、市民に身近な介護の専門機関として、在宅介護支援センターと連携し、地域支援のネットワーク化を図ります。



■介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等に対して本人のニーズや可能性を把握するためにさまざまな情報を収集するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と、要支援1又は要支援2の認定を受けた市民には、地域包括支援センターの保健師等が介護予防ケアマネジメントを実施します。対象の市民は、介護予防ケアマネジメントに基づいたサービスの提供を受けます。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内では3箇所の地域包括支援センターがサービスを提供しています。

【課題】

高齢化の進行に伴い、今後も介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや介護予防サービスの需要増が予想されることから、支援をスムーズに提供できる体制確保の検討が必要です。

■総合相談・支援

総合相談・支援業務は、地域における関係者との連携を強化するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる支援を行うものです。

【実施状況】

在宅介護支援センター等地域の関係機関と連携を図りながら、高齢者の心身や家庭環境等についての状況を把握し、サービスに関する初期相談対応や継続的・専門的相談支援を行っています。令和4年度の相談件数は、中部地域包括支援センターが1,205件、西部地域包括支援センターが989件、北部地域包括支援センターひだまりが741件、合計2,935件ありました。

【課題】

適切なサービスや関係機関につなぐための関係機関とのさらなる連携強化を図る必要があります。

■権利擁護

権利擁護業務は、権利侵害を受けている又は受ける可能性の高い高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送れるよう権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。具体的には、高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応などの支援を行うものです。

【実施状況】

成年後見制度については、市民からの相談に対して個々のケースに合わせた情報提供を行っています。また、高齢者虐待については、早期発見に努め、城陽市高齢者虐待防止ネットワーク会議や個別ケース会議を開催して、関係機関や介護サービス事業者等と連携を行い、問題解決に努めています。

【課題】

高齢者虐待や困難事例における原因や背景の正確な把握に努める必要があります。
また、対象となる高齢者の増加に対応できる体制の確保が必要です。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援できるよう、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援等を行うものです。

【実施状況】

多職種が協働して個別事例を検討することを通じて、地域のネットワークの構築につなげる「地域ケア会議」や、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する個々の支援及び「城陽包括ケア会議」、認知症専門医との事例検討会を定期的を開催しています。また、行政・医療機関や介護保険サービス事業所等との連携体制の整備を進めています。

【課題】

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する効果的な後方支援を行うための質の向上に努める必要があります。

■地域包括支援センターの体制の充実

地域の中で高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの体制の充実を進めます。

【実施状況】

令和5年10月現在、市内には地域包括支援センターが3箇所あります。令和5年度は各センターに正規職員を1名増員しました。

【課題】

各地域包括支援センターでは支援を必要とする後期高齢者が増加傾向にあるため、業務が増加していることや、既存の地域包括支援センターの立地上の課題について、取組を進める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
介護予防ケアマネジメント	高齢化の進行により介護予防ケアマネジメントの需要も増加することが見込まれることから、必要に応じて体制確保の検討に努めます。	継続
総合相談・支援	高齢者の心身や家庭環境等についての状況を把握し、適切なサービスや関係機関につなぐための関係機関とのさらなる連携強化に努めます。	継続
権利擁護	高齢者虐待や困難事例における原因や背景の正確な把握ができるよう能力の向上や体制の確保に努めます。	継続
包括的・継続的ケアマネジメント支援	事業の実施にあたっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談に対し適切な対応を行えるよう、質の向上に努めます。	継続
地域包括支援センターの体制の充実	地域包括支援センターの体制をより充実できるように、課題解決に向けた取組を進めます。	充実

(3) 相談体制の確立

■課題認識

地域で安心して暮らしていくためには、健康で生きがいを持って暮らせるだけでなく、介護を必要とする状態になっても、保健福祉サービスを必要な時に容易に受けられることが重要です。そのため、介護保険制度や保健福祉サービス等に対する市民からの多様な相談に的確に対応し、適切なサービスにつなげていけるような相談体制の充実が必要です。

このため、地域包括支援センターを核として、身近な地域での相談窓口や、相談内容を的確なサービスにつなげていける人材の確保と仕組みづくりが求められています。

■基本方針

介護保険制度や保健福祉サービス等に対する市民からの多様な相談に対応し、適切なサービスの提供につなげていけるよう、地域包括支援センターをはじめとする行政における相談窓口の充実を図ります。

また、地域にあっては、いつでもサービスに関する相談や情報提供に対応できるよう、校区社会福祉協議会、民生委員、関係機関などとの協力のもとに、地域におけるニーズの発掘、相談への対応を図ります。

■施策の方針

■地域包括支援センターを中心とした相談体制の確保と関係機関との連携

複雑・多様化する保健福祉サービスを的確に把握し、市民が必要としている各種サービスにつなげていけるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携強化を図るとともに、市民の立場に立った相談対応を行うものです。

【実施状況】

市内に3箇所ある地域包括支援センターにて相談受付を行っており、必要に応じて関係機関と連携しながら対応しています。

【課題】

庁内関係機関、社会福祉協議会、民間事業者、NPO法人等との連携をさらに強化していく必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
地域包括支援センターを中心とした相談体制の確保と関係機関との連携	市民の相談に的確に応えられるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携をさらに強化するとともに、市民の立場に立った相談対応に努めます。	継続

(4) 地域で支えあうための連携強化

■課題認識

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、保健・医療・福祉サービスの充実だけでなく、地域社会の人の理解と協力が不可欠です。援助を必要とする人に対して公的サービスだけでは十分とはいえません。公的サービスとともに地域社会の中で高齢者等の自立・介護を支えていくことが重要になっています。

このため校区社会福祉協議会、民生委員、関係機関をはじめとした地域の構成員すべてが、高齢者の生活を見守り、支援していけるような環境づくりとネットワークづくりが求められています。

また、高齢者を含めた地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性を超えた包括的な支援体制の構築が必要となっています。

■基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、保健・医療・福祉の連携だけでなく、地域社会の人との協働が求められています。このため、地域共生社会の実現に向けて、校区社会福祉協議会、民生委員、自治会、高齢者クラブ、ボランティア団体等のさまざまな組織等が援助を必要とする高齢者の生活を見守り、効果的に支援していけるような環境づくりと包括的な支援体制の構築に取り組みます。

■施策の方針

■民生委員活動への支援

地域福祉推進の担い手として行政との協力体制を強化するとともに、民生委員の活動をより充実したものとするため、その活動に対する支援を行っています。

【実施状況】

城陽市民生児童委員協議会に対し、活動費の補助等により支援しています。

【課題】

複雑化・多様化する課題への対応のため、「活動量」の多さや、「負担感」の高まりにより、委員を引き受ける人材がみつからず、課題となっています。

■校区ひとり暮らし高齢者等料理教室の開催

調理・会食を通じてひとり暮らし高齢者等と地域ボランティア等がふれあい、日常的な見守り活動が展開できる風土づくりを目的に、校区社会福祉協議会が実施しています。

【課題】

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、料理教室を休止していたり、配食で対応をしている校区社会福祉協議会もあります。食事ができる場所の確保、活動者不足や活動者の高齢化

等の課題があります。

■ふれあいサロンの開催

高齢者の孤立の防止と健康保持を目的に、身近な地域で気軽につどい、交流を深められる場づくりを、校区社会福祉協議会が中心となって実施しています。

【課題】

校区社会福祉協議会が創意工夫し、ふれあいサロンを開催していますが、定期的な開催の継続と新たな参加者も集うことのできるサロンを開催できるよう取り組む必要があります。また、活動者の高齢化や負担なども課題となっており、活動者を支えるしくみ作りも必要です。

■地域ケア会議の推進

地域共生社会の実現に向けて、校区社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会などの住民組織、介護サービス事業者、保健・医療関係者らとともに、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、地域のネットワーク構築につなげる「地域ケア会議」の充実に取り組んでいます。

また、自立支援・介護予防の観点を踏まえ、理学療法士・薬剤師・栄養士という専門職から専門的見地より助言を受け、個人の自立支援に向けた課題解決を図る「自立支援型地域ケア会議」についても取り組んでいます。

【課題】

地域のネットワークを強化していくとともに、地域課題の発見、地域づくり・資源開発につなげていく必要があります。

また、心身の状態に応じて適切な支援を受けることで状態を改善することができる仕組みと、改善した状態を地域で維持することができる地域づくりが必要です。

■生活支援体制整備の推進

地域資源の開発及びそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの配置や生活支援コーディネーターの活動を補完する協議体を設置し、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりに取り組んでいます。

【課題】

第1層生活支援コーディネーターのもと、中学校圏域などの限定された範囲で、より具体的に地域でのニーズ把握やサービスの開発等を行う第2層生活支援コーディネーターの配置が必要です。

施策名	施策の内容	今後の方向
社会福祉協議会の活動への支援	社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」等に基づいて計画的に取り組む身近な福祉コミュニティづくりなど、地域福祉を推進するための事業等を支援します。	継続
校区社会福祉協議会の活動への支援	校区社会福祉協議会による身近な福祉コミュニティづくりを支援します。そのための活動拠点の確保など基盤強化を支援します。	継続
住民参加型相互援助サービス事業の支援	公的なサービスの対象外となる人たちのみならず、サービスの対象である人にも対象を拡大し、生活上の困りごとを抱える人たちが安心して暮らせる地域づくりへ向けた社会福祉協議会による住民参加型相互援助サービス事業を支援します。	充実
民生委員の活動への支援	地域福祉の支援体制の充実をめざし、地域福祉推進の担い手である民生委員と行政の連携の強化を図るとともに、城陽市民生児童委員協議会の活動を支援します。	継続
校区ひとり暮らし高齢者見守り・安否確認	自治会や民生児童委員等の協力を得ながら、地域における見守り・安否確認体制づくりをめざす校区社会福祉協議会の取組を支援します。	継続
校区ひとり暮らし高齢者等料理教室の開催	各校区社協で実施している料理教室は、食を通じた高齢者の健康管理・交流の場として、有効であるため、引き続き支援をします。	継続
ふれあいサロンの開催	各校区社会福祉協議会の活動拠点において定期的に開催され、高齢者の居場所づくりや健康保持として有効な取組であるため、さらなる充実に向けて支援します。	継続
校区介護問題を考えるつどいの開催	介護問題を介護者と地域住民が一緒に考え、住み慣れた地域でその人らしく生活を営むために、今後も取組を支援します。	継続
社会福祉協議会による「不動産担保型生活資金」相談事業	高齢期における資産の有効活用を図るため、自己所有の住宅等を担保として高齢者に融資を行う「不動産担保型生活資金」相談事業を今後も引き続き支援します。	継続
地域ケア会議の推進	地域のネットワークを構築し、地域課題の発見、地域づくり・資源開発を目指します。 また、自立支援型地域ケア会議についても取組を進めます。	継続
生活支援体制整備の推進	生活支援コーディネーター及びそれを補完する協議体を設置し、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりに取り組みます。	継続

(5) 認知症高齢者施策等の推進

■課題認識

認知症高齢者の増加・高齢者虐待の社会問題化等、高齢者を取り巻く環境が複雑となる中、市民が「納得し、かつ安心して」介護サービスを受けることができ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、認知症高齢者やその家族への支援、高齢者の権利擁護のための施策の充実に努めていく必要があります。

■基本方針

今後増加が予想される認知症高齢者を地域で支えていくため医療機関等との連携を図りながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を推進していきます。

また、高齢者の権利擁護を図るため、自分の財産管理に不安のある高齢者や契約等ができなくなった高齢者が、地域で安心して暮らせるような支援体制を充実します。

さらに、高齢者に対する虐待が疑われる事例を早期発見・早期解決できるよう地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。

■施策の方針

■福祉サービス利用援助事業の支援

高齢者が契約する上での判断能力が十分でない場合でも、適切なサービスを選択し、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助等を行う福祉サービス利用援助事業を支援しています。

【実施状況】

前年度からの継続利用者 36 人と令和 4 年度新規利用者 20 人の 56 人（うち令和 4 年度解約利用者 12 人）を生活支援員 16 人と専門員 4 人でサポートしています。

また、成年後見制度へつなぐ役割を果たしており、制度へつないだ利用者は 3 件あります。

【課題】

本事業の相談件数と契約件数は年々増加しています。もう少し早い段階からの関わりがあれば在宅生活の継続が可能と思われるケースもあり、在宅で困っている方を早い段階で知るために、関係機関などとの連携が必要となります。また、支援側の知識の向上、当事業の周知、理解を深める必要があります。

■成年後見制度の周知と利用促進

認知症高齢者にとって有効なセーフティネットのひとつである成年後見制度の利用支援やその普及に努めるとともに、中核機関の設置についても検討を進めています。

また、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」と連携し、利用促進に努めています。

【実施状況】

令和4年度実績は、相談11件、市長申立て実施7件となっています。

【課題】

成年後見制度に関する問い合わせや相談件数が年々増加しており、申立て等を円滑に対応できる体制の確保が必要です。

■認知症サポーター等養成事業の推進

認知症の人や家族を温かく見守る応援者となってもらうための、サポーター等養成講座を支援するとともに、意識の維持向上に向けた取組を進めています。

また、職域団体や小中学校を対象としたサポーター養成講座の開催に積極的に取り組んでいます。

【実施状況】

令和4年度末現在、認知症サポーター養成数は2,400人、講座開催総回数は111回となっています。

【課題】

職域や小中学校を対象としたサポーター養成講座を開催するなど、サポーター数の増加に向けた取組が必要です。

また、認知症サポーターを中心とした支援者と認知症の本人とその家族をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の構築に向けて、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、担い手の養成を進める必要があります。

さらに、講師役であるキャラバン・メイトの活動の促進に取り組む必要があります。

■認知症高齢者等SOSネットワーク事業の運用

城陽警察署や城陽市をはじめとする関係機関・団体で構築されている「認知症高齢者等SOSネットワークシステム」を効果的に運用し、地域の協力も求めながら徘徊高齢者等の早期発見・保護に努めています。

【実施状況】

令和4年度末現在、119人の事前登録、64事業所の協力機関登録がありました。

【課題】

利用が増えるよう更なる周知に努める必要があります。

■認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施

認知症の人とその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備するため、認知症の人が他人にケガをさせたり、他人の財物を壊す、線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせてしまう等の日常生活の偶然な事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険に市が契約者となって加入するものです。

【実施状況】

令和4年度末現在の加入者数は、72人となっています。

【課題】

認知症高齢者の徘徊等による家族介護負担の軽減にもつながることから、登録者数が増え

るよう広報活動に努める必要があります。

■高齢者虐待防止ネットワークの推進

城陽市高齢者虐待防止ネットワーク会議を基盤に、高齢者の虐待防止へ向けて、その実態把握や早期発見・早期予防、サービス・制度・機関へのつなぎ、見守りを行うため、地域の関係者や関係機関の連携強化に努めています。

【実施状況】

城陽市高齢者虐待防止ネットワーク会議を毎年開催しています。

【課題】

高齢者虐待の早期予防・早期発見・早期対応につなげるよう、関係機関とのさらなる連携強化が必要です。

■認知症ケアパスの推進

認知症の人の生活機能障がいの進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示されるようにするための認知症ケアパスを作成し、普及に向けて取り組んでいます。

【実施状況】

認知症地域支援推進員が認知症ケアパスを作成し、普及に向けた取組を進めています。

【課題】

必要とする人に役立つよう、今後、さらに普及に向けて取り組む必要があります。

■認知症初期集中支援の推進

初期の段階で医療と介護との連携のもとに認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援と認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」も設置しています。また、初期認知症の人が病気と向き合いながら地域とのつながりをもって生活できるような取組を検討しています。

【実施状況】

「認知症初期集中支援チーム」及び「認知症地域支援推進員」を設置しています。

【課題】

必要とする人に役立つよう、今後、さらに周知に向けて取り組む必要があります。

■若年性認知症支援の実施

若年性認知症者が住み慣れたまちで、いつまでも自分らしく過ごすことができるよう、講演会等による市民への啓発や、若年性認知症が発症した後も、就労等が継続できるよう、企業等への理解促進を図ります。

【課題】

若年性認知症への理解を進めるため、周知・啓発が必要となっています。

■認知症カフェの開催

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症に対する理解を広げるとともに、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図る「認知症カフェ」を開催しています。

【実施状況】

日常生活圏域ごとに1箇所、市内5箇所でそれぞれ原則として月1回程度開催しています。

【課題】

認知症の人とその家族が参加しやすい基盤づくりを検討する必要があります。

■本人ミーティング・当事者交流会の開催

認知症の人やその家族同士がつながる場をつくり、認知症の人や家族の声を今後の認知症高齢者支援施策に活かすことを目的として、「本人ミーティング」を開催します。

また、本人ミーティングで形成された本人同士・家族のつながりを継続するとともに、本人が自身の役割及び居場所を見つけるためのきっかけを作ることを目的として、「当事者交流会」を開催します。

【実施状況】

令和4年度は、本人ミーティングを2回開催しました。今後も定期的な開催を予定しています。

【課題】

認知症の人やその家族が主体となって活動できるよう、支援していく必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
福祉サービス利用援助事業の支援	高齢者や障がい者等が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用援助事業を支援し、継続的な制度維持に努めます。	継続
成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度の利用支援やその普及に努めるとともに、中核機関の設置についても検討を進めます。	継続
認知症サポーター等養成事業の推進	職域や小中学校を対象としたサポーター養成講座を積極的に開催します。 認知症サポーターになった人の活躍の場となる「チームオレンジ」の構築に向け、「認知症サポーターステップアップ講座」を引き続き開催します。 今後も認知症サポーター養成講座の積極的な開催を図るため、講師役となるキャラバンメイトの活動を促進します。	充実
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の運用	登録者数が増えるようさまざまな機会を利用して周知に努めます。	継続
認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施	認知症高齢者の徘徊等による家族の介護負担の軽減を図るために実施する事業です。登録者数が増えるようさまざまな機会を利用して啓発に努めます。	継続
高齢者虐待防止ネットワークの推進	高齢者の虐待防止へ向けて、専門職も含めた地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。	継続
認知症ケアパスの推進	認知症の人とその家族に役立つよう、認知症ケアパスの普及に努めます。	継続
認知症初期集中支援の推進	認知症の早期診断・早期対応のため、市と認知症初期集中支援チームが連携し、市民に対し認知症初期集中支援チームの役割や機能について周知を図ります。	継続
若年性認知症支援の実施	若年性認知症の人に対する支援に取り組みます。	継続
認知症カフェの開催	認知症カフェの運営にあたっては、認知症の人とその家族が参加しやすい基盤づくりを検討します。	継続
本人ミーティング・当事者交流会の開催	認知症の人やその家族の声を聴取し、今後の施策に活かすため、継続して本人ミーティング等を開催し、本人達が主体となって活動できるよう支援に努めます。	継続

4 介護保険事業の円滑な運営

4. 介護保険事業の円滑な運営



(1) 制度の周知と情報提供

- 介護保険制度に関する情報提供

(2) 適正な介護認定の推進

- 適正な認定調査の実施
- 公平・公正な介護認定審査会の実施

(3) 保険者機能の強化と介護給付適正化の推進

- 介護サービス事業者等に対する指導監督
- 介護給付適正化事業の実施

(4) 相談への対応

- 介護サービスに対する相談等への適切な対応

(5) 低所得者対策

- 保険料多段階制の実施と公費による保険料の軽減
- 独自減免の実施
- 利用者負担の軽減

(1) 制度の周知と情報提供

■課題認識

市民が介護保険制度を適切に利用するためには、制度に関する情報が市民に浸透するよう努める必要があります。介護保険制度が改正されるごとに、市民にとってわかりやすい十分な情報提供が必要です。

■基本方針

介護保険制度の適切な利用を促進するための情報提供を進めます。

■施策の方針

■介護保険制度に関する情報提供

保健福祉施策関連情報や介護保険情報について、広報紙・ホームページの充実や出前講座等の実施により、市民にわかりやすい情報提供に努めています。また、各施策のパンフレットを作成し関係機関へ配布するなど、引き続き居宅介護支援事業者やサービス事業者、社会福祉協議会、民生委員などとの連携により、重層的な情報提供体制の整備に努めています。

【実施状況】

各施策のパンフレットを作成し、窓口配架を行っています。また、広報じょうよう特集号を発行するとともに、ホームページを随時更新しています。

市民からの依頼を受けて、まちづくり出前講座に講師を派遣し、制度の周知に努めています。

【課題】

市民にとってわかりやすい制度の周知に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
介護保険制度に関する情報提供	パンフレット、広報じょうよう特集号、ホームページの作成等、制度の周知にあたっては、市民にとってわかりやすい情報提供となるよう努めます。	継続

(2) 適正な介護認定の推進

■課題認識

認定調査や介護認定審査会における審査、判定については公平・公正に、また客観的に行えるよう全国一律の基準が設定されています。要介護認定は、心身の「能力」、「介助」の方法、行動等の「有無」の状態と介護の「手間」（介護の時間）に基づいて、公平・公正に実施する必要があります。

■基本方針

公平・公正な要介護認定事務を推進するため、さらなる調査員の能力の向上を図ります。
また、介護認定審査会委員に対する研修機会・情報提供等の充実に努めます。

■施策の方針

■適正な認定調査の実施

公平・公正な要介護認定調査が行えるよう、京都府主催の認定調査員初任者研修や現任研修へ参加しています。また、提出された調査票についても事前チェックを行い、認定調査員への確認及び指導を行うことにより、認定調査のさらなる適正化を図っています。

【実施状況】

認定調査初任者は京都府主催の研修に必ず参加し、また、現任の認定調査員は毎年行われる現任研修に交代で参加しています。

提出された調査票については、点検員及び職員が全件確認し、不備等あれば指摘・指導を行い、認定調査員の能力向上に努めています。

【課題】

認定調査に関する指導や問い合わせ対応等に要する市の事務負担を軽減し、各調査員が効率的に認定調査を実施できるよう取組を検討する必要があります。

■公平・公正な介護認定審査会の実施

公平・公正な審査判定を行うため、初任委員には京都府主催の研修に加え、市においても独自の研修を行っています。また、6つある合議体の各正副委員長には初任時同様、京都府主催の研修に加え、市主催の研修を行い、情報交換や事例検討を通じて、審査会の質の向上と平準（統一）化を図っています。

【実施状況】

正副委員長の連絡会議を定期的に行い、6つある合議体の審査判定の平準化を図っています。審査会については、WEB会議形式での実施により、委員の負担軽減を図っています。

【課題】

認定審査会委員の審査能力の一層の向上に向けた取組が必要です。

施策名	施策の内容	今後の方向
適正な認定調査の実施	引き続き現任研修等に参加し、内容を調査員内で共有します。 委託事業所に対しての研修を毎年定期的に実施できるよう検討し、全体的な指導を行うことで平準化を図ります。 認定調査に関する指導や問い合わせ対応等に要する市の事務負担を軽減し、各調査員が効率的に認定調査を実施できるよう、市独自のマニュアル整備等を検討します。	継続
公平・公正な介護認定審査会の実施	審査会の質の向上と平準化を図れるよう、正副委員長の連絡会議を行うとともに、認定審査会委員の審査能力の一層の向上に取り組みます。	継続

(3) 保険者機能の強化と介護給付適正化の推進

■課題認識

市が指定指導権限を有する、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービス事業所が適正なサービス提供が行われるよう、事業所への立ち入り調査権限、事業者指定や指導監督等の保険者機能のさらなる強化が求められています。

■基本方針

保険者機能の強化の観点から、サービス事業者に対し適正なサービスの提供が行われるよう立入調査等の実施を行います。

また、ケアプランの点検など介護給付適正化事業を推進します。

■施策の方針

■介護サービス事業者等に対する指導監督

市が指導権限を有する地域密着型サービス事業者や介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業者等に対し、集団指導を毎年実施するとともに、計画的に運営指導を実施しています。また、京都府と連携しながら、その他の市内サービス事業者への指導監督に努めています。

【実施状況】

集団指導を毎年実施するとともに、計画的に事業所での運営指導を実施しています。令和4年度は、地域密着型サービス事業所と介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業所の運営指導を実施し、一部は京都府と合同で実施しました。

【課題】

市が指導権限を有する事業所が増加し続けており、京都府とも連携しながら効率的に適切な指導を行う必要があります。

■介護給付適正化事業の実施

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることで、介護保険制度の信頼を高めるとともに、持続可能な介護保険制度を構築するものです。

【実施状況】

国民健康保険団体連合会より送付される適正化情報の点検を行っています。

ケアプランについては、年に3～4箇所、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに対し、事業所運営指導と併せてケアプラン点検を実施しています。

【課題】

適正なサービスが提供されるよう、取組を推進する必要があります。

ケアプラン点検業務については、専門的知識が必要であり、専門知識の習得により適切に指導を行う必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
介護サービス事業者等に対する指導監督	集団指導及び運営指導を計画的に実施するとともに、京都府とも連携しながら効率的な指導に努めます。	継続
介護給付適正化事業の実施	ケアプラン点検、縦覧点検等の取組をより一層推進し、適正なサービスが提供されるよう努めます。	継続

(4) 相談への対応

■課題認識

市民が「納得し、かつ安心して」介護サービスを受けることができるように、サービスに対する相談等が生じた場合には、それに適切に対応できる仕組みを確保することが必要です。

■基本方針

京都府、国民健康保険団体連合会等、関係機関との連携により、サービス事業者等に対する相談等への適切な対応を図ります。

■施策の方針

■介護サービスに対する相談等への適切な対応

相談等への対応については、サービス事業者・施設、居宅介護支援事業者、国民健康保険団体連合会、市町村、都道府県がそれぞれの役割に応じた適切な対応を図るようになっていきます。

市では、相談等の適切な対応を行うため、職員の対応研修への参加を行うとともに、事業者等に対する相談については、関係機関と連携しながら調査・指導等を実施し、問題解決に努めています。

【実施状況】

市内で実施されている研修や、国民健康保険団体連合会主催の対応研修へ参加して適切な対応ができるよう努めています。

【課題】

市では対応できない相談等に対して、事業所や国民健康保険団体連合会や京都府との連携が必要です。

施策名	施策の内容	今後の方向
介護サービスに対する相談等への適切な対応	職員全員が適切な対応ができるよう、研修が開催される際は積極的に参加するよう努めます。 また、事業所や国民健康保険団体連合会、京都府との連携を充実し適宜対応できるよう努めます。	継続

(5) 低所得者対策

■課題認識

経済的な理由から必要なサービスを利用できないことがないよう、保険料や利用者負担について低所得者への配慮が必要です。

■基本方針

第1号被保険者の保険料額については、低所得者へ配慮した段階設定と、公費による軽減を行います。

また、独自減免の継続実施など、保険料や利用者負担についても低所得者への配慮を行います。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
保険料多段階制の実施と公費による保険料の軽減	低所得者の介護保険料負担の軽減を図るとともに所得に応じた料率を設定することにより被保険者全体で公平な負担の確保を図ります。 また、公費の投入により、低所得者の保険料の軽減を行います。	継続
独自減免の実施	市独自の保険料減免を引き続き実施します。	継続
利用者負担の軽減	社会福祉法人の行うサービスの利用料軽減について支援します。 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費については、未申請者をなくすため、該当者に個別通知を行うことで、利用者の負担軽減に努めます。 また、施設や介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携することにより、負担限度額認定の適用を推進し、低所得者への食費・居住費の軽減を図ります。	継続

5 健康づくりの推進

5. 健康づくりの推進



(1) 第2次健康づくり計画（健康じょうよう21）の推進

- 生活習慣病予防・重症化予防
- がんの予防
- こころの健康づくり
- 歯・口腔の健康

(2) 健康増進等事業の充実

- 健康手帳
- 健康教育
- 健康相談
- 訪問指導
- 特定健康診査・特定保健指導・健康診査
- 肝炎ウイルス検診
- 成人歯科健診
- 後期高齢者歯科健診
- 胃がん検診
- 肺がん検診
- 大腸がん検診
- 子宮頸がん検診
- 乳がん検診
- 前立腺がん検診
- 減塩のまちの推進

(1) 第2次健康づくり計画（健康じょうよう21）の推進

■課題認識

第2次健康づくり計画において、健康寿命の延伸を掲げ保健事業を推進しています。本市は、全国同様急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、がんや高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病が増加し、それに伴い、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病の合併症などから医療費の増大し介護が必要な人が増加しています。これらの状況を踏まえ、今後も引き続き生活習慣病の発症予防・重症化予防の保健活動を充実していく必要があります。

■基本方針

健康寿命の延伸を目標に、子どもから高齢者まで全ての市民が、笑顔でいきいきと自分らしく生活できるよう、『みんなが笑顔！ からだも こころも いきいきと！』をスローガンに健康づくりを推進します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
生活習慣病予防・重症化予防	妊婦(胎児)や子どもの頃から適切な生活習慣の定着を図ることができるように、情報提供や個別相談を行います。 健診の受診の必要性や生活習慣病の発症予防・重症化予防について知識の普及、啓発に努めます。 生活習慣病の重症化を予防するために地区医師会や医療機関と連携を図ります。	継続
がんの予防	がん検診やがんの発症予防について情報提供に努めます。がん検診の受診率向上および精密検査受診率向上に努めます。	継続
こころの健康づくり	こころの健康に関する情報の普及、啓発を行います。	継続
歯・口腔の健康	虫歯予防のために、乳幼児健診においてブラッシング指導とともに、おやつなどの指導を丁寧に行っていきます。 歯周病についての正しい知識を普及し、歯科健診の受診勧奨を行います。	継続

(2) 健康増進等事業の充実

■課題認識

健康は、社会生活を続けていく上で最も基本的な要素であり、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは全ての市民の願いです。そのためには、日頃からの健康管理が大切で、自己管理できるよう生活習慣病についての情報提供が必要です。

■基本方針

壮年期からの疾病予防に向け、健康教育、健康相談、各種健（検）診活動の充実を図るとともに、庁内連携会議の場を活用し事業の効果的・効率的な方策を検討していきます。

また、健康寿命の延伸では、壮年期から高齢期まで切れ目なく事業の展開を図る必要があることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組においてもフレイル予防および生活習慣病の発症予防・重症化予防の事業を展開します。

■施策の方針

■健康手帳

40歳以上の方が自らの健康の記録として、各種健（検）診や医療についての受診状況等を記録し、健康管理や医療に役立ててもらうものです。

健康手帳の利用について情報提供を行っています。

【実施状況】

令和4年度の配付数は89人です。

「広報じょうよう」に、ホームページからの健康手帳のダウンロードについて掲載しています。

【課題】

今後も健康手帳の活用による健康管理が行われるよう、啓発をする必要があります。

■健康教育

集団健康教育として、生活習慣病予防教室、健康増進を目的とした教室等を行っています。

地域における健康教室として、食生活改善推進員（ヘルスメイト城陽）の協力のもとに食生活指導を中心とした健康教室も実施しています。

【実施状況】

令和4年度の開催は8回、参加者は130人です。

【課題】

介護普及啓発事業に比べ参加者数が少ない状況があるため、より幅広い層の参加が得られるよう相談事業等との連携を図りながら、適切な市民ニーズの把握に努めていく必要があります。

また、「減塩のまちの推進」では今後も減塩に関する情報等を広く市民に啓発していく必要があります。

■健康相談

総合健康相談として、疾病予防、健康増進等の健康相談を行っています。

重点健康相談として、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、病態別の個別相談を行っています。

【実施状況】

令和4年度の開催は29回、参加延べ人数は30人です。

【課題】

生活習慣改善のために、きめ細かな支援が必要です。また、健康教育と同様に、「減塩のまち」の取組から減塩に関する情報提供等の充実を図っていく必要があります。

■訪問指導

生活習慣病の予防、療養上の保健指導が必要であると認められる人及びその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を目的に必要な指導を行う事業です。

【実施状況】

令和4年度の訪問数318人です。

健診結果から重症化予防対象者、および高齢者に対してはフレイル予防対象者に対しても訪問指導を実施しました。

【課題】

重症化予防、フレイル予防については、個別性が高く訪問による支援が必要です。また、医師会等、関係機関との連携を図り、保健指導の充実を図る必要があります。

※高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

健康寿命の延伸や高齢者特有の健康状態への対応、医療保険・介護保険等の諸制度の安定的な運営に資するため、医療・介護・保健分野において連携した取組を進めるもの。

■特定健康診査・特定保健指導・健康診査

特定健康診査・特定保健指導として、城陽市国民健康保険に加入している40～74歳の人を対象に、問診、身体計測、血圧測定、血液検査等の各種検査を行っています。

特定健康診査の結果により、メタボリック・シンドロームの該当者やその予備群になった人に対して早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行っています。

後期高齢者医療被保険者証を有する市民と医療保険に加入できない40歳以上の市民を対象に、健康診査を行っています。

【実施状況】

市民の健康増進、疾病予防の観点から健康診査等を実施し、他の保健事業との連携を図る中でその効果を高めています。

【課題】

特定健康診査・健康診査の受診率の向上を図る必要があります。

また、特定健康診査受診後に、メタボリック・シンドロームの該当者やその予備群への特

定保健指導を実施するための体制強化が必要です。

健康診査(後期)は、健診結果等を活用しフレイル予防等高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を充実していく必要があります。

■肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス（B型肝炎・C型肝炎）に関する正しい知識を普及させるとともに、住民自身が感染の状況を認識し、必要に応じ保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施している事業です。

【実施状況】

個別勧奨通知を実施し、肝炎ウイルス検診の受診勧奨を実施しています。また、広報じょうようにより事業の周知を図っています。令和4年度の受診者数は268人です。

【課題】

肝炎対策推進の観点から未受診者の解消を図り、早期発見・早期治療につなげる必要があります。

■成人歯科健診

歯周病予防及び口腔内の健診を行って、歯の喪失を防ぎ、きちんとした食事をとることは健康維持にとって大変重要なことです。健康じょうよう21では、80歳以上で20本以上の自分の歯を有する人を増やすことをめざしています。成人歯科健診は、歯・顎・口腔の予防も含めた歯科医学的管理や療養上必要な指導・支援を行うものです。

【実施状況】

40・50・60・70歳の市民を対象に実施しています。宇治久世歯科医師会に委託しており、協力医療機関での個別健診としています。

令和4年度の受診率は2.5%です。

【課題】

受診率の一層の向上を図る必要があります。

■後期高齢者歯科健診

歯周疾患の健診実施とともに、口腔機能低下予防についての啓発を行うものです。

【実施状況】

75歳の市民を対象に実施しています。宇治久世歯科医師会に委託しており、協力医療機関での個別健診としています。令和4年度の受診率は1.1%です。

【課題】

高齢者においては、オーラルフレイル予防の観点から、事業の周知に努め、受診率の向上を図る必要があります。

■胃がん検診

胃がんの早期発見・早期治療を目的として実施している事業です。

【実施状況】

40 歳以上の市民を対象としたバリウムによるレントゲン検査を、市内各会場に検診車（委託業者）を配車し、予約制で実施しています。

令和4年度の受診率は 1.1%です。

【課題】

受診率の一層の向上を図る必要があります。

また、市民が受診しやすい検診方法の検討が必要です。

■肺がん検診

肺がんの早期発見・早期治療を目的として実施している事業です。

【実施状況】

40 歳以上の市民を対象としたレントゲン検査を、市内各会場に検診車（委託業者）を配車して実施しています。

令和4年度の受診率は 2.3%です。

【課題】

受診率の一層の向上を図る必要があります。

■大腸がん検診

大腸がんの早期発見・早期治療を目的として実施している事業です。

【実施状況】

40 歳以上の市民を対象とした便潜血反応検査を、宇治久世医師会協力医療機関にて実施しています。

令和4年度の受診率は 12.4%です。

【課題】

受診率が横ばい状況であるため、受診率の向上を図る必要があります。

■子宮頸がん検診

子宮頸がんの早期発見・早期治療を目的として実施している事業です。

【実施状況】

20 歳以上の市民（女性）を対象に実施しています。京都府内の協力医療機関での個別検診としています。

令和4年度の受診率は 8.9%です。

【課題】

受診率が横ばい状況であるため、受診率の向上を図る必要があります。

■乳がん検診

乳がんの早期発見・早期治療を目的として実施している事業です。

【実施状況】

40 歳以上の市民（女性）を対象に実施しています。宇治久世医師会協力医療機関での個別検診としています。

令和 4 年度の受診率は 10.7%です。

【課題】

受診率が減少傾向にあるため、受診率の向上を図る必要があります。

■前立腺がん検診

前立腺がんの早期発見・早期治療を目的として実施している事業です。

【実施状況】

50 歳以上の市民（男性）を対象とした PSA 検査を、宇治久世医師会協力医療機関で実施しています。

令和 4 年度の受診率は 16.0%です。

【課題】

受診率が減少傾向にあるため、受診率の向上を図る必要があります。

■減塩のまちの推進

高血圧症等の予防・改善を図るための「減塩」を核とした「健康で質の高い」まちづくりを進める事業です。

【実施状況】

令和 4 年は、FM うじ、城陽商工会議所、京都文教短期大学と市が協働で事業を実施し、市内スーパーに「減塩コーナー」の設置の働きかけや広報じょうようへの「減塩レシピ」等の掲載を引き続き実施し、新たに減塩レシピカードの作成を行いました。

【課題】

高血圧症等の予防や改善を図るため、減塩の取組を広く周知するとともに、減塩に関する情報提供を引き続き行っていく必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
健康手帳	40 歳以上の人々が自ら健康管理できるよう、健康手帳の活用を普及・啓発します。	継続
健康教育	生活習慣病予防対策として、個人の生活習慣、社会・生活環境等の把握を行い、その結果を活用した自己健康管理の方法や保健サービスの利用方法について周知するとともに、市民の健康づくり意識の高揚を図ります。 住民ニーズに対応し、グループワークなどの導入により、住民主体の健康学習となるよう取り組んでいきます。	継続
健康相談	健康相談・食生活相談を健康診査のフォローの場として、結果の見方、説明、生活習慣の改善の場として参加を呼びかけていきます。 市民や各団体のニーズに対応できるよう、最新情報の収集、相談方法の改善、関係機関との連携などを積極的に行っていきます。	継続
訪問指導	本人及び家族からの相談、特定健診・健康診査及び健康増進事業等の実施に伴う情報等により、必要な人に行います。	継続
特定健康診査・特定保健指導・健康診査	市民の健康増進、疾病予防の観点から特定健康診査・特定保健指導、健康診査を実施し、他の保健事業との連携を図る中でその効果を高めていきます。	継続
肝炎ウイルス検診	肝炎対策推進の観点から未受診者の解消を図り、早期発見・早期治療につなげられるよう、今後も事業を継続して実施します。 肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及を積極的に実施します。	継続
成人歯科健診	歯周疾患の健診実施とともに、口腔衛生についての啓発を進めます。	継続
後期高齢者歯科健診	歯周疾患の健診実施とともに、口腔機能低下予防についての啓発を進めます。	継続
胃がん検診	市民の健康増進、疾病予防の観点から、より積極的な受診勧奨に努め、今後も事業を継続して実施します。 健康教育の生活習慣病予防教室による一次予防の取組を進めます。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
肺がん検診	市民の健康増進、疾病予防の観点から、より積極的な受診勧奨に努め、今後も事業を継続して実施します。 集団検診を市民が受診しやすいように、胃がん検診とのセット検診として実施していますが、さらに工夫をしていきます。 一次予防として、禁煙教育を健康教室などにおいて取り入れます。	継続
大腸がん検診	市民の健康増進、疾病予防の観点から、より積極的な受診勧奨に努め、今後も事業を継続して実施します。 健康教育の生活習慣病予防教室による一次予防の取組を進めます。	継続
子宮頸がん検診	市民の健康増進、疾病予防の観点から、より積極的な受診勧奨に努め、今後も事業を継続して実施します。 若年者に対する一次予防のための情報提供を実施します。	継続
乳がん検診	市民の健康増進、疾病予防の観点から、より積極的な受診勧奨に努め、今後も事業を継続して実施します。 乳がんの自己検診(セルフチェック)についての啓発を実施します。	継続
前立腺がん検診	市民の健康増進、疾病予防の観点から、受診勧奨に努め、今後も事業を継続して実施します。	継続
減塩のまちの推進	産官学の協働による減塩メニューの開発、家庭での減塩の工夫等の情報発信を行い、自宅での食事、外食に関わらず、減塩での食を楽しみ、自分らしく暮らせるまちを推進します。	継続

6 自立を支える福祉サービスの提供

6. 自立を支える福祉サービスの提供



(1) 生活支援サービスの充実

- はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
- 寝具洗濯乾燥サービス事業
- 訪問理美容サービス事業
- 生きがい活動支援通所事業
- 高齢者住宅改良助成事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 介護予防安心住まい推進事業
- 高齢者の住まいに係る施策との連携

(2) ひとり暮らし高齢者等の見守りセーフティ対策の展開

- 緊急通報装置設置及び使用料補助事業
- 福祉電話の設置及び基本料補助事業
- 緊急連絡カード・安心カード
- 日常生活用具の給付事業

(3) 介護者支援サービスの充実

- 家族介護教室
- 紙おむつ購入費支給事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施
- 介護者リフレッシュ事業
- 家族介護慰労金支給事業

(1) 生活支援サービスの充実

■課題認識

介護保険の適用が受けられない高齢者等であっても、本人の身体状況や家庭状況等によっては、何らかの社会的な支援が必要と考えられる人もいます。このような人に対する介護保険対象外サービスのうち、生活支援サービスは、寝具洗濯乾燥サービス、訪問理美容サービスといった日常生活支援に関するサービスです。

本人の自立を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするための基本的なサービスであることから、今後も安定した事業を実施できる体制を確保する必要があります。

■基本方針

介護保険の適用が受けられない高齢者等であっても、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、社会的に支援を必要とする人の自立の促進にむけ、既存の事業の内容検討と見直しを行うとともに、新たな事業の構築等生活支援サービスの充実を図ります。

■施策の方針

■はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

65歳以上の高齢者の健康の保持及び増進を図るために、はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成する事業です。施術1回につき1,000円（1年間に12,000円を限度）を助成します。

【実施状況】

令和4年度の助成券の交付件数は1,839部で、令和5年4月1日時点での登録施術所は33箇所です。

【課題】

高齢者人口の増加に伴い、助成券の交付件数及び助成額が増加傾向にあります。
助成券の適正利用について、周知徹底していく必要があります。

■寝具洗濯乾燥サービス事業

要介護認定で、要介護3以上に認定され、かつ、寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、日常使用している寝具（上下）の乾燥、消毒、水洗い等を年に2回まで助成します。

【実施状況】

令和4年度は16件の利用申請があり、延べ23回の利用がありました。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

■訪問理美容サービス事業

おおむね 65 歳以上で寝たきり等のため、理髪店や美容院で理容又は美容を受けることが困難な人の自宅に理美容師が訪問し、調髪やカットを行う際、訪問に要する費用（1 回当たり 2,000 円を限度）を助成する事業です。

【実施状況】

令和 4 年度は 28 件の利用申請があり、延べ 39 回の利用がありました。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

■生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、老人福祉センターにおいて生活指導、健康状態の確認等のサービスを提供する事業です。

【実施状況】

老人福祉センター 4 箇所で実施しています。令和 4 年度末におけるの登録者数は、陽寿苑 2 人、陽和苑 6 人、陽東苑 5 人、陽幸苑 1 人です。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

■高齢者住宅改良助成事業

介護保険の対象外である浴槽の取り替えに対して助成を行うもので、利用には所得制限（1,000 万円以下）と助成限度額があり、工事前に市へ住宅改良相談の申し込みが必要です。

【実施状況】

住宅改良相談については、介護保険の対象、対象外に関わらず住宅改良相談員（理学療法士又は作業療法士、建築士等）が訪問してアドバイスしており、介護保険の対象となる手すりの取り付け等については介護保険で給付し、介護保険の対象外となる浴槽の取り替えについては本事業で 10 万円を限度に助成しています。障がい者の相談にも対応しています。

令和 4 年度の実績は、7 件です。

【課題】

住宅改良相談員の訪問が月に 2 回であるため、申請の時期によっては決定までに時間を要する場合があります。

■成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う事業です。

【実施状況】

令和 4 年度の実績は、相談 11 件、市長申立て実施 7 件となっています。

【課題】

成年後見制度に関する問い合わせや相談件数が年々増加しており、申立て等を円滑に対応できる体制の確保が必要です。

■介護予防安心住まい推進事業

要介護状態等となることの予防等が必要な人が、手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行った時に、改修工事費の一部を支給するものです。支給額は、実際の改修工事費の3分の2相当額（16万円を限度）としています。

【実施状況】

令和4年度の実績は、6件です。

【課題】

京都府の補助金を受けて実施している事業であることから、今後も財源確保に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者の健康の保持及び増進を図るため、施術所の協力を得ながら事業対象者等について検討を行いつつ引き続き助成していきます。今後も施術所及び利用者に対し、適正利用を周知徹底します。	継続
寝具洗濯乾燥サービス事業	寝たきり高齢者の寝具衛生向上の面から必要性は高く、また、効果を期待できることから、今後も継続実施し、広報や出前講座等で制度の周知を図ります。	継続
訪問理美容サービス事業	利用者の清潔保持とリフレッシュに必要なサービスであると考えられるため、今後も継続実施し、広報や出前講座等で制度の周知を図ります。	継続
生きがい活動支援通所事業	配慮が必要と思われる高齢者との関わりが深まり、老人福祉センターの利用促進につながれることから、今後も継続実施し、事業の利用促進を図ります。	継続
高齢者住宅改良助成事業	理学療法士、作業療法士、建築士による専門的な助言を受け、利用者の身体状況に合わせた住宅改良となるよう、今後も継続して事業を実施します。	継続
成年後見制度利用支援事業	今後も継続して事業を実施していきます。円滑に相談に対応できるよう、能力の向上と体制確保に努めます。	継続
介護予防安心住まい推進事業	今後も継続して事業を実施し、財源の確保に努めます。	継続
高齢者の住まいに係る施策との連携	高齢者の居住安定確保に向けて国や京都府において策定している「高齢者居住安定確保計画」の計画・施策に基づき、高齢期の住まいに係る施策との連携について、「京都府居住支援協議会」や関係各課と連携しながら進めていきます。	継続

(2) ひとり暮らし高齢者等の見守りセーフティ対策の展開

■課題認識

介護保険対象外サービスのうち、ひとり暮らし高齢者等の見守り対策は、虚弱高齢者やひとり暮らし高齢者などが社会的に孤立しないようにするものです。

■基本方針

ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安否確認と安全確保のため、近隣住民や関係機関の協力を得ながら見守り対策を展開します。

■施策の方針

■緊急通報装置設置及び使用料補助事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時の連絡手段の確保ならびに地域における高齢者の見守り体制づくりに役立てるため、緊急通報装置を設置するものです。緊急時の連絡先を複数登録できるようになっています。この事業の円滑な運営を図るため、民生委員等の協力を得るとともに消防本部との連携を図っています。

【実施状況】

令和4年度末時点で221人の利用があります。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

■福祉電話の設置及び基本料補助事業

ひとり暮らし等で電話を保有していない高齢者に対し、安否確認や緊急時の連絡手段の確保を図るため、福祉電話を設置して電話基本料金を補助する事業です。

【実施状況】

令和4年度末時点で7人の利用があります。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

■緊急連絡カード・安心カード

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の緊急時に備えて、家族、知人、民生委員、かかりつけの病院等、緊急時に必要な連絡先を記載する緊急連絡カードを作成し、対象者に配布しています。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に安心カードを身に付けてもらい、事故や病気の際に適切な対応が図れ、家族等に連絡できるよう安心カードを作成し、対象者に配布しています。

【実施状況】

窓口で各カードを配布しており、ホームページからも様式のダウンロードが可能です。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

■日常生活用具の給付事業

ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全対策のため、火災警報器、電磁調理器の給付を行っています。

【実施状況】

令和4年度の実績は、火災警報器3件、電磁調理器0件です。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
緊急通報装置設置及び使用料補助事業	緊急時の連絡手段としての必要性が高いことから、今後も事業を継続実施し、広報や出前講座等で、制度について周知を図ります。	継続
福祉電話の設置及び基本料補助事業	ひとり暮らし等で、家に閉じこもりがちな高齢者にとっては、電話が有効な連絡手段となるため、今後も事業を継続実施し、広報や出前講座等で、制度について周知を図ります。	継続
緊急連絡カード・安心カード	今後より多くの人が利用できるよう、広報や出前講座等で、制度について周知を図ります。	継続
日常生活用具の給付事業	ひとり暮らし高齢者等の安全対策のため、火災警報器・電磁調理器の給付を継続実施し、広報や出前講座等で、制度について周知を図ります。	継続

(3) 介護者支援サービスの充実

■課題認識

介護保険対象外サービスのうち、介護者支援サービスは、家庭などで本人の暮らしを支えている介護者支援に関わるサービスです。

住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするための基本的なサービスであることから、今後も事業の充実を図る必要があります。

■基本方針

家族介護の精神的負担の軽減と心身の健康保持のため、各種介護者支援サービスの提供を図ります。

■施策の方針

■家族介護教室

日頃家族を介護している人や、介護に関心を持っている人を対象に、介護に役立つ知識を深めたり、介護による疲れをほぐしリラックスすることによって、今後も介護を継続できるよう行う教室です。

【実施状況】

令和4年度の開催実績は、6回です。

【課題】

参加者が固定化しつつあることから、新規の介護者に参加してもらえるよう周知を図る必要があります。

■紙おむつ購入費支給事業

身体上又は精神上の理由により紙おむつを使用している65歳以上の高齢者で、要介護認定において要介護3、4又は5と認定された高齢者が対象です。支給額は、市民税非課税世帯に属する高齢者に対しては1箇月あたり6,000円以内、市民税課税世帯に属する高齢者に対しては1箇月あたり3,000円以内で、支給方法は利用者の利便を考慮して「給付券方式」と「償還払い方式」の2つの方式があります。

【実施状況】

令和4年度の利用実績は、給付券方式29人、償還払い方式385人です。

【課題】

利用促進のため事業の周知に努める必要があります。

■徘徊高齢者家族支援サービス事業

GPSを用い、徘徊癖のある認知症高齢者の居場所が早期に発見できるサービスの利用に要する経費の一部を助成します。

【実施状況】

令和4年度末時点で、7人の利用があります。

【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

■認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施

認知症の人とその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備するため、認知症の人が他人にケガをさせたり、他人の財物を壊す、線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせてしまう等の日常生活の偶然な事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険に市が契約者となって加入するものです。

【実施状況】

令和4年度末現在の加入者数は、72人となっています。

【課題】

認知症高齢者の徘徊等による、家族介護負担の軽減にもつながることから、登録者数が増えるよう広報活動に努める必要があります。

■介護者リフレッシュ事業

寝たきり高齢者等の介護者を対象に、日常の介護から一時的に離れリフレッシュしていただくとともに、介護者同士の連携や情報交換を目的として、日帰り旅行等を実施するものです。

【実施状況】

令和2～4年度の間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業を中止していましたが、令和5年度は9月に1回実施しました。

【課題】

介護者の年齢が高くなっていることなどから、年々、参加者が減少傾向にあり、多くの介護者が参加できるよう、日程や内容を検討する必要があります。

■家族介護慰労金支給事業

在宅において、寝たきり等の高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減及び慰労を図るため、介護保険サービスを1年以上利用されなかった高齢者で、要介護認定において要介護4又は5と認定された人を介護している人（市民税非課税世帯）に対して、介護慰労金として年間10万円を支給する事業です。

【実施状況】

令和4年度の実績は、0人です。なお、直近の実績としては、令和3年度に1名に対して支給しています。

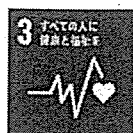
【課題】

今後、一層の利用促進を図るため、事業の周知に努める必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得し、心身の疲れを癒すための教室を今後も継続して開催します。	継続
紙おむつ購入費支給事業	紙おむつは、寝たきりや認知症で常時失禁状態にある高齢者を介護する場合には欠かせない用品であり、高齢者及びその介護者をより支援するため、継続して実施します。	継続
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊高齢者を早期発見できる仕組みとして、徘徊高齢者家族支援サービスを今後も継続して実施し、広報や出前講座等で、制度について周知を図ります。	継続
認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施	認知症高齢者の徘徊等による家族の介護負担の軽減を図るために実施する事業です。登録者数が増えるようさまざまな機会を利用して啓発に努めます。	継続
介護者リフレッシュ事業	介護による家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、今後も継続して実施します。また、より多くの人に参加できるような内容の実施に努めます。	継続
家族介護慰労金支給事業	介護による家族の経済的負担の軽減及び慰労を図るため、今後も継続して実施します。	継続

7 社会参加と交流の促進

7. 社会参加と交流の促進



(1) 生きがい施策・施設の充実

- 老人福祉センター事業
- シルバー農園の設置及び運営
- シルバー人材センターの活用
- 長寿祝品の贈呈

(2) 世代間交流等の機会の充実

- 校区敬老会の実施
- その他世代間交流事業

(3) 各種団体・グループの育成

- 高齢者クラブ等関係団体への支援

(1) 生きがい施策・施設の充実

■課題認識

高齢化が急速に進む中で、今後の地域の活力を維持・活性化していくためには高齢者の積極的な社会参加が不可欠です。高齢者の多くは元気であり、元気な高齢者はできるだけ長く社会活動や生きがいの感じられる活動に参加したいと願っています。

このため、高齢者の能力や経験を地域の活性化につなげていけるよう、高齢者の生きがい創造や社会参加をサポートする仕組みが求められています。

■基本方針

誰もが、高齢になっても地域との関わりを持ち、健康で生きがいを持って、いきいきとした生活を送れることを望んでいます。

このため、仲間づくりや文化・スポーツ・レクリエーション活動等機会が得られるような環境づくりに努めます。

■施策の方針

■老人福祉センター事業

高齢者の生きがい活動や学習活動の拠点として、高齢者がいつまでも健やかな生活を送れるよう、市内にある4箇所の老人福祉センター（陽寿苑・陽和苑・陽東苑・陽幸苑）を設置しています。

【実施状況】

市内4箇所に老人福祉センターを設置しており、令和4年度の利用者数は73,322人です。

【課題】

減少している利用者数の回復を図る必要があります。

利用者の高齢化が進んでおり、新規の利用者を増やす取組が必要です。

■シルバー農園の設置及び運営

高齢者が自然の中で野菜づくりを楽しみながら、生きがいづくりと健康増進を図れるよう、市内で7箇所のシルバー農園を設置しています。

また、利用者へ野菜作りに係る技術指導を行うため、巡回指導員を配置しています。

各農園の利用者は3年に1回、抽選会を開催し決定しています。

【実施状況】

市内に7農園（330区画）を設置しています。

【課題】

待機者の発生している農園もあることから、供給体制の確保が必要です。

■シルバー人材センターの活用

シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者に、地域社会と連携して、知識・経験を活かした「就業の場」を提供しています。市では、高齢者の生きがいを助長し、社会参加の機会を得る場であるシルバー人材センターに対し、運営費等経費の一部補助を行っています。

【実施状況】

令和4年度末時点での会員数は、501人です。

【課題】

受注機会と会員数の拡大を図る必要があります。

■長寿祝品の贈呈

多年にわたって、社会の発展に貢献されてきた高齢者の労苦に報い、長寿を祝うため、かぞえ88歳・かぞえ95歳・新100歳・最高齢の人に長寿祝品を贈呈します。

【実施状況】

令和4年度の対象者は、かぞえ88歳が504人、かぞえ95歳が154人、新100歳が33人、最高齢者が1人です。

【課題】

年々、平均寿命が伸びている中、今後も祝品の対象者は増加することが見込まれており、実施方法について検討が必要です。

施策名	施策の内容	今後の方向
老人福祉センター事業	高齢者の生きがい活動や学習活動などの拠点として、高齢者がいつまでも健やかな生活を送れるよう、老人福祉センターの充実を図ります。 より多くの高齢者に利用いただける施設となるよう、指定管理者である社会福祉協議会とともに取り組んでいきます。	継続
シルバー農園の設置及び運営	高齢者の農園利用を通じた生きがい作り、健康の増進を図るため、シルバー農園の運営に取り組んでいきます。	継続
シルバー人材センターの活用	高齢者が働くことを通じて生きがいを感じたり、社会参加の機会を得る場の提供に取り組んでいきます。	継続
長寿祝品の贈呈	高齢者に敬意を表し長寿を祝うため、今後も敬老会事業の一環として継続していきます。また、年々平均寿命が伸びている中で、今後も祝品の対象者は増加が見込まれており、実施方法について検討を行います。	継続

(2) 世代間交流等の機会の充実

■課題認識

高齢者の生きがいがいづくりや社会参加につながるものとして、さまざまな世代の人との交流機会を確保することが必要です。

■基本方針

高齢者の生きがいがいづくりや社会参加活動などを促進するため、さまざまな世代の人との交流促進に重点を置いた事業の展開に努めます。

■施策の方針

■校区敬老会の実施

校区社会福祉協議会では、75歳以上の市民を対象に、各小学校区において敬老会を実施しています。市では、敬老会の開催に係る経費の一部を助成しています。

【実施状況】

令和4年度の対象者数は16,130人、参加者数は429人（新型コロナウイルス感染対策のため、式典実施は3校区のみ）です。

【課題】

高齢化の進展により、対象者数は年々増加しており、会場が手狭になっている地域もあるため、実施主体である校区社会福祉協議会や社会福祉協議会と運営方法や対象範囲について、今後も協議していく必要があります。

施策名	施策の内容	今後の方向
校区敬老会の実施	高齢者同士の交流を深め、生きがいがいづくりの一環として身近な地域での温かいイベントとして、継続的に開催できるような支援をしていきます。 実施主体である校区社会福祉協議会及び社会福祉協議会と協議し、敬老会の運営方法等について検討します。	継続
その他世代間交流事業	地域における子育て支援活動との連携を図りつつ、高齢者の生きがいがいづくりと子どもたちに対する福祉教育に資する活動として、高齢者と幼児・児童との交流機会の提供など、今後も積極的な交流が図られるよう、支援していきます。	継続

(3) 各種団体・グループの育成

■課題認識

団塊の世代が高齢者世代の仲間入りをしたことにより、高齢者の主体的な社会参加の場づくりが求められます。

■基本方針

高齢者同士の交流、社会参加を促進するため、高齢者クラブなどの各種団体・グループの活動を支援し、組織の育成を図ります。

■施策の方針

■高齢者クラブ等関係団体への支援

城陽市高齢者クラブ連合会は、単位高齢者クラブを基礎組織として、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進しています。市では、高齢者を主体とする介護予防と相互生活支援という観点から、その活動及び役割は重要であるため、高齢者クラブの活動に要する経費の一部を助成し、高齢者クラブの活動を支援しています。

【実施状況】

令和4年度末現在の会員数は3,437人で、単位高齢者クラブは66クラブあります。

【課題】

クラブ数及び会員数の増加に向けた取組を今後も進めていく必要があります。

市補助金交付対象は会員数が30人以上の単位高齢者クラブとしていますが、30人未満の単位高齢者クラブも活動されています。市補助金については1年間の経過措置がありますが、その後の支援について検討していく必要があります。

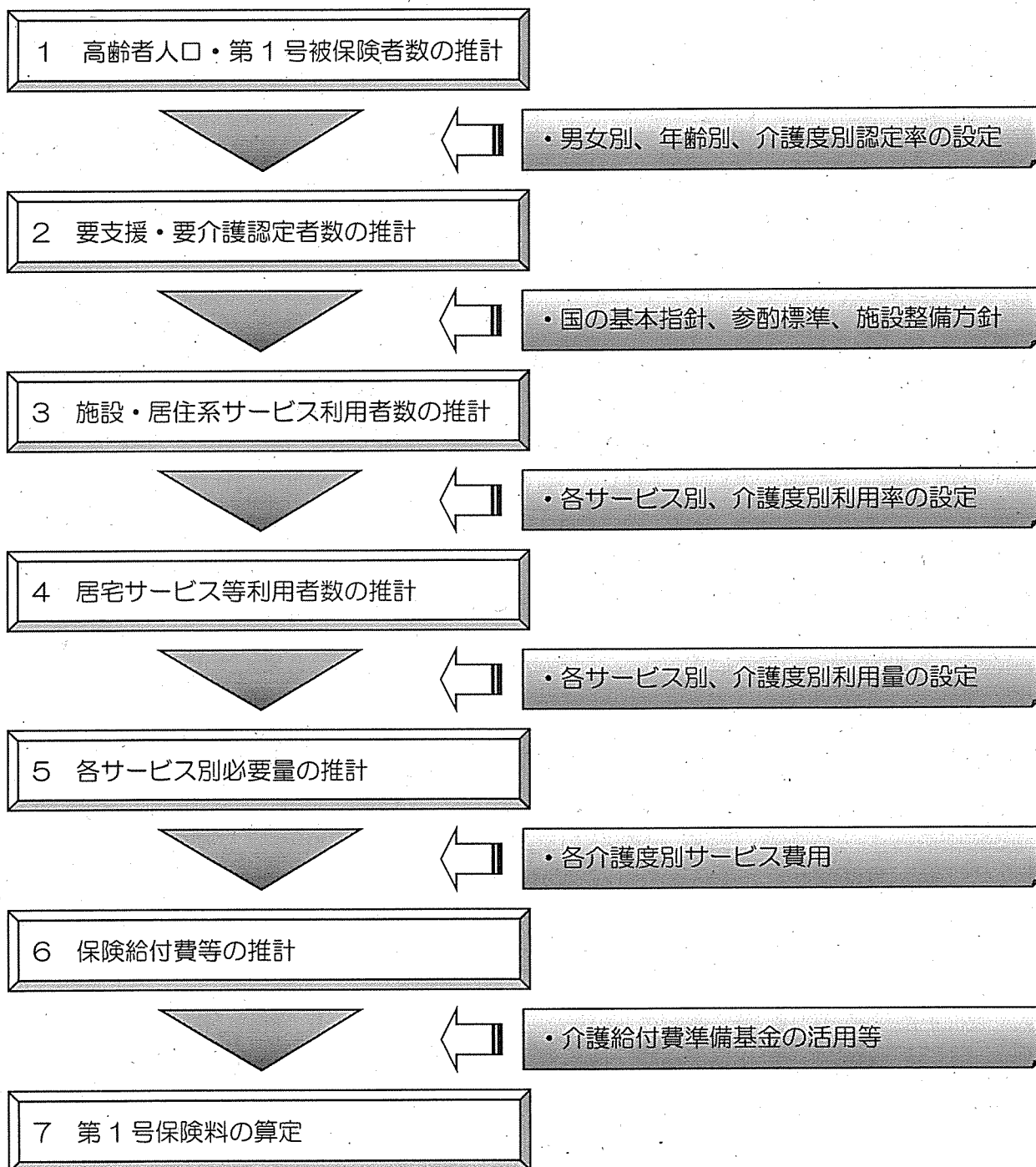
施策名	施策の内容	今後の方向
高齢者クラブ等関係団体への支援	高齢者クラブの活動は、高齢者の仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり等に役立ち、高齢者が要介護状態にならないための介護予防の役割を担っていることから、引き続き活動費の一部を助成し、高齢者クラブの活動を支援します。 今後も会員数の増加・組織の担い手の育成等に向けた取組を進めます。 高齢者クラブ連合会については、補助金の交付基準等の見直しを検討します。	継続

第5章

介護保険等事業量の見込み

介護(介護予防)サービス量及び総給付費の推計手順

介護保険事業量については、およそ次のような流れで推計します。



1 令和6年度～令和8年度の被保険者の推計

令和6年度～令和8年度における第1号被保険者数の推計は次のとおりです。

第1号被保険者数の推計

(単位:人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1号前期 (65歳～74歳)	12,359	11,333	10,339	9,870	8,986	8,345
1号後期 (75歳～)	13,144	13,942	14,785	15,126	15,806	16,178
1号計	25,503	25,275	25,124	24,996	24,792	24,523
総人口	75,333	74,729	74,049	73,800	73,219	72,595
高齢化率	33.9%	33.8%	33.9%	33.9%	33.9%	33.8%

※令和3年度～令和5年度の総人口は各年10月1日現在(その他は、9月末日現在)

2 要支援・要介護認定者数の推計

これまでの実績における男女別、年齢別、介護度別の認定率をふまえ、令和6年度～令和8年度における要支援・要介護認定者数を次のとおり見込みます。

認定者数の見込み

(単位:人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
要支援1	798	824	819	834	854	873
要支援2	1,014	1,059	1,223	1,279	1,318	1,353
要介護1	477	538	552	577	604	621
要介護2	669	677	721	771	807	835
要介護3	567	585	624	678	708	738
要介護4	449	441	481	502	519	532
要介護5	258	283	292	313	320	329
計	4,232	4,407	4,712	4,954	5,130	5,281
認定率	16.6%	17.4%	18.8%	19.8%	20.7%	21.5%

※令和3年度～令和5年度は各年9月末日現在

3 施設・居住系サービス利用者数の推計

(1) 施設サービス利用者数見込みの設定

- 介護保険施設 ⇒ 介護老人福祉施設は、一定数の伸びを見込んでいます。
 ⇒ 介護老人保健施設は、一定数の伸びを見込んでいます。
 ⇒ 介護療養型医療施設は、令和5年度末までに介護医療院へ転換することから令和6年度以降の利用はありません。
 ⇒ 介護医療院は、一定数の伸びを見込んでいます。

施設別の利用者数の見込み

(単位:人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護老人福祉施設	320	333	329	332	335	338
介護老人保健施設	193	203	200	215	220	225
介護療養型医療施設	1	0	0			
介護医療院	26	23	22	23	25	40
計	540	559	551	570	580	603

※令和3年度～令和4年度は、10月審査分(9月利用分)、令和5年度は9月審査分(8月利用分)

(2) 居住系サービス利用者数見込みの設定

- 居住系サービス ⇒ 特定施設入居者生活介護は、一定数の伸びを見込んでいます。

居住系サービス利用者数の見込み

(単位:人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
認知症対応型 共同生活介護	80	90	88	88	88	88
特定施設入居者 生活介護	102	108	105	110	115	120
計	182	198	193	198	203	208

※令和3年度～令和4年度は、10月審査分(9月利用分)、令和5年度は9月審査分(8月利用分)

4 居宅サービス利用者数の推計・地域密着型サービスの整備見込み

(1) 居宅サービス利用者数見込みの設定

居宅サービスは、認定者から施設・居住系サービス利用者を除いた居宅サービス利用対象者（居宅サービスを利用できる人）に、各介護度別利用率を乗じて求めた居宅サービス利用者（何らかの居宅サービスを利用する人）をもとに見込みます。この利用者に、サービスごとの利用率や1人あたり利用回数、1回あたり給付額を乗じて各サービス見込量を求めます。

居宅サービス利用者数の見込み

(単位:人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
要支援1	271	292	278	295	317	337
要支援2	540	597	670	719	741	761
要介護1	330	350	376	378	400	420
要介護2	476	508	526	550	572	594
要介護3	340	329	371	396	418	442
要介護4	206	211	211	220	240	264
要介護5	103	124	128	152	172	182
計	2,266	2,411	2,560	2,710	2,860	3,000

※令和3年度～令和4年度は、10月審査分(9月利用分)、令和5年度は9月審査分(8月利用分)

(2) 地域密着型サービスの整備見込み

地域密着型サービスは、市が指定権限を有しているため、計画的に整備を進めます。

■夜間対応型訪問介護

⇒ 見込んでいませんが、近隣市町と連携し、必要に応じ検討を進めます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⇒ 見込んでいませんが、必要に応じ検討を進めます。

■複合型サービス

⇒ 見込んでいませんが、必要に応じ検討を進めます。

地域密着型サービスの整備見込み

	単位	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域密着型通所介護	箇所(定員)	6(116)	6(116)	6(116)	6(116)	6(116)	6(116)
認知症対応型通所介護	箇所(定員)	3(48)	3(48)	3(48)	3(48)	3(48)	3(48)
小規模多機能型居宅介護	箇所(定員)	7(178)	7(178)	7(178)	6(160)	6(160)	6(160)
認知症対応型 共同生活介護	箇所(定員)	7(79)	7(88)	7(88)	7(88)	7(88)	7(88)
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	箇所(定員)	1(40)	1(40)	1(40)	1(40)	1(40)	1(40)
看護小規模多機能型 居宅介護	箇所(定員)	0	0	0	1(29)	1(29)	1(29)

※各年度末時点での整備見込み状況

圏域別整備計画

整備年度	北城陽中圏域		東城陽中圏域		城陽中圏域		西城陽中圏域		南城陽中圏域	
	サービス	箇所 (定員)	サービス	箇所 (定員)	サービス	箇所 (定員)	サービス	箇所 (定員)	サービス	箇所 (定員)
現 況 (令和5年度)					密着 デイ	1(30)	密着 デイ	2(33)	密着 デイ	3(53)
			認知症 デイ	1(12)	認知症 デイ	1(24)			認知症 デイ	1(12)
	小規模	1(24)	小規模	2(53)	小規模	1(25)	小規模	1(29)	小規模	2(47)
	GH	1(18)	GH	1(18)	GH	1(9)	GH	1(9)	GH	3(34)
	密着型 特養	1(40)								
令和6年度	いずれかの圏域で、小規模多機能型居宅介護から 看護小規模多機能型居宅介護1箇所(29人)へ転換									
7年度	-									
8年度	-									

※密着デイ:地域密着型通所介護、認知症デイ:認知症対応型通所介護、小規模:小規模多機能型居宅介護、

GH:認知症対応型共同生活介護、密着型特養:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※()内の数字は、密着デイ・認知症デイは通所定員、小規模は登録定員、GHは入居定員、密着型特養は入所定員

5 保険給付費等の推計

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

保険給付費等の見込みは次のとおりとなり、令和8年度には約75億円に増加すると見込まれます。後期高齢者の増加に伴い、保険給付費が第8期計画と比較して大幅に増加しています。

保険給付費と地域支援事業費の見込み

(単位:百万円)

	令和6年度	7年度	8年度
保険給付費	6,553	6,843	7,076
居宅サービス	3,204	3,356	3,482
地域密着型サービス	1,138	1,239	1,247
施設サービス	1,887	1,913	2,001
その他	323	336	346
地域支援事業費	442	449	455
計	6,995	7,292	7,531
9期 計	21,818		

※その他の内容:高額介護サービス、高額医療合算サービス、特定入所者介護サービス、審査支払手数料

※四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

(2) 介護保険財政の財源構成

・居宅サービスの財源構成：

第1号保険料(23%)、第2号保険料(27%)、国(25%)、府(12.5%)、市(12.5%)

・介護保険3施設等の財源構成：

第1号保険料(23%)、第2号保険料(27%)、国(20%)、府(17.5%)、市(12.5%)

・市町村特別給付費の財源構成：第1号保険料(100%)

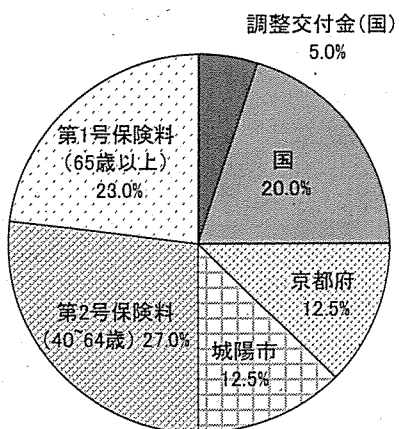
・地域支援事業(総合事業・介護予防事業)の財源構成：

第1号保険料(23%)、第2号保険料(27%)、国(25%)、府(12.5%)、市(12.5%)

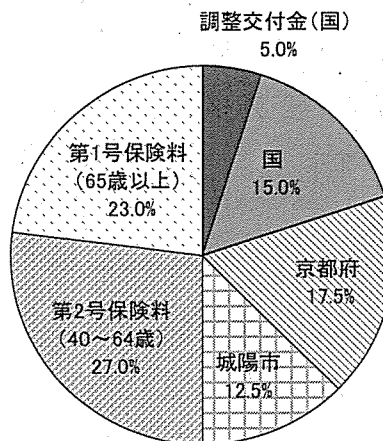
・地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)の財源構成：

第1号保険料(23%)、国(38.5%)、府(19.25%)、市(19.25%)

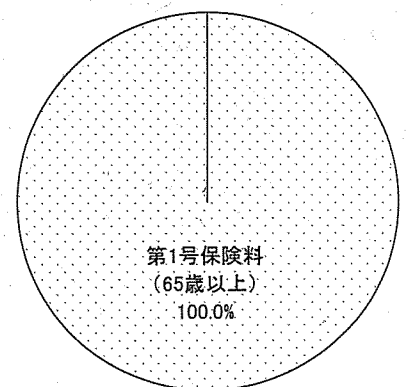
居宅サービスの財源構成



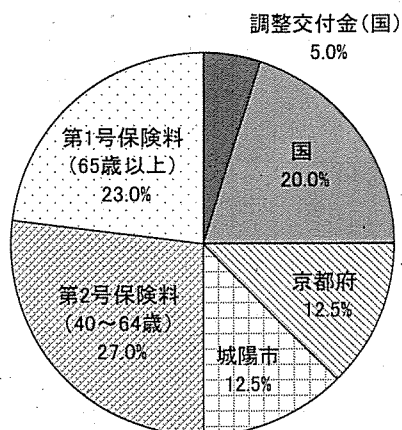
介護保険3施設等の財源構成



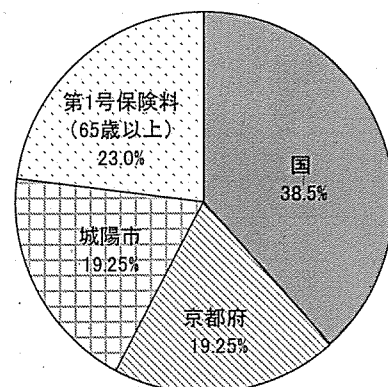
市町村特別給付費の財源構成



地域支援事業(総合事業・介護予防事業)の財源構成



地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)の財源構成



※上記は第8期計画での負担割合であり、今後見直しとなる可能性があります。

(3) 第1号保険料の算定方法

保険料基準額は、次の方法により算出します。

なお、本計画期間中における保険給付費及び地域支援事業費の第1被保険者の負担割合が国から示されていないため、今後、変更となる可能性があります。

$$\left[\left[\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費} \right] \times \left(\text{第1号被保険者負担割合}(23\%) + \alpha(\%) \right) - \text{介護給付費準備基金} \right] \div \text{第1号被保険者数} \div 12 \text{月}$$

※ 調整交付金の5%のうち、交付される率（令和4年度は2.78%）との差は、第1号被保険者負担割合に加算されます。

この方法により算出した、第9期の第1号被保険者の月額保険料（基準額）は、給付額の増加により一定の上昇が見込まれます。

ただし、今後、最新の実績等からさらに精査を行うことや、介護給付費準備基金の取り崩し状況により変動します。

第1号保険料の推移

(単位:円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
城陽市	2,729	3,291	3,868	3,729	4,881	5,098	5,098	5,098
伸び率	—	20.6%	17.5%	△3.6%	30.9%	4.4%	0.0%	0.0%
京都府	2,848	3,562	4,427	4,332	5,280	5,812	6,129	6,328
伸び率	—	25.1%	24.3%	△2.1%	21.9%	10.1%	5.5%	3.2%
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014
伸び率	—	13.1%	24.2%	1.7%	19.5%	10.9%	6.4%	2.5%

資料編

SDGsとの関連

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が中核として掲げられました。SDGs は、経済・社会・環境の諸課題に対処し、「誰一人取り残さない」社会を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、世界各国が枠を超えて協力して達成をめざします。これは、全世界的な目標であり、地域福祉の目標とも一致しています。

本計画では、施策の分野ごとに SDGs の 17 のゴールを関連付け、施策を通じて持続可能なまちづくりをめざします。

■17のゴール

	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終 止符を打つ		2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄 養状態の改善を達成するとともに、持続可 能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生 活を確保し、福祉を推進する		4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い 教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性 と女児のエンパワーメントを図る		6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持 続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可 能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを 確保する		8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ 持続可能な経済成長、生産的な完全雇用お よびディーセント・ワークを推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的 で持続可能な産業化を推進するとともに、イ ノベーションの拡大を図る		10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリ エントかつ持続可能にする		12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保す る
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊 急対策を採る		14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて 保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な 利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化 への対処、土地劣化の阻止および回復、なら びに生物多様性損失の阻止を図る		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社 会を推進し、すべての人々に司法へのアク セスを提供するとともに、あらゆるレベル において効果的で責任ある包摂的な制度を 構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：持続可能な開発目標（SDGs）報告 2023（国際連合広報センター）

地域包括支援センターについて

市内 3 箇所に設置されている地域包括支援センターについて、現在の状況と今後の対応案を以下のとおり報告します。

1. 本市の高齢者の状況

第 1 号被保険者数の推移

単位：人

	平成 18 年度	24 年度	30 年度	令和3年度	4年度	5年度
1 号前期 (65 歳～74 歳)	9,377	12,492	14,372	12,359	11,333	10,339
1 号後期 (75 歳～)	6,238	8,423	9,585	13,144	13,942	14,785
1 号計①	15,615	20,915	23,957	25,503	25,275	25,124
総人口②	81,208	79,746	76,916	75,333	74,729	74,049
総人口に占める 第1号被保 険者数の割合 (①/②)	19.2%	26.2%	31.1%	33.9%	33.8%	33.9%

※総人口は10月1日現在。(その他は9月末日現在)

認定者数の推移

単位：人

	平成 18 年度	24 年度	30 年度	令和3年度	4年度	5年度
要支援	477	1,044	1,763	1,812	1,883	2,042
要介護	1,897	2,290	2,060	2,420	2,524	2,670
計①	2,374	3,334	3,823	4,232	4,407	4,712
第1号被保 険者数②	15,615	20,915	23,957	25,503	25,275	25,124
認定率 (①/②)	15.2%	15.9%	16.0%	16.6%	17.4%	18.8%

※各年9月末日現在

2. 地域包括支援センターの状況

日常生活圏域	小学校区		担当センター名	高齢者人口	センター別合計
北城陽中圏域	久津川校区	古川校区	北部	4,598 人	4,598 人
東城陽中圏域	久世校区	深谷校区	中部	5,494 人	14,922 人
城陽中圏域	寺田校区	寺田南校区	中部	4,568 人	
南城陽中圏域	富野校区	青谷校区	中部	4,860 人	
西城陽中圏域	寺田西校区	今池校区	西部	5,638 人	5,638 人

※令和 5 年 4 月 1 日現在

【設置経過】

- 平成 18 年 4 月 「城陽市地域包括支援センター」設置（市内全圏域対象）
- 平成 29 年 1 月 「城陽市西部地域包括支援センター」設置
（西城陽中圏域担当）
- 4 月 「城陽市北部地域包括支援センターひだまり」設置
（北城陽中圏域担当）
- 平成 31 年 4 月 城陽市地域包括支援センターを「城陽市中部地域包括支援センター」に名称変更

現在、3 箇所の地域包括支援センターを設置していますが、業務量の増加や立地について課題があります。

＜業務における課題＞

各センターとも利用者数が増加傾向にあり、職員 1 人当たりの受け持ち件数が、京都府下平均件数（31 件）を上回る件数（中部：48 件、西部：50 件、北部：52 件）となっています。

また、総合相談件数も年々増加傾向にあります。

（H29：1,429 件 → R4：2,935 件）

さらに、中部地域包括支援センターの担当する東城陽中圏域については、3 圏域の中で高齢者人口が最も多く、今後も業務量が増えることが見込まれます。

＜立地上の課題＞

西城陽中圏域は寺田西小学校区と今池小学校区を、南城陽中圏域は富野小学校区と青谷小学校区をそれぞれ担当校区としています。

現在の西部地域包括支援センターは今池小学校区と富野小学校区との境界付近にあり、富野小学校区の市民は、近くに西部地域包括支援センターがあるにも関わらず、中部地域包括支援センターの担当となります。

また、中部地域包括支援センターは 3 圏域を担当しており、活動範囲が他

の地域包括支援センターと比較すると広がっています。

3. 対応案について

現在の地域包括支援センターの抱える課題に対し、以下の対応案が考えられます。

課題	対応案
利用者の増加に伴う業務量の増加	東城陽中圏域に地域包括支援センターを設置
西部地域包括支援センターの立地	西城陽中圏域と南城陽中圏域の再編

これについては、第9期介護保険事業計画において課題として位置付け、計画期間中の課題解決を目指します。